

1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

刊 月 報 彙 策 政 國 列

號 五 第 卷 二 第

(號 九 十 第 計 通) (月 五 年 二 十 和 昭)

英 國

特殊地域行政の實績……………(一)

序説——特殊地域法制定前の不況地域の情勢——特殊地域法の概要——特殊地域行政二箇年の業績——特殊地域行政と將來の問題——結論——附録……………(二)

伊 太 利

機械・金屬工業労働者團體協約案……………(三)

國 際

大戰後の世界農業恐慌……………(四)
商品價格——農産物の購買力——農産物の供給——農産物に對する收容能力……………(五)

附 録

内外新聞雜誌主要記事月報……………(四七)

局 查 調 閣 內

列國政策彙報 第三卷第四號 昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年二月二十二日發行(每月一、四、七、十、十三日發行)
昭和十二年五月十三日發行(每月一、四、七、十、十三日發行)

(本書の大きさは國定規格に準ず)

本誌記事轉載の際はその旨明記しつ掲載刊行物二部
寄贈せられたし
内閣調査局

列國政策彙報 第二卷第五號 目次

英 國

特殊地域行政の實績……………(一)

一、序説(一)——イ、施設の概観と名稱の問題(二)——ロ、英國失業の趨勢(三)——ハ、英國の對失業政
策(四)——ニ、特殊地域法制定前の不況地域の情勢(五)——三、特殊地域法の概要(六)——特殊地域行
政二箇年の業績(七)——五、特殊地域行政と將來の問題(八)——イ、前特殊地域委員ステュアート氏の
報告及提言(九)——ロ、チェンバレン蔵相演説の要旨(一〇)——六、結論(一一)——附録一、『一九三四年
特殊地域法』(一二)——同二、文献表(一三)

伊 太 利

機械・金屬工業労働者團體協約案……………(一四)

國 際

大戰後の世界農業恐慌……………(一五)

商品價格(一六)——農産物の購買力(一七)——農産物の供給(一八)——農産物に對する收容能力(一九)

附 録

内外新聞雜誌主要記事月報……………(二〇)

目 次

英 國

特殊地域行政の實績

- 一、序 説
 - イ、施設の概観と名稱の問題
 - ロ、英國失業の趨勢
 - ハ、英國の對失業政策
 - ニ、特殊地域法制定前の不況地域的情勢
 - 三、特殊地域法の概要
 - 四、特殊地域行政二箇年の業績
 - 五、特殊地域行政と將來の問題
 - イ、前特殊地域委員ステニアト氏の報告及提言
 - ロ、チエンバレン蔵相の演說要旨
 - 六、結 論
 - 七、附 録 (一) 『一九三四年特殊地域法』 (二) 文獻表

一、序 説

英國政府は一九三四年十二月二十一日附をもつて『特殊地域法』なるものを制定して失業硬核を對象とする救濟行政

特殊地域行政の實績

を開始するに至つた。而して此法律は一九三七年三月二十一日を終點とするその第一施行期間を満了して、今やその第二期行政に入らんとしつゝある。最早や一應問題を取上げてその業績を辿つてみることもあながち徒然ではあるまい。依つて官邊の報告を中心としてその輪廓を描寫してみることとする。勿論紙幅と時間との關係上一々細末の點に至る數字を列擧して専門家や技術家の一一の資料たらしめる様之を綴つてみる地位には居らぬが、國策的見地より見直した問題の動向を許される條件内に於て點描してみんとする努力であることを諒されたい。参考となると思はれる資料表を文末に綴つて置いたから直接斯うした方面に携はつて居られる方は是等を參照して研究を深められることを御勧めする。

『特殊地域』なる名稱は一般讀者には耳新しい文字であるかも知れぬ。一口に謂へば行政組織の完備せる半面として近時各國の國內行政には時間、重複、複雑等といった言葉をもつて形容したい様な缺陷が発生して居る。而して此點からして失業を地域的に見直して之に對して特殊行政を施し、專任行政官をして現代行政組織の完備より發生する謂はば完備の缺陷ともいふべき點を修正、是正せしむる意味に於ける一種の調整官の役目を果さしめんとする行政改革であり得る。傳統を尊重する英國がその舊來の行政組織を墨守して如何に現代の要求に副はしめんとはするか。如何にしたならその基調を變革することなくして、しかも調和を見出さんとはするか。斯うした要求に應へんとして發生した措置に此特殊地域法の制定があり、又國防調整大臣の制定がある。孰れも調整連絡機關であつて、餘りにも分化しかけて來た行政機構を更に専門技術的方面に整理し直さんとする措置であると謂へる。此意味に於て我東北行政を彷彿せしめ、又西洋のレヂョナリズムの行政を彷彿せしむる。特に性質こそやゝちがへ、東北行政といふが如き地域行

政を有する我國として英國の實驗を査檢して一指針たらしめんとすることは徒勞ではあるまい。

一、施設の概観及名稱の問題

英國政府は一九三四年十二月二十一日附をもつて『特殊地域法』、詳しくは『特殊地域發展改善法』(The Special Areas (Development And Improvement) Act, 1934)を制定した。此法律は一昨年の五月二十五日附をもつて我國に於て新設をみた東北振興事務局以後の行政措置にやゝ類するものがある。たゞ東北行政なるものが地理的性質を帯びたる一種のレヂョナリズムの政治であり、その不可避的なる大自然の約束に發足するものなるに對して此特殊地域行政の根本は人爲後天的約束に發足する。東北行政の對象が道路、港灣、鐵道、治水等より農山漁村、商工鑛業、學校、金融、租稅等に至る迄考へ得られるだけ廣泛なる社會救助施設的地域行政である。従つて西洋に於てみるレヂョナリズムの如き、又我東北行政の如き、假令、其内容の點に至りては相方の間に運庭相容れぬ差違の存するにしても、孰れもが長期的性質のものである。それに比べればこれは短期的性質を帯びてゐる。――果して短期的に片付けられ得るか否かは自づと別箇な問題であるとして。――要約すれば、英國には地域的に失業痛を有する地域があり、その失業の質は餘りにも痼疾的性質を帯びて來てゐるので、諸他地方並の救濟法をもつてしては不均衡の誹を免れ得ない。よつて我東地行政の目的に於て見るが如く地域的に救恤の標準を規定して善處するの必要が生じて來た。このために出來た法律が『特殊地域法』であり、此法律の適用を受ける地域が『特殊地域』であり得る譯である。而して此名稱の問題に關しては雜誌等をもみても必ずしも一致してゐない。或は不況地域(Depressed Areas)、貧窮地域(Distressed Areas)、廢棄地域(Derelict



Area)等の名をもつて通俗に呼びなされてゐる例もある様ではあるが、概念的には少しく内容を異にするであらう。何故なれば不況地域があながち特殊地域だといふ譯には行かぬからである。例へばランカシアに於て最近或一定の地區を特殊地域に編入されんことを請願してゐるが如きがそれである。此地帯は貧窮に苦しんでゐるが未だ特殊地域法の適用をうけてゐないから特殊地域ではない譯である。唯だ一つの困難は特殊地域といつただけでは漢として内容を掴み悪いのに反して、不況地域乃至は貧窮地域と呼ばば極めて通俗的であつて、直ちに内容に想到し得る便宜があるからである。是は蓋し極めて通俗的な概念に根據を置いてゐるのみである。今一つ参考に迄記して置きたいことは法律制定前後の呼稱の問題である。今英國労働省の報告(The Ministry of Labour Gazette)の一九三四年十二月號第四三八頁をみるとThe Depressed Area(Development And Improvement) Bill 即ち「不況地域(發展改善)法案」なる名稱を用ひてゐる。又一九三四年四月十九日の労働大臣の演説には「廢棄地域」なる名稱を用ひてゐる。してみると法律制定前迄は斯うした名稱をもつて通用してゐたことが窺はれる。而して一面には前に述べた様な實用上の價值と相結んで今猶處々散見するのではなからうか。しかし其後の政府の報告書等に於ては特殊地域なる名稱と不況地域との名稱との間には判然たる境界が施されて居り、タイムズやガーディアン紙等も特殊地域法の適用を受けて居る地方は『特殊地域』として呼んでゐるから本稿としては以下是等の範に遡つて置く。

口、英國失業問題の推移

産業革命はその名の示す如くに經濟組織の一大變革であつた。就中その始祖英國は機械の發明、豊富なるその燃料資源、その茫洋たる海外發展の氣運等と相結んで一時黄金時代を現出せしめた。併し總ゆる制度には缺陷が伴ふ。今

英國を中心として眺めてみるに、やがては獨佛の對抗勢力が発生し、米國が追ひ、日本が追ひ、更には大戰の結果として自領(印度の如き)に於てさへ産業が勃興して、かくて内憂外患、假に如何にその從來と同じ大汎國を有するにしても、將又オッタワ協定をもつても、近代貿易政策の武器關稅障壁、或は割當制度をもつても、困難は依然として解消しない。更に又、質的に高級品をねらふ英國品は不況に泣く海外市場には不向であつた。かくして産業萎靡の裏に發生したる失業群は思切つて局面打開の舉にも出づるを得ず、逡巡彷徨する裡に精神的遲滯を來さぬでもない。労働組合の發達、同盟結成の力も、政治的施設の完備も、共に停滯を繼續せしむるの結果にしか過ぎなかつた。産業の不振に對する戦後措置としての合理化の問題も資本家側の防衛を固めこそすれ、労働者側に於ける困難は却つて増した様なものである。かくして労働力の全的整理に至らぬ場合に於ても猶一部失業といふ倚形的存在を醸成せしむるに立到つた。

以上は極く總貌的觀察にしか過ぎない。併し、各國共にその産業攪亂の大モメンタムは大戦とデモビリゼーションであつたことは事實である。偏重的に一方化した産業大發展はそう簡單に調整も出來兼ねた。『大戰前の歐洲の失業率は平均に於て四三・八%、その最高率に見るも七八%を超へてゐない。而して此期に於ける英國の正常的失業者数は五十萬人と推定せられてゐる。之を戦後の情勢に比するときはその急激なる増加に一驚せざるを得ない。戦後英國に於て労働市場の比較的に良好なりとせられた一九二七年に於てすら失業者は百十七萬八千八百人を算し、不況甚しかつた一九二二年の如きは實に二百萬人を超過してゐる』(協調會編「英國に於ける失業及其對策」四頁参照) 始末である。而して斯うした失業増大の原因に就ても種々なる觀察が擧げられ得るであらう。その二三のものに就てはすでに

特殊地域行政の實績

少しく述べたのであるが、更に之を列記してみれば外的對抗勢力の發生による英國産業の萎廢、購買力の減退に基く生産の制限、デモビリティゼーション、労働力の永久的損耗を恐れての労働時間に關する諸種の技術的變革、就業時間の短縮の如き、——目を單位としたる、又週を單位としたるものゝ如き、産業合理化の問題、更には、外的には世界の財政金融方面の動き(例へば爲替率の變動の如き)、内的には國家の諸政策、金融關係、原料、組織、消費者の趣味及嗜好、技術上の方法等、更に又、労働者陣營の強化、社會施設の完備と精神的萎靡等々數へ上げれば細密なる調査を要する。紙幅の關係上そうした問題に關しては別箇の機會に譲るより外ないが、要するに大戰後の失業病毒は英國社會組織に蔓延した。斯うした病毒の掃蕩に對する英國政府の採れる政策に就ては次項に於て略説するが、一應英國失業の歴史に就て鳥瞰を試みて置くことは後章の問題を理解する上に於て何等かの役に立つことかと思ふ。

倍て失業測定の問題であるが、これはなかなか容易な問題でもなく、且又正確は期し難い。近時諸種の労働團體、統計施設等が完備して來て幾分推定を容易ならしめては來て居るものゝ失業者必ずしも全部登録する譯のものもなく、又失業概念決定の標準に就ても異論があり得る。或又、假に登録されたる數字のみをもつて一應の基準としても失業そのものは必ずしも年間格一的ではなく、何等かの概念的なものに變換して表示するより外仕様もない。或は又、統計算集のバランスの問題にしても、例へば、農業、鐵道の如き失業が比較的安定してゐる部門の如きは疎んぜられ、一方には機械工業及造船工業の如き部門に至りては極めて過重なる扱をうけてゐる場合があるが如きを考量してみると、斯うした統計上の數字のみをもつて決定的なるものとは致し難い。更に、労働問題を惹起したる年度と平安無事なる年度との間には大なる差違の存することも承知して置かねばならぬ。然し乍ら斯うした統計上の

數字の内容に於て假令缺陷が存するにしても失業の大勢は大體窺へる。よつて英國の失業施設に就て考察を進めるに先立つてエンサイクロペディアブリタニカによつて一八八一年より一九二六年に至る労働統計と、本年二月發行の英國「労働省報告」の附録に見る一九二七年より一九三六年に至る英國主要産業チャートの基礎數字及右チャート中の失業チャートに依つて大勢を鳥瞰してみることとする。

自一八八一年至一九二六年失業趨勢

(労働組合の數字による)

加盟人員(六月報告)

年 度	加盟人員(六月報告)	%
一八八一	一四〇,〇〇〇	三・五
一八八二	一一三,〇〇〇	二・一
一八八三	一一三,〇〇〇	二・一
一八八四	一一三,〇〇〇	二・一
一八八五	一一三,〇〇〇	二・一
一八八六	一一三,〇〇〇	二・一
一八八七	一一三,〇〇〇	二・一
一八八八	一一三,〇〇〇	二・一
一八八九	一一三,〇〇〇	二・一
一八九〇	一一三,〇〇〇	二・一
一八九一	一一三,〇〇〇	二・一
一八九二	一一三,〇〇〇	二・一
一八九三	一一三,〇〇〇	二・一
一八九四	一一三,〇〇〇	二・一
一八九五	一一三,〇〇〇	二・一
一八九六	一一三,〇〇〇	二・一
一八九七	一一三,〇〇〇	二・一
一八九八	一一三,〇〇〇	二・一
一八九九	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇一	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇二	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇三	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇四	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇五	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇六	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇七	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇八	一一三,〇〇〇	二・一
一九〇九	一一三,〇〇〇	二・一
一九一〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九一一	一一三,〇〇〇	二・一
一九一二	一一三,〇〇〇	二・一
一九一三	一一三,〇〇〇	二・一
一九一四	一一三,〇〇〇	二・一
一九一五	一一三,〇〇〇	二・一
一九一六	一一三,〇〇〇	二・一
一九一七	一一三,〇〇〇	二・一
一九一八	一一三,〇〇〇	二・一
一九一九	一一三,〇〇〇	二・一
一九二〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九二一	一一三,〇〇〇	二・一
一九二二	一一三,〇〇〇	二・一
一九二三	一一三,〇〇〇	二・一
一九二四	一一三,〇〇〇	二・一
一九二五	一一三,〇〇〇	二・一
一九二六	一一三,〇〇〇	二・一
一九二七	一一三,〇〇〇	二・一
一九二八	一一三,〇〇〇	二・一
一九二九	一一三,〇〇〇	二・一
一九三〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九三一	一一三,〇〇〇	二・一
一九三二	一一三,〇〇〇	二・一
一九三三	一一三,〇〇〇	二・一
一九三四	一一三,〇〇〇	二・一
一九三五	一一三,〇〇〇	二・一
一九三六	一一三,〇〇〇	二・一
一九三七	一一三,〇〇〇	二・一
一九三八	一一三,〇〇〇	二・一
一九三九	一一三,〇〇〇	二・一
一九四〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九四一	一一三,〇〇〇	二・一
一九四二	一一三,〇〇〇	二・一
一九四三	一一三,〇〇〇	二・一
一九四四	一一三,〇〇〇	二・一
一九四五	一一三,〇〇〇	二・一
一九四六	一一三,〇〇〇	二・一
一九四七	一一三,〇〇〇	二・一
一九四八	一一三,〇〇〇	二・一
一九四九	一一三,〇〇〇	二・一
一九五〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九五一	一一三,〇〇〇	二・一
一九五二	一一三,〇〇〇	二・一
一九五三	一一三,〇〇〇	二・一
一九五四	一一三,〇〇〇	二・一
一九五五	一一三,〇〇〇	二・一
一九五六	一一三,〇〇〇	二・一
一九五七	一一三,〇〇〇	二・一
一九五八	一一三,〇〇〇	二・一
一九五九	一一三,〇〇〇	二・一
一九六〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九六一	一一三,〇〇〇	二・一
一九六二	一一三,〇〇〇	二・一
一九六三	一一三,〇〇〇	二・一
一九六四	一一三,〇〇〇	二・一
一九六五	一一三,〇〇〇	二・一
一九六六	一一三,〇〇〇	二・一
一九六七	一一三,〇〇〇	二・一
一九六八	一一三,〇〇〇	二・一
一九六九	一一三,〇〇〇	二・一
一九七〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九七一	一一三,〇〇〇	二・一
一九七二	一一三,〇〇〇	二・一
一九七三	一一三,〇〇〇	二・一
一九七四	一一三,〇〇〇	二・一
一九七五	一一三,〇〇〇	二・一
一九七六	一一三,〇〇〇	二・一
一九七七	一一三,〇〇〇	二・一
一九七八	一一三,〇〇〇	二・一
一九七九	一一三,〇〇〇	二・一
一九八〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九八一	一一三,〇〇〇	二・一
一九八二	一一三,〇〇〇	二・一
一九八三	一一三,〇〇〇	二・一
一九八四	一一三,〇〇〇	二・一
一九八五	一一三,〇〇〇	二・一
一九八六	一一三,〇〇〇	二・一
一九八七	一一三,〇〇〇	二・一
一九八八	一一三,〇〇〇	二・一
一九八九	一一三,〇〇〇	二・一
一九九〇	一一三,〇〇〇	二・一
一九九一	一一三,〇〇〇	二・一
一九九二	一一三,〇〇〇	二・一
一九九三	一一三,〇〇〇	二・一
一九九四	一一三,〇〇〇	二・一
一九九五	一一三,〇〇〇	二・一
一九九六	一一三,〇〇〇	二・一
一九九七	一一三,〇〇〇	二・一
一九九八	一一三,〇〇〇	二・一
一九九九	一一三,〇〇〇	二・一
二〇〇〇	一一三,〇〇〇	二・一

特殊地域行政の實績



ハ、英國の對失業施設

産業革命の始祖である英國は失業施設の始祖でもある。實は、施設が完備し過ぎて却つて弊害を來してゐるとさへ考へてゐる向きもある。然しその施設の經驗を検討してみるとは決して徒然ではなく、特に特殊地域施設を考究する場合に於てそうである。

英國に於ける失業救濟施設の起原は極めて古い。既にエリザベス朝の終末期に於て失業救濟施設が開始せられ、各教區は貧民監督官の任命を必要とするに至つた。此基本的施設は爾後三百年間襲踏せられてゐる。しかし、孰れも教會の財力を背景とする慈善施設であつて、後代發達した社會連帶的觀念を基調とする救助とは少しく性質を異にしてゐることは事實である。爾來諸種の實驗と修正とをもつて失業克服陣は強化せられ、「英國の失業克服」(British Attack on Unemployment, A. C. C. Hill, Jr. and J. Sadar Lubin)の言葉を藉れば「英國の勞働者は病氣のために賃銀を喪失すれば健康保險が扶助及治療を提供し、從業中の傷害や疾病に基く執務不能には災害事故補償保險があり、勞働者が老朽すれば勞働年金がある。而して勞働者は所謂「ドウル・システム」なる單純なる制度によつて援助されてゐる。……英國の對失業者施設は決して失業保險のみに限定されてはゐない。それは、寧ろ、贖金制失業保險、保險加入者に對する非贖金制救恤、救貧法、廣範圍に互る職業紹介、救濟事業、不況地域より好景氣地帯への移動及勞働者の海外移民刺戟を目的とする失業者再教育に對する複雑なる機構等がある。是等救恤行政體の主なるものを挙げれば英國政府の諸機關、地方行政廳の諸支局、勞働組合及個人企業等がそれである。恰も、華人形の如くに、この構成分子は相互に相關聯し、而して相互に相扶助し、或は時には相傷害し合つてゐる」譯である。是等の諸制

度に就て一々詳細に互つて論述する紙幅も持たないし、又それは本文の目的でもない。唯一應從來の理論を補する意味に於て同書に據つて政策の推移の跡を辿つてみる。

收入不安定克服のための最初の協会的措置の採擇をみたのは一九一二年である。而して二百五十萬人の勞働者が英國政府の經營に係はる強制失業保險に加入せしめられた。これはそれ以前に於て、若し何等かそうした風なものがないか、最れたとした際は、救貧法に準じて地方官憲が之をなしたか、乃至は慈善事業團體の手を通じて之をなしたかである。最初十箇年間の實驗の結果として失業保險は失業救濟に對して具體的解決を提供したかに思はれた。該計畫は實にその目的としたるものをうまく防止し得たのみならず、更に財政的にも健全であつたかの様である。一九二〇年來該保險のお蔭で保險料金の全収入と殆んど同額の剩餘金を蓄積し得た。

失業克服に對する保險の實行力に對する見透しが略ぼついたので英國政府は一九二〇年該制度を事實上英國に於ける産業勞働者の全部に適用せしむるの措置に出た。

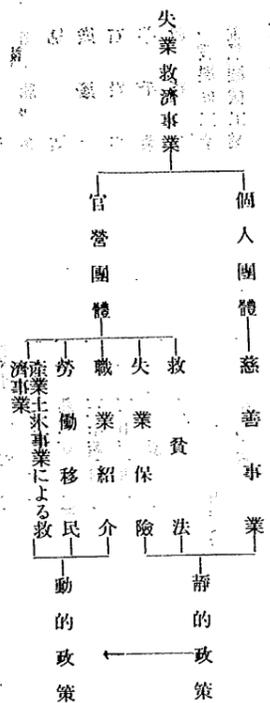
ところで、此の思切つたる實驗に對する大なる期待も失望に終る仕儀に立到つた。といふのは該計畫實施後直に一九二一年の大不況が襲來したからである。此不況による失業率は新計畫による保險統計平均の約三倍に及ぶ失業を發生せしむるに至つた。而して爾後此失業の大勢は如何なる國民の今日迄の歴史に於てもその例を見ざる深刻さをもつて繼續した。石炭業、鐵鋼業、一般機械工業、造船業、又程度を少し下げれば綿業、毛絲及毛織物工業等は殆んど不況に熾烈なる失業の厄に遇ひ、又基本工業に依存する諸他の工業も等しく打撃を受けた。

一九三〇には世界不況が襲來した。而して失業は又新なる頂點に到達した。而して一九三〇年—三四年の間に於

て、英國を總體的に見直す時には五對一の失業を出し、或工業、例へば造船業の如きに至りては二對一の失業を見る
 といふ始末であつた。
 斯等の如き情勢の結果として収入を奪はれたる保険加入労働者の要求に應ずるために英國政府は一九二二年以後従
 来の保険制度に對して諸種の複雑なる變革を行つた。是等變革の要點とするところは失業給付金受給資格を寛大にし
 て従來のものよりも三層長期に亙り之を給與することを目的としてゐた。斯うした費用の増大は保険掛金を數倍増
 し、且又國庫より借入れをなすにあつた。

失業保險計畫に並行して他の機關も失業者の収入を補給した。是等は公共扶助局、労働組合、其他の施設、慈善事
 業團體、個人等である。
 更に尤〇九年以來職業紹介機關の創設、公共土木事業の計畫、労働者の教育、再教育、労働者の身心兩面の再調整、
 不況地域労働者の轉換移動等であつた。英國政府は更に過剩労働を労働市場より驅逐する努力をなした。英國への移
 民は事實止之を禁止し、海外移民に對しては之を補助し、又之を培養開拓の舉に出でた。例へば炭業方面に於けるが
 如き若年労働者の募集は之を抑壓した。老年者に對しては年金を授與し、若年者は十四歳迄は嚴重に學校に抑留す
 るの舉に出でた。

以上一九三四年迄の英國の對失業政策を總覽すれば左表の如き體制になるのではないか。



上に示した圖表は極めて概観的であつて早急なる結論を許さないであらうが、英國に於ける失業政策の大體の傾向を
 示し得ると思ふ。慈善事業、救貧法、失業保險と云つた系列に準じて段々システムティックになつてはゐるが結局は失
 業解消の根幹に觸れることは少い。場合によりては救貧法及失業保險兩箇の制度を濫用する等の弊害をも發生せし
 め、若くは失業状態に居ることそれ自體が却つて労働にたづさはつてゐることよりも便宜なるが如き病的なる現象を
 さへ生じてゐる。斯うした傾向は職業紹介、失業者の補導訓練、國內移住より延ては國外移民、更に社會政策的産業
 土木事業をさへ起して救済の方向を一層積極的、動的救済へと導き入れんとしてゐる。特殊地域行政の内質として
 は斯うした動的要素を内蔵してゐることが窺はれる。次に特殊地域行政に導き入れたる窮乏地域の情勢に就て考察し
 てみる。

特殊地域行政の實績

二、特殊地域法定前の不況地域的情勢

前掲のチャートを見れば一目瞭然たる様に英國に於ける失業指数は一九二七、二八、二九の三箇年に於て一時的に底點を示してゐたものが一九三〇年に至つて急に上昇を示すに至り、一九三一年初頭より一九三三年の初頭に至る滿二箇年に互つて繼續的に頂點を持續せしめた。今英國勞働省編チャートをみるに生産、貿易及輸出方面の底點も一九三二年及同三三年の頃に於て見られる。今主要産業の趨勢を失業頂點をもつて示せば次の様になる。指数は一九二四年をもつて基準として計出したものであつて、年號はその頂點到達年度を示す。孰れも概數である。

一九二七年—三六年度の英國失業趨勢

産業名	頂點年度(括弧内は%)
造船業	一九三二年後半(六二)
綿業	一九三〇年中葉(四五)
鐵鑄業	一九三二年中葉(四八)
石炭業	一九三二年中葉(四〇)
羊毛業	一九三一年中葉(三七)
建築業	一九三三年初頭(三三)
一般機械工業	一九三一年及三二年中葉(三〇)
電氣機械工業	一九三三年初頭(一九)

是等産業の頂點に到達せる四圍の事情或は趨勢に就ては幾分産業自體の性質上異りもするが、しかし一九三二年

より三三年に至る間に於て最も大なる打撃を與へたることは事實である。而して是等産業の中心地帯に大なる失業硬核が出来たことも事實である。是等失業群の發生を是等産業中の最も地域性の強大なる石炭業に就て示せば左表の通りである

地域的に見たる英國炭業の失業趨勢

(一九三四年十二月十七日)

地域	完全失業	一部失業	炭業保險失業總數の百分率
ノース・アングロ・サウス・ウェイルズ及モンマス	五七、三三七	一三、四六一	三三・〇
カンバランド及ウエストモアラン	三二、二九四	一、九八三	二二・三
スコットランド	二四、六六二	一、四七五	二二・九
ヨーク	三二、七九九	一、一八四	二二・七
グロスタシア及ソマセット	一、三三二	一、四五〇	二二・六
ダラム	二九、三九四	一、四七三	二二・九
ランカシア及チェンシア	一五、四七五	二、二七三	一七・七
ノッティンガムシア及レスタシア	八、五五一	二、二三九	一六・九
ノーサンバランド	八、一三五	三、三五五	一三・三
ダービー	六、四三六	一、七三九	一二・四
スタファードシア、ウスタシア及サラツプ	六、一九七	一、七三九	一三・三
ウォリック	九三四	九〇	七・六
ケンブリッジ	三四五	七二	五・四
英國合計	一八六、三二八	四一、四七四	二二・二

特殊地域行政の實績

上表は燃料を中心として見たる英國産業の地域的分布であるが、過去の産業が石炭燃料を主要素とした動力に依存してゐた關係からして炭業中心地を繞つて多くの諸産業が発生したことも想像に苦しくなく、而して地域的に見直した英國失業の分布が大體上表の如きものと考へても差支へなからう。詳細に就ては文末に譯出する特殊地域法中に列記してある。かくの如き情勢によつて是等不況地域に對して特殊なる行政を施すことの必要が痛感されるに至り、英國政府(勞働大臣)は一九三四年四月十九日、不況地域救済に對して何等かの處置をなす意志を有するものなるや否やとの質問に對して『英國政府は廢業地域 (Derelict Areas) の特殊問題に就て考究中であつた。而して先づ Durham) 南ウエイルズ (South Wales) カンバランド (Cumberland) 及蘇格蘭 (Scotland) に於ける特殊地域内の調査をなすことにした。……』と説明するに至つた。而して是等不況地域の現情調査委員の報告は同年末發表された。左に勞働省報告一九三四年十一月號所載のものによりその大要を左に紹介する。――

西カンバランド及ホールトウイスル 調査委員の報告書を出した當時に於てカンバランド西部地方に於ける保險加入者三三、八〇〇人の男子勞働者中、一〇、五〇〇が失業登録表にのつてゐた。メアリポルトに於ては六二%が遊休状態にあつた。而して全體として該地方より離散することを遺憾とする傾向がある。調査委員デイヴィドスン氏 (Dr. Rt. Hon. I. C. Davidson) は次の如く述べてゐる。――

『カンバランドに於ては全然廢業地域とも名付くべきところはないが、しかし来る數年間は勞働力過剰に陥り、而してこれが捌口を見出すことは困難の様である。同地方の窮乏を單個の問題として切離して取扱ふことは不可能である。西カンバランドの主要産業は皆相依存してゐる。鐵鋼業方面には勞働吸収力乏しく、炭業には来る數年間

勞働吸収力がある。新産業を引寄せ見込みは乏しい。』

- 一、現存産業の改善
- 二、新産業の奨励及地方小工業の再組織
- 三、餘剰人口の土地定著

其他産業興發信託會社の創設、植林、港灣改良、救助施設等に對する施設等であつた。

ダラム及タインサイド 一九三四年六月四日に於ける當地の失業人口は一四七、九四〇 (男子一三七、四四一人、女子一〇、四九九人)であつた。男子失業者が大なる數字を占めてゐるのは同地方が重工業に依存してゐるからである。特に失業が重大性を帯びてゐるのは左表に見るが如き長期失業をみてもうなづかれる。

二箇年以上の失業	六三、〇四六
三〃〃	四〇、七二九
四〃〃	一八、五四〇
五〃〃	九、二四六

或地方に於ては失業歩合は極めて高度の數字を示した。一九三四年六月四日に於て

ビショップ・オークランド職業紹介所	五〇・四%
デアロウ職業紹介所	五六・八%

特殊地域行政の實績



の失業があつた。一九二一年—三一年間に於て一四八、四九六人の労働者の流出があつた。これは全人口の一〇%に該當する。カウンティ内に於て南西方の舊炭坑より北西乃至は東方の新炭坑に對する移動があつた。

同地方調査委員ウォレス大尉 (Captain D. Euan Wallace) が政府に對して獻言せんと欲するところは「特殊の産業の地域的特定」に就てである。而して謂ふ——

『高度の人口移動は社會資本の損耗となる。常に住宅、學校、道路、下水、病院等の如きを新移住地域に於て新築する必要が生ずるのみならず、更に常に移住を許さぬ残滓人口があり、これは公費に對する負擔となる』

と。而して同氏は英國政府は今や産業政策に關して全國的再建設乃至は再検討をなすべきの秋に際會してゐる旨を述べてゐる。第二の問題として國民が提唱することは就學年限の引上である。その理由として同地方には青少年失業が相當深刻であり、而して又少年失業者を一々保護しようにも財政的見地は之は許さぬ。更に同氏の改良案を要約すると、——

- 一、輸出貿易に對して影響を及ぼさぬ範圍内に於て婦女子及少年労働に對して或程度の制限をなすべきこと
- 二、老年者の年金、及更に恩給受給者の労働陣營よりの引退問題の再検討
- 三、労働時間の削減——例へば五週制度

同氏の提唱する改善の要點は並行乃至は複合的方法による累積的效果を目指すことにある。而しては國民は同地域の救済事業を地方的に擔任すべき小規模の特別委員乃至は一人の委任を任命すべきことを提唱してゐる。同氏の改善案による細部の施設を列記してみると

一、鑛山税の格一化

二、タインサイドに對する産業振興會社の創設

三、タインサイドに於ける地方當局の或意味の統合

四、ダラム・カウンティに於ける普通院外救済に對する委員の任命

五、全國平均額に該當する額の地方負擔軽減に對する公共扶助経費用の大藏省助成金の交附

六、産業移動

七、ダラム・カウンティに於て實施されてゐる田園セトルメント計畫に對する大藏省の資金調達及排水計畫に對する財政的援助

八、特別住宅計畫の促進

同氏は更に諸種の公共救済事業の開始を提唱してゐる。

南ウエイズ及モンマスシャー サー・ウィングダム・ポータル (Sir Wyndham Portal) が當地方の調査委員であつた。同氏の調査したる區域は大體南ウエイズ、イルズの炭田地方であつた。全體として東部地方 (即ポート・タルボットの東方) が西部地方に比較して一層不況に悩んでゐた。失業歩合は東方の四四・五%に比して西方は二八・六%であつた。従つて同氏の調査は主として東部地方に限定されてゐた。

南ウエイズ、イルズの東方地方に於ては全然廢棄地帯とも名付くべき地域がある。例へばブレイナ (Blaina)、プリンマイル (Princetown)、マーサー・ティドウィル (Merthyr Tydfil) に於ては各七一・四%、七二・五%、六七・六%であつた。地域

特殊地域行政の實績

全體の失業は四四・五%であつた。しかし同地方に於ける労働移動の頻繁なる關係より押しして東部地方を一丸として考察することを必要とする。同地方の主要産業は石炭であつて、炭坑従業員中一九三四年四月二十四日に於ける失業者数は六九、三三三人(即四五・三%)で、しかも長期失業者も極めて高度に達してゐた。今炭業に於ける完全失業者五〇、四三七人中より長期失業を分析してみると――

一年以上の失業	七六%
二年以上の失業	五六%
三年以上の失業	三五%

といふ數字を示してゐる。同氏が救済施設として勸告せんとするものを列挙してみると次の様なものである。――

(イ) 炭業 炭業救済施設としては若し目下研究中の水素添加による石炭液化法にして採算がたつものとしたら南ウェイルズを先づ考慮に入れるべきこと、及ガソリンの代りに瓦斯を可成的に使用せしむべきこと。對外、特に伊國との石炭輸出を促進せしむべきこと。その炭田の排水計畫、採炭税、石炭利用販賣促進委員の任命等が擧げられてゐる。

(ロ) 鐵鋼業 専門家を派遣して此方面の工業の將來性に關して適確なる聲明を爲さしむべきこと。五〇%新産業及官營工業 政府工場の設立。窮乏地域にある工場に對して政府の工事の請負をなさしむべきこと。以上の失業者の居る地域に於て新工場を設立せんとする者に對しては政府は使用人の労働賃金の補助をなすべきこと。

と。海岸地域(カーディフ、ニューボート、スウォンシー等)に於ける工場の設置の有利なる點につき一般工業の注意を喚起すべきこと。小資本産業に對する財政顧問の任命等。

(ハ) 一般土木事業 此方面の件に關しては該地方の特殊事情を參酌して適切と思はれる事業を擧げてゐる。河川、下水等の排水の如き。

(ニ) 其他ラジドセトルメント、スモール・ホウルディング、アロットメント、地方税、社會施設、民間社會事業關係の問題に關して諸種の意見を提供し、最後に新産業設置に際してとかく計畫經濟的見地よりする労働力の考慮が乏しく、新産業設置地域の地元は於て労働が募集されてゐる迄を遺憾としてゐる。

蘇格蘭 サリーナー・サ・ローズ(Sir Arthur Rose)は蘇格蘭に於ては特に取りたて、廢棄地域とも稱すべき地域を見出すべきことは困難にして唯全體として窮乏状態にある旨を述べてゐる。同調査の對象となりたる土地はラナー・クニヤ(Tanarishie)、レンフルー(Bentley)、ダンバトン(Dunbarton)、ヘアシア(Ayrshire)の北部(相當まとまつた地域にて一單位と考へられ得る地域)、ウェスト・ロウシヤンの頁岩鑛地帯及スターリングシア(Stirlingshire)のブォールカーク(Bellshiel)の南方地帯等であつた。當地方の産業は重工業を主とし、相互に相依存してゐる。而して之等の産業の労働雇傭能力は極めて削減せられてゐた。例へばラナー・クニヤ炭業地域に於ける労働者数は一九二六年三月五〇、一〇〇人が一九三三年に於ては二五、一〇〇人(平均)に低落してゐる。頁岩油工業方面に於て一九二九年



に於て七、五〇〇人の労働者が居たものが一九三四年に於ては四、〇〇〇人に低落した。事業分配制度によつて失業を緩和することが出来た。同氏の調査によるにノース・エアンシアには四、〇〇〇人の過剰人口があり、ウェストラナークシア及グラスゴウ、レンフルー及ダンバタンの一部とを合して六〇、〇〇〇人の失業があり、此外現今一部失業してゐる一〇〇、〇〇〇がゐた譯である。

救済措置として同氏の提唱するものは同地方の失業は相互に相依存してゐる性質のものであるが故に計畫經濟による政府の注文(例へば造船業の如きに於ける)の始發等は失業緩和に有效ならんといつてゐる。其他救助施設として新産業の誘致、アロツトメントの提供、労働移動斡旋等を列擧してゐる。

三、特殊地域法の概要

上記調査委員の調査を基調として特殊地域法は英國議會に提出され、一九三四年十二月十三日英國下院を通過した。法案の原名は『不況地域發展改善に関する法案』(The Depressed Areas (Development and Improvement) Bill (House of Commons Bill, No. 12. H. M. Stationary Office, price 4d. net (3d. post-free))として上程され、通過して後『一九三四年特殊地域(發展改善)法』(The Special Areas (Development and Improvement) Act, 1934. 25Geo. 5. c. 1.)なる名稱を帯ぶるに至つた。新法律條文は文末に全譯して掲載することにしたから詳しくは之を参照されたい。今大要を英國労働省一九三四年十二月號により之を紹介する。

本法案の目的とするところは二人の委員を任命して此委員(Commissioners)をして前掲の『或不況地域に於ける産業情勢に関する報告』(Reports on Industrial Conditions in certain Depressed Areas. Cmd. 4728. H. M. Stationary Office; price 3s. 6d. net (3s. 9d. post-free))の取扱つてゐる不況地域の經濟的發展並社會的施設改善を目指す措置を發動、組織、實行、援助するための廣汎なる權能の賦與にある。該委員はイングランド及ウェイルズに關しては英國労働省の一般統制下にあり、蘇格蘭に關する限り蘇格蘭事務大臣の支配下にある。但し、イングランド及ウェイルズ委員の申請ありたる場合には英國労働大臣は代理委員を任命せしめ、この代理委員をして委員の權能(地所の獲得所持の權利を除く)を全面的乃至は部分的に代行することを得せしむる。

委員は諸官省、地方官憲、民間團體に對してその關係事務に關して提案協力し、特に――

イ、一九三四年失業扶助法に規定する社會安寧福利のために失業扶助局と協力し

ロ、英國政府諸官省及地方當局に對して當該省乃至は官憲に附屬する權能により實行され得るものにして且又、該委員の見解をもつてするならば當然實行するべき措置を阻害するものなりと思惟される諸困難の打開に關して意見を提供すること

等である。

委員の權能内にあらざるものは――

イ、利潤を目的とする事業の實行、乃至は上記の如き目的を有する事業に對して財政的援助をなすこと

特殊地域行政の實踐

ハ、交附金乃至は貸附金の名目下に於て地方當局に對して財政的援助をなすこと。但し、この規定ありと雖、
a. 一九三四年失業扶助法、乃至は貧民救助に關する法令に準ずる救助より従業員をして完全乃至は一部分的に自立し得る地位に置き之をして自立せしむることを目的とするが如き事業に従事してゐる従業員の生計費を支給することを主要目的とするが如き事業に對して、乃至は

b. 交附金若しくは貸附金の名義に於て省としては交附を爲し得るための何等の規定をみざる事業經費に對する授給を目的として、乃至は小ホウルディング或はアロットメント提供を目的として地方當局に對して交附金を賦與する場合(但し、關係省大臣と協議の上にて大臣が認可を與へたることなくしては之をなすことを得ない。)に於ては財政的援助をなすもこれを妨げない。

全般的に見て、委員の権能は法案に記載されてゐる地域にのみ局限される。但し、指定地域外に對しても、委員にしてそれ等の地域より或一定数の就職を醸成せしむべき見込みありと見做したる場合には當該地域に對しても始發組織、實行、助成の措置に出ずるとも之を妨げない。

不況地域内に於てスモール・ホールディング提供を奨励せしむる見地よりして本法案は「一九二六年カウンティ・カウンスイル・スモール・ホールディングス及アロットメント法」の第一節並第二節の目的に該當せしむべき目的をもつて、スモール・ホールディングの提供は損失を招致すべきものなりや否やを決定することにより、又農漁省大臣は當該法令第三節下の規定に準じて右大臣の許に提出されたる提案にして之を實行する場合には發生可能ありと思考されたる損失に對して議會が之を採可したる金額中より支出すべき金額を決定することにより、不況地域法に準じてスモ

ル・ホウルディング提供のために給付乃至は給付せらるべき下附金の全體乃至はこれが一部分の交附停止をなすことを得る。

特殊地域委員はその権能發動に對して必要と思考する土地を購入乃至は之を強制購入をなすことを得る。而してその権能行使のためにはその獲得したる動産及不動産を所有することを得る。而して當該委員は、大蔵大臣の許可を得て、寄附金乃至は遺産を受け、而して是等の寄附、遺贈乃至はそれより發生する収入を、それが委員の権限内にある限り、これ等をその遺贈目的のために使用することを得る。

該法律の存続期限は、議會に於て延長に對する許可なき限り、一九三七年三月三十一日迄とする。而して若し右期限經過に於ては該委員の権能は失業扶助局の手に移管され、又他の事項に關して該委員の手を染めたる事項は關係各省の管轄下に轉置するべきものとする規定が設けられてゐる。

『特殊地域法』適用地区の詳細は文末附録の『特殊地域法』の中に記されてゐるが、大別してイングランド及ウェイルズ地区とスコットランド地区とに分れ、更にイングランド及ウェイルズ地区はグラム地域、カンバランド地域及サウス・ウェイルズ地域の三小區に分れる。

左記特殊地域行政委員が四個の不況地域發展改善のために任命され、委員は更にその下に地方委員(District Councils)を任命した。

イングランド及ウェイルズに對して

Sir P. Malcolm Stewart

特殊地域行政の實績

C. Forbe Adams, C.S.I. (District Commissioner for Durham and Tyndale)

Captain Geoffrey Crawshaw (D. E. for South Wales.)

斯くて特殊地域行政なる一種の調整行政が開始された。その點我東北行政に彷彿たるものがある。而して英國政府は該法の實施期間過去二箇年の間に於て如何なる行政をなして來たか。幸ひ英國政府は該法延長の是非を審議する前提として一九三七年三月一日附をもつて『特殊地域に關する白書』を出して過去の業績を報告してゐる。次に之を紹介してゐる。

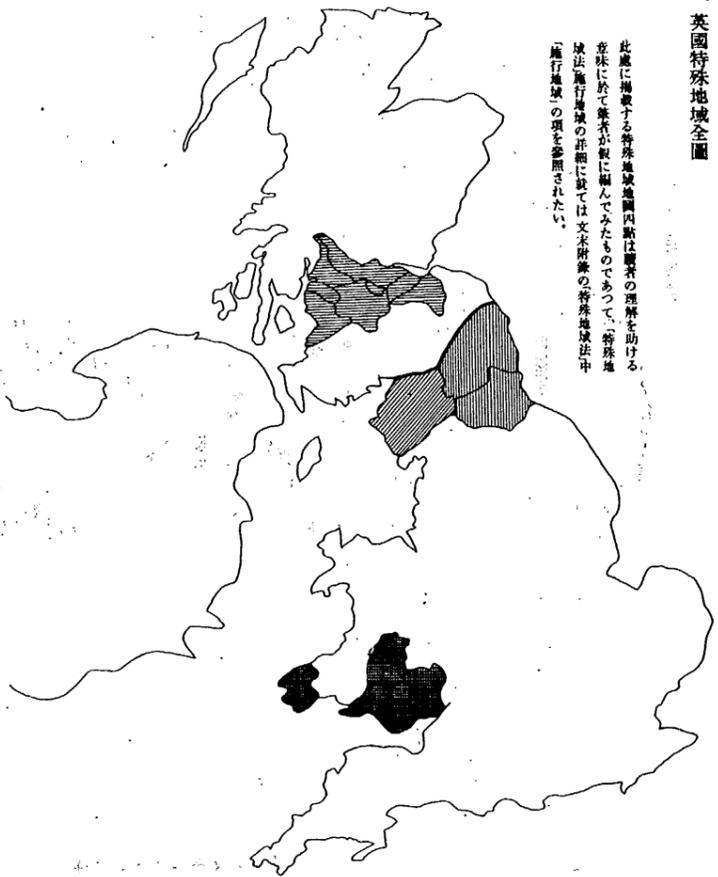
四、特殊地域行政二箇年の業績

一九三四年十二月十三日附をもつて特殊地域法の發布以來左記の如き經費支出乃至はこれが豫算が計上されてゐる。

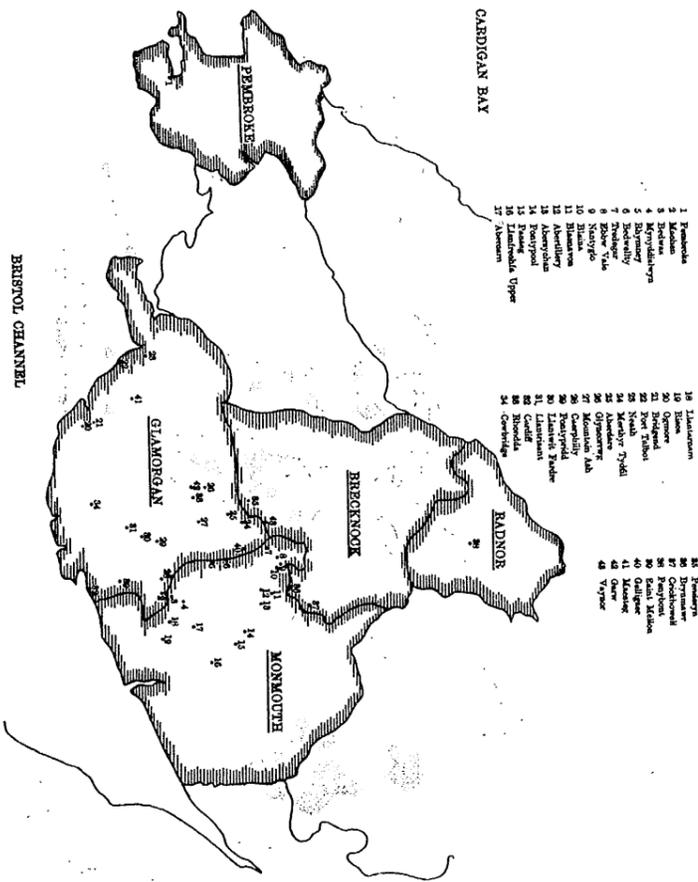
初年度	二、〇〇〇、〇〇〇磅
一九三六年	三、〇〇〇、〇〇〇磅
一九三七年(豫算)	三、五〇〇、〇〇〇磅

該法の期限は一九三七年三月三十一日をもつて満了することになつてゐたが、更に三七年五月三十一日迄延長されるに至つた。大體として行政の範圍は二大項目に分れ、(一)社會改善、(二)不況地域に於ける産業の復興、特に經濟的基礎を擴充してもつて産業復興を誘致すべきが如き新産業の招致をもつてその行政の任務とした。今細項目に互る業績を(一九三七年三月二日のマンチェスター・ガーディアン紙参照)左に紹介する。

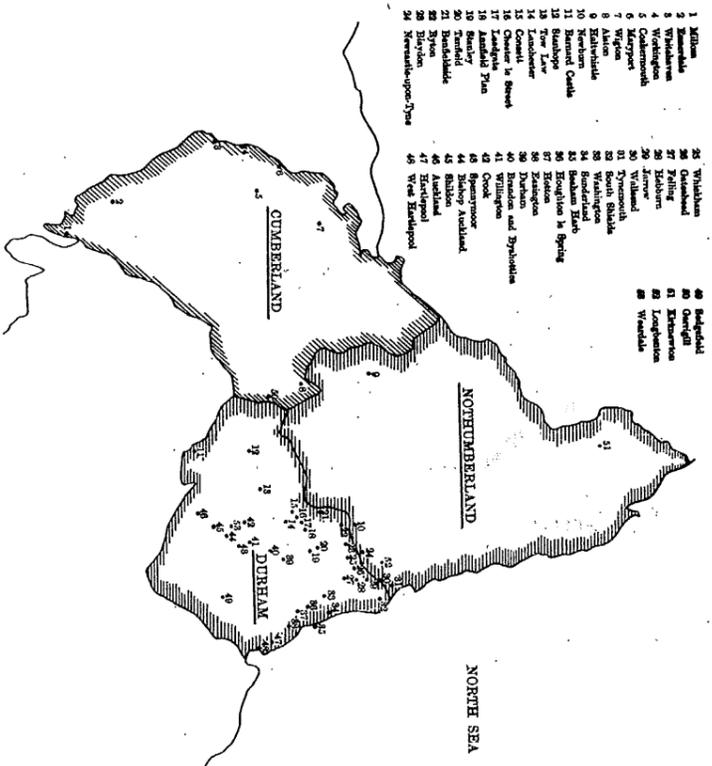
一、英國特殊地域全圖



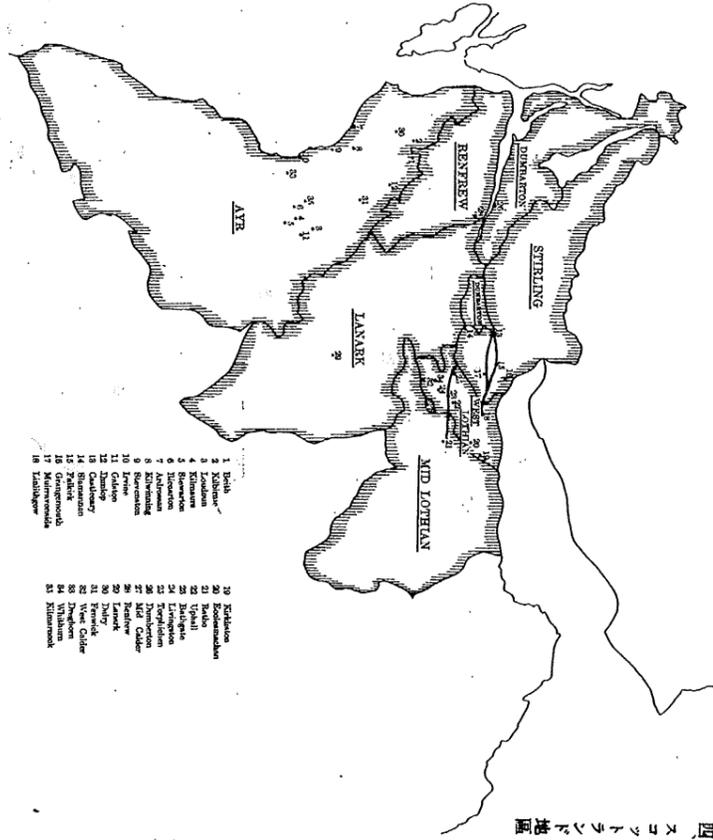
此處に描載する特殊地域全圖は讀者の理解を助ける意味に於て筆者が概に編んでみたものであつて、特殊地域法施行地域の詳細に就ては本文附録の特殊地域法中「施行地域」の項を参照されたい。



一、サウス・ウェールズ地方



三、ノースアンバランド地方



公衆衛生、社会施設其他

本法通過後此方面に於て相當な事業が實行された。イングランド及ウェイルズに於ける公衆衛生事業助成費として二、九〇〇、〇〇〇磅、社会福利施設助成費として六七五、〇〇〇磅の支出保證をなした。

二、〇〇〇軒の家庭に對してランド・セトルメント計畫が實施され、二、〇〇〇、〇〇〇磅の支出保證が與へられた。

又二、五〇〇人に對して小規模のパート・タイム・ホールディングの設定があつた。

更に、森林委員會は、特殊地域委員の勧告に基いてイングランド及ウェイルズに於て二〇〇、〇〇〇英反に互る植林に對する補助計畫を準備した。これは毎年二千人に對して職を與へることになり、一千の家族に對して森林地域に於て永久的セトルメントを賦與することになる。一、六五〇、〇〇〇磅を計上してゐる本計畫の第一期事業は今や著手されてゐる。

産業及船舶方面の施設

産業方面に於てはイングランド及ウェイルズ委員は地方振興會の存在する場合には之と協力し、又他區域に於けるこれが創設に對して援助した。

産業及船舶方面の施設に對しては用地取片附け、棧橋の水深増大、航運改善の計畫等に對して注意を喚起してゐる。特殊地域委員は今や用地取片附計畫に對して二二五、〇〇〇磅、船舶施設に對して五〇〇、〇〇〇磅以上の支出許可を得てゐる。

土地建物會社

特殊地域行政の實績

是等の地方に小規模の産業が果して誘致出来るか否かの範圍を試験するためにスラウ(Strogh)、トラファード、パーク(Trafalgar Park)其他に於て實施中の如き土地建物會社(Trading Estates)の實驗をなす旨の決定があつた。

此種の土地建物會社は一九三六年八月ゲイツヘッド(Gateshead)附近のティーム・ヴァレイ(Team Valley)に於て始めて創設された。即ち東北土地建物會社(North-Eastern Trading Estates, Ltd.)がそれである。この會社は利潤を目的とするものではなく、且又特殊地域基金よりの公債によつて賄はれてゐる。此實驗の結果は極めて有望なるものにして、一九三七年一月三十一日迄に本施設に對して一六六件の問合せがあり、且又十八工場に對する決定的なる注文があつた。

同様の設計に基く今一つの會社が南ウェイルズのボンティプリッド(Bontpridd)の附近トレフォレス(Trefores)に於て一九三六年の十一月これが地所の選定を終へた。二個の工場が目下建設中である。他の照會があり、而して目下研究中である。

蘇格蘭に於ける計畫

蘇格蘭特殊地域委員は略ぼ同様系列の措置をとり、而して今や左記項目に見るが如き支出保證をなし、乃至は將になさんとしてゐる。

産業開發	一七〇,〇〇〇磅
公共福利及改善計畫	一四〇,〇〇〇磅
土地開發(地方當局の計畫)	一〇〇,〇〇〇磅
社會施設(〇)	一〇〇,〇〇〇磅

計約二百萬磅となる。第一の支出は蘇格蘭開發評議會(Southern Development Council)に對する交附金であつて、これはグラスゴウ下のクライド附近の土地建物會社創設關係の諸種の目的及前提的支出をもつて目的とする。土地開發に對する二〇〇,〇〇〇磅の特殊地域委員に對する支出は、ランド・セトルメント、地所及アロットメントの提供並特殊地域に於ける排水幹線用途のために、特殊地域委員と協同にて農務省蘇格蘭局の提出に對する支出四〇〇,〇〇〇磅に對する添加的支出である。

財政的經費支給

現行法律に違ひたる特殊地域委員の手による一九三七年一月三十一日迄の財政的支出はイングランド及ウェイルズに對する九,〇〇〇,〇〇〇磅、蘇格蘭に對する二,〇〇〇,〇〇〇磅である。此の金額の内二,八〇〇,〇〇〇磅は現金支出であつた。

故に、廣範圍に互る支出が決定され、而して結局必要とすべき金額の四分の一が今日迄のところ事實上使用されてゐる譯である。故に、今日迄の措置をみたのみではその廣範圍に互る對策を充分に窺ひ知ることが出来ぬのである。

特殊地域再建協會及其他の措置

是等の措置と併行して英國政府は特殊地域委員と協力して當該委員創設以前に於て既に存在したところの労働者の移動及教育政策を踏襲し、もつて成年及若年労働者をして他の好景氣なる地方の好況を頒け味はしむるの措置に出でた。斯うした措置の恩恵に浴したる者の數は増加した。

特殊地域行政の實績



特殊地域に於ける小産業が財政的援助獲得に對する施設不足のために困難を感ずることなからんことを目的として一九三六年に入りて特殊地域再建設(契約)法(Special Areas Reconstitutions (Agreement) Act)の形に於て利潤を目的として經營されてゐる企業に對して直接的援助を與ふべき新措置が採擇された。此結果として特殊地域再建設協會が一九三六年六月十九日附をもつて資本金一、〇〇〇、〇〇〇磅をもつて創設された。此協會の資本金は個人出資にまじり、而して該法律の範圍内に於て可能なる援助を與へることになつた。同協會は爾來その事業の進展をみせて居り、本白書發表迄に於て二八七、四〇〇磅に上る四八個の公債が發行される段取となつた。本協會は未だ實質的には僅に四箇月に互る歴史しか有してゐないが故に之が實績に對して批評を加ふることは時期尙早と謂はざるを得ぬ。併し乍ら、英國政府の土地建物會社の發達と特殊地域企業事業助成奨励のために提出されたるナフィールド卿の二、〇〇〇、〇〇〇磅の管理人と協力することによつて同協會の創設による恩恵を滿喫するの機會は充分にあるものと思はれる。

政府の請負事業

更に重要なことは、政府は大なる失業地帯に對しては常に優先的措置を賦與するの舉に出た。既に長期に互り英國政府は特定地區よりの請負請願人に對しては優先權を認むるの政策をとつて來た。此優先權賦與に對しては英國勞働省が之に當り、而してその標準は或一定年限の間に於ける失業統計の數字を基礎として之をなすのである。これは『特殊地域』の外、更に大量なる失業をみてゐる特殊地域外の不況地域もこの優先的考慮に預るものである。この政策採擇の結果として特殊地域及不況地域に對して事業を具體的に注入するの結果になつた。斯うした事業の注入がどの程度であつたかに就ては必ずしも一般の認識が充分とも思へないが、次に擧げる數字を點検してみるとその大勢は

窺はれるであらう。

一九三五年四月一日より一九三六年十一月三十日に至る期間に於て國防關係方面のみにて四一、〇〇〇、〇〇〇磅に上る直接請負契約が上に謂ふ優先を享受してゐる地域に對して取交された。更に、これ等は國防方面の端緒的段階に過ぎない。國防方面の事業の進捗するに従つて此額は増大するものなりと考へて差支へない。此事實は一九三五—六年度に於ける斯うした優先地域に對する注文總額が一七、〇〇〇、〇〇〇磅に達したものが、一九三六—七年度に於ては一九、〇〇〇、〇〇〇磅に達したことよりして想像に苦しくない。大體として、上に謂ふ四一、〇〇〇、〇〇〇磅の中に於て特殊地域に對して振り當てられたるものは二四、〇〇〇、〇〇〇磅に計上されてゐる。

特殊地域及不況地域に對する優先賦與の外、政府は、諸他の點は同様としても、特殊地域に對して『一九三五年鐵道(契約)法』(The Railway (Agreement) Act, 1935)及『倫敦旅客運輸(契約)法』(The London Passenger Transport (Agreement) Act, 1935)に準ずる事業請負の振當に對して優先的地位を與へてゐる。一九三六年六月末(此方面の統計を出し得る最近の年月)迄に於て特殊地域に對して是等の法律に準じて振當てられたる請負契約は一、七〇二、〇〇〇磅に上つた。

特殊地域に於ける軍需品工業

軍需方面も、その可能なる範圍に於て、特殊地域方面に新産業を創設することを緊要なることをその主眼點として來た。目下考慮中、乃至は既に開始済みの建物の建築は地方に對して相當の就職を提供するであらう。特に特殊地域内に工場を建設するといふことは當該地方の永久的福利資源とならう。その故は現下の不況對策計畫が完了しても猶永続的に就職の機能を提供するであらうと思はれるからである。特に記憶して置き度いことは是等の工場の或物は單に

不況対策計畫の要求に應ぜんがためのみならず、寧ろ戦時の需用に應じ得るためのリザーヴ能力を提供することを目的とし、ために平時が提供し得る永続的就職能力は低いものだといふことである。

政府の工場

敵の攻撃に對して抵抗力が餘り薄弱であり、地方に現在の政府の爆薬製造充填の工場を建設し直さんとする決定をみたることは特殊地域に對して官營大工場を建設する機会を作り、而してこれに對して出来るだけの利用がなされてゐる。地域の選擇に關しては戰略的又製造能力等が條件となり、ためにその意味の制限を感じるに至りたることは萬止むを得ざるところであつた。ともかくも、特殊地域、不況地域、乃至はその近接地に工場を建設して労働者に對して就職の機会を提供することの可能なることが判つた。詳細に關しては目下のところ次の如きものが知られ得る。

南ウェイルズに對して數百萬磅に及ぶ爆薬工場及爆薬充填工場が建設されることになつて居り、又蘇格蘭の特殊地域に對して總額六、〇〇〇、〇〇〇磅に上る爆薬工場が建設されることになつてゐる。

約六、二〇〇、〇〇〇磅に上る爆薬充填工場がランカシアに於て建設されることになつてゐる。此工場の敷地は長期に亘る厳しい失業の存在する地域の中に建設されることになつてゐる。

東北特殊地域に政府の爆薬工場が四〇〇、〇〇〇磅の豫算をもつて再び作業を開始し、更に之を擴張することになつてゐる。蘇格蘭に在る海軍省管轄下の工場は目下擴張中であつて、これは六〇〇人の労働者に對して餘分の仕事を提供するであらう。

南ウェイルズに於て空軍所管の弾倉及海軍省所管の敷設水雷の倉庫が新設されることになつてゐる。

以上列擧したるものは既に事業着手をみてゐるものにして、向後特殊地域内乃至はその近接地に於て更に新設をみるであらうことは可能である。

代理工場

國防計畫が遅滞を來さないために、又一朝有事の際に引出し得る豫備建設のために二箇の方策がとられた。即ち、一は政府が所有主であり、而して民間企業が政府の代理人として管理經營されてゐる工場の建設及他は政府の費用をもつて民間の現存施設を擴張するといふことであつた。

一方、地域の選擇といふ問題は、政府に代り政府の新工場を經營すべき企業の所在地と當然相關連せしめられることが必然の歸結とはなつてはゐるものゝ、しかし、新工場を特殊地域内に設置せんがためには諸種の努力がなされ、而して屢々成功を収めることが出来た。例へば、――

一、約一六〇、〇〇〇磅の費用を要する陸軍省の工場は南ウェイルズ特殊地域内に建設されることになつてゐる。而して空軍省向のものが特殊地域の近接地に建設されることになつてゐる。

二、空軍向の二箇の工場が蘇格蘭特殊地域内に建設されることになつた。この費用は一四〇、〇〇〇磅を要することにならう。

三、ニューカッスルに於ては海軍省及陸軍省のために軍需品製造目的のためにスコツツウッドのアームストロング・ウィトワース工場全體を裝備中である。該工事終了の曉には數千人に對して就職の機会が與へられることに

特殊地域行政の實績

なる。
 四、ランカシアのポルタン(Portland)に於て空軍所屬工場が建設されることが發表された。又所謂「シヤドウ工場」なるもの、一つがリヴァプール附近に於て建設されることになつてゐる。是等二箇の工場建設のために一、五〇〇、〇〇〇磅の經費を要することになる。

又政府の補助金をもつてする現存工業の擴張事業はカンバランド、蘇格蘭及東北地域内及南ウェイルズ特殊地域に近接せる地帯に於て建設を了したるものがあり、或は目下建築中である。又ランカシア地帯の中失業が大であつた地方に於ても多くの斯うした擴張工事があつた。正確なる數字を擧げることには困難であるが、しかし、建築事業方面に於て相當の就職をなさしめ得たることは事實である。而して製造開始の段階に入るや更に他種類の労働者を必要とするに到らう。更に了解して置きたいことは上に掲げたる工場構築費用に對する數字は當該地方に於て提供されたる請負事業に對する經費外のものなりといふことである。

失業の減退

政府の一般政策及既に説明したる特別措置の結果として特殊地域に於ける失業状態に對して實質的改善を招來せしむることが出来た。一九三四年十一月、一九三五年一月及一九三七年一月に於ける失業の數字は次の如くであつた。(上三段は記入日附に於ける失業總數を示す。)

一九三四年 一月二十六日	一九三五年 一月二十八日	一九三七年 一月二十五日	一九三五年一月—一九三七年 一月間の失業減退率
ドラム及タインサイド 一七六、八六二	一八四、〇六六	二二九、〇七一	二九.九

ウェストカンバランド 一三、五三〇	一四、六八六	一三、二四六	九.八
サウス・ウェイルズ及 モンマスシア 一五七、一七四	一五七、三二一	二二五、一七五	二〇.四
蘇格蘭地域 九四、三六〇	九八、九五七	六七、七三三	三二.六
總計 四四一、九二六	四五五、〇三〇	三三五、二二七	二六.三

これは比較期間、即ち一九三五年一月より一九三七年一月間に於て一九、八〇三、換言すれば二六.三%の全面的減少となる。ドラム、タインサイド及蘇格蘭の特殊地域の場合に於て減少は三〇%近くになる。サウス・ウェイルズ及モンマスシアに於ては二〇%左右であり、ウェスト・カンバランドに於ては失業低減率は従て目立たない——即ち一〇%左右である。

一方失業低減の或部分は労働移動政策の結果に基くものであるが、同期間に於ける地域の保険人口總數の低減は僅に約一一〇、〇〇〇、失業者數の低減は約二二〇、〇〇〇であつた。

地方税の荷重

特殊地域に於ける高率の地方税こそが衛生施設の退歩並産業障壁の主要原因なりとされてゐた。而してイングラント及ウェイルズ委員はその第三回の報告書に於て提言して謂つた。『特殊地域地方當局の上にふりかゝる社會救済施設に對する過重なる地方税は全國格一化といつた方法によつて引下げらるべきものである。』と。此勸告をなした當時、該委員は勿論刻下議會に提出中の『地方當局(財源提供)法案』(The Local Government (Financial Provisions) Bill)によつて特殊地域に於ける地方税率に對する負擔軽減に就ては知るところがなかつた譯である。來る四月後(蘇格蘭に於ては五月十六日後)に效力を發生をみるべき新ブロック・グラントが是等地域の地方當局に對して



賦與すべき實質的助成は、その行政措置その度宜敷きを得ば、衛生施設不足の地方に對して是等官憲をして此方面の満足なる改善を招致せしむることを得べく、且多くの場合、地方稅率に對しても亦相當の引下げを得せしむるであらう。

産業に對する新誘致措置

特殊地域に對しての政府の注文、特殊地域に於ける政府工場の新設、特殊地域委員の取りたる諸種の措置及地方稅に對する有望なる將來の見通し等は合せて一層此方面の事業進展の途を開拓するところがあつた。今や政府は、直接的財政支援をもつて、小形の新産業を特殊地域内に誘致し、もつて一層安定、且一層複雑なる型の就職誘致の可能なる時期の到來せるものなりと信ずることに對して充分なる理由を有してゐる。よつて政府は前委員の報告に従ひ、當分或一定期間に亘りて、地方稅及國稅を免除することにより、かゝる種類の産業が特殊地域に於て育長し得る誘致措置を考察した。これ等の措置は今やこれが検討をなし得る立場になつてゐる財政的決議の上に基礎を置くところの法案の中に包含されるであらう。

財政方面に關する決議

財政方面の決議によつて勞働大臣允可の許に

- a. 一九三四年特殊地域(發展改善)法を一九三七年五月二十一日以後更に之を繼續せしめ
- b. 同法による特殊地域委員の權限を増大せしめ
- c. 特殊地區及その他の地方に對して新規定を設けしむる

法案を提出するに必要な權能が賦與されるに至るであらう。

現下の案としては現行法を一九三九年三月三十一日迄之を延長せしめ、且新規定を同日附迄施行せしむるといふにある。

工場に對する所得稅、地方稅、敷地料に對する補助

財政規定は特殊地域委員に對して特殊地域内の工場を賃貸せしむる權能を賦與し、もつて産業復興を容易ならしむる規定を作る。而して該規定は該委員をして五箇年を超過せざる期限内に於て特殊地域内に創設されるものにして、該委員が許可を與へたる地域に創設される新事業に對して、當に所得稅及地方稅のみならず、更に地料代迄も之を寄贈する機能を賦與する。該委員が助成をなし得る金額の限度の點に關しては當該委員の適度の處置に一任するものである。而して又該委員が特定地域に對して産業を誘致せんと欲するその地方の必要に準じてその誘致上の措置を適度に配案することを得るも、特殊地域内に於ける或種の道路事業及原野排水工事の經費に對して該地域委員をして寄贈をなし得る二箇の助成規定を該法案は規定するに至つた。

特殊の援助に對する地域の擴張

是等の措置の外、英國政府は新産業創設援助措置を必要とするといふ現在の該特殊地域委員及其の地域産業顧問の提出に係る報告を考究した。該委員が先づその管轄地域の問題に對して考慮を拂ひたるも蓋し當然の仕儀と謂はざるを得ぬ。併し乍ら、政府は當に特殊地域のみならず、更に勞働大臣が或一定の事項關係のため必要と考へたる特殊地域外の地域に對して更に斯うした方面の新規定をなさんとする意向を有してゐる。勞働大臣は此目的のために顧問委

員の援助を得んことを意圖してゐる。是等の援助考究の對象となるべき基點は、――

- 一、該地域は相當の長期間に亙り深刻なる失業下にあつたし、又現失業情勢下にある、
- 一、或特殊産業のそれ自體の全面的沈滞のため充分なる就職を提供し得たる産業に依存してゐる、
- 一、敷地會社に對する財政的援助を提供しない以上當該地方に於ける就職の實質的急増増大を望むことは困難である………といつたことになる。

敷地會社はその配當の點に關しては一定の制限を有し、その建設の目的は特殊地域及其他關係地域内への産業誘致の意圖をもつて該地域内に敷地を提供するために創設されるものと謂ふことが出来る。決議によつて發生せしむべき援助の方法は新設會社の拂込資本の二五%を拂込む形式をとるか、乃至は、その會社にして社債制に則る場合は、右金額に該當すべき金額の援助をもつてする。

二、〇〇〇、〇〇〇磅の新支出

政府が目下提案してゐる新措置にして、且又特殊地域乃至は特殊地域に關係を有する地域關係のものとして採擇すべき新規定をもつて権能を與ふべき新措置は總額二、〇〇〇、〇〇〇磅を超過せざる範圍内の金額の提供を意味するものにして、該金額は時に必要に順じて議會の決議を要請するものにして、大藏省管轄下であり、問題の地域に新企業を創設することを目的として新債募集に對して之を利用することを得せしむるものである。

勞働大臣の認可を得たる地域に於ける債務保證は僅に曩に言及したるが如き會社が提供したる工場に於ける新期事業に對してのみ之を提供し得るのみである。

顧問委員

此新期資金の使用に對しては大藏省當局は顧問委員の援助を用ふ。この委員は小企業に關する限り特殊地域に於ては特殊地域再興協會との間に密接なる提携をなし、又大小兩面の企業の件に關してはナフィールド卿提供金の管理者と提携して對置する。

特殊地域委員が工場の提供並敷地料、所得税及地方税に對する補助によつて新事業の誘致に關して當該委員の権能を行使するに際しては顧問委員は當該特殊地域委員と密接に提携をなす。

上記金額の使用可能なる特殊地域外の地域に關しては、上記地域に對する援助施設の許可をみるに先立つて創設すべき敷地會社と密接に提携をなす。

財 政

上記権能の繼續乃至は擴張關係の財政的支出に關しては詳細を示すことは不可能である。一九三七年一月三十一日迄に特殊地域委員の手を通して支出保證をなしたる總額は一一、〇〇〇、〇〇〇磅に達する。而して是等委員の権限の行使期間の延長は是等委員の権限内にある支出保證を更に大ならしむるに至るであらう。

敷地及建築物提供に對する支出は或程度の収入を招致するに至るであらう。尤も或程度の損失は事業の内容上これをまぬがれぬ。

敷地料、所得税、地方税等に關係する交附金の形式に則る會社誘致のため如何程の支出を必要とするものなるや豫め數字を示すことは出来ぬ。市街路の修理並維持費としての支出は二五〇、〇〇〇磅と見積られてゐる。野外排水の

ための交附金は案外少額であらうと思はれる。
不日、特殊地域委員が是等の項目關係下に於て必要とするであらう金額の規定が出来、議會はその豫算に關して之を檢討するを得るに至るであらう。

敷地會社の範圍並特別認可區域に關して何等確定的知識のなき現在として是等項目下に於ける財政的援助上の經費に就て述べることは不可能である。蓋し必要に準じて是等金額を議會に要求するの形式となるであらう。

新期企業に對する債務目的のために表決をなすべき金額は曩にも述べたるが如く二、〇〇〇、〇〇〇磅である。新期要求金額の中には政府の事務上の支出金額をも含むものであるが、しかし、諸他の支出に比較してこの金額は比較的少額に過ぎないであらう。

一九三七年一月三十一日迄の支出表

最後に本年三月四日附をもつて英國労働大臣が英國下院に於て一九三七年一月三十一日迄のイングランド及ウェールズ特殊地域支出として發表したる數字 (The Ministry of Labour Gazette, March, 1937 参照) を添加して業績展望に資することにする。此數字は蘇格蘭の數字(前掲白書中の「蘇格蘭に於ける計畫」参照)を除くものであるが特殊地域行政の内容を窺ふ上には最も具體的なものと考へる。

産業	支出保證(磅)	現支出(磅)
港及築港發展	五〇三、二三〇	四、二三〇
敷地の清掃及改善	二二一、九四〇	六八、七八〇

土地建物會社	二、二三三、五〇〇	一五三、〇〇〇
發展會議	二五、〇八〇	一四、九八〇
雜	三三、八六〇	五、五九〇
計(産業)	三、〇六六、六四〇	二四六、五八〇
保健		
病院	一、五一九、三六〇	二二二、二二〇
母子子女福利機關	三九、六一〇	八、五六〇
地方保健事業及傷病者運搬	五三、二五〇	三一、四〇〇
浴場	一一〇、〇〇〇	三六、一〇〇
給水	一〇七、二二〇	三六、六三〇
下水及下水整理	一、〇二八、八〇〇	二二二、二二〇
雜	二二、〇六〇	六、一六〇
計(保健)	二、八九〇、二九〇	三七五、一九〇
住宅		
東北住宅協會	二〇七、四七〇	一八八、一三〇
雜	四、七〇〇	
計(住宅)	三三三、一七〇	一八八、一三〇
農業		
スモルトホルディング計畫	二、〇八〇、九八〇	七〇〇、〇〇〇
グループホルディング計畫	八八、六八〇	三六、六七〇
助成アロットメント計畫	一四、九九〇	二、四四〇
計(農業)	二、一八四、六五〇	七三九、一〇〇
自發的(地方)保安計畫	四四、六七〇	三〇、六九〇
特殊地域行政の實績		



其他社會改善措置	
ソシアリゼトルメント	一四八、一七〇
職業俱樂部等は機關に對する永久的建築物	六、八二〇
女性間の社會事業の發展	五七、四〇〇
男女青年の社會奉仕事業	一一九、九八〇
小學生の休日野營	二九一、九八〇
教育事業及圖書館	五六、二二〇
體育訓練會	一五、〇〇〇
公會	二〇、〇〇〇
青年團本部	三四、〇〇〇
青年宿泊所	二〇、〇〇〇
サンダランド・ハウス裝飾計畫	一〇、〇〇〇
雜	七、〇三〇
計(其他社會改善措置)	六七六、五九〇
生活維持生産計畫	五六、五〇〇
ドラム城の復舊計畫	一〇、〇〇〇
諸地の事業	八、五二〇
計(雜)	七五、〇二〇
總計	九、一〇〇、〇〇〇
	二、〇四〇、〇〇〇

五、特殊地域行政と將來の問題

イ、前特殊地域委員ステュアート氏の報告及提言

特殊地域行政が過去二箇年に於て如何に實施されたかは前章に於て略述されてゐるつもりであるが、然らばその過去の業績に鑑みて將來如何なる途を辿るべきか。此點に關しては少しく前後はするが前イングランド及ウェイルズ特殊地域委員としてその第一期政行に携つたサー・ピー・マルカム・ステュアート (Sir P. Malcolm Stewart) が昨年十一月發表したその第三回の報告並提言 (Stationery Office, Cmd. 3803, price 3s 6d. net) を検討することをもつて最も適切とする。同氏は一九三四年第一回委員として特殊地域行政に携はり、一九三六年十一月個人的理由によつて該職を辭した。同氏はその就任に際して無給なることを條件として該職に就くことを應諾しただけ (一九三七年二月一日マンチェスター・ガーディアン紙) その報告並提言の中には相當積極的な意見の開陳がある。最近の政府の白書とその將來に對する對策も大體氏の提案の精神を採擇して居り、又最近の議會の討論も結局は同氏の提案是非の問題の検討の如きの觀がある。同氏の意見の歸結は先づ特殊地域への産業の誘致を先決とし、而してその誘致の第一要點は政府の統制的イニシアティブにありとする。それは産業の移動の偏向を修正して、斯かる新興産業を特殊地域に誘致し、かくして産業の力を通して特殊地域自体を救済せんとするにある。換言すれば誘致の方法として強制を直接用ゆるのではなくして「強制的魅力」をもつて、散漫な自由主義的無計畫なる偏向を是正し、計畫經濟的に産業地域の問題を先づ決定し、産業の振興により失業を救恤せんとする。それは特殊地域人口の救恤にあらずして特殊地域そのものを救済せん

特殊地域行政の實績

とすることである。その點從來の失業救済施設、例へば職業紹介にせよ、失業保険にせよ、就學年限の問題にせよ、労働者移動の問題にせよ、そうした總てが人を對象としたものなるに比して地域其物の救恤を意圖してゐる。更に氏は特殊地域委員以上の強力なる機關を提唱する。豫算編成其他に對してそれ独自の判斷の實行を伴はぬ以上徒らに時間がかさされることを述べて、その歸結として議會に責任を有する獨立したる省大臣の格をもつて此行政を處理せんことを提唱する。此提言は採擇はされなかつたが、氏の考へ方を知る上に参考になる。かくして氏の提唱は從來の無計畫なる瞬間的、外皮的なる救恤主義より、計畫經濟的なる國策の全面的なる修正再檢討によつて此問題を解決せんとする意向が窺はれる。先づ氏の二十箇條の提案を二應紹介して後之を更に綜合してみることしよう。

主要なる提案

氏の提案を列記してみると――

- 一、倫敦に於ける新産業の侵蝕を適度に政府の力をもつて統制制限すること
- 二、特殊地域に對して産業を惹附けるための國家的措置。これに對しては關係産業が特殊地域に工場を設置することの利益なる諸條件を考慮に入れ置くを要す
- 三、特殊地域に於ける石炭液化事業工場新設に對する政府の財政的援助
- 四、石炭液化作業様式に對しては適當なる政府の統制を施すこと
- 五、南ウェイルズに於てカルシューム・カーバイド工場を設置
- 六、五箇年以上失業せるものにして再び勞務獲得の可能性乏しきものを登録簿より削除すること

七、ウェイルズ無煙炭の家庭に於ける使用の奨励

八、メアリポット港の再建修理をなして有事の際に具へること

九、セヴァン河に橋梁を架して南ウェイルズとの連絡を良好にして産業開發に資せしむべきこと。此事業に對する政府がイニシアテイヴをとること

一〇、ウェスト・カンパランドの産業開發及交通改善のために南方よりの道路修理及幹線道路の建設

一一、ニューカッスル東方に於けるタイン河南北の交通連絡

一二、南ウェイルズに於ける新式國立公園の設立

一三、公共扶助額の全國的格一化を計り、もつて特殊地域内に於ける地方當局の公共扶助費の負擔輕減

一四、失業者をして規則的なる肉體的訓練行動に参加し得るが如き規定を設くること

一五、特殊地域の失業者の家族を英國ミッドランド及南方地方に定住せしむる土地定住協會 (Land Settlement Association) が實驗的過程を超出し得ない時代に之を擴張せしむること

一六、特殊地域の老齡労働者(父)にして全時間労働に耐へぬ者の住居たらしむるために少し裕福なる地方に於て家産 (Cottage Homestead) を設定して、それ等労働者の子女をして該地方に於て就職の機會を得又條件の一層良好なる地域に住居する機會を獲得せしむべきこと

一七、特殊地域出のものにして労働省の經營に係はる労働者教育機關 (Minister of Labour Instructional Centres) に於て教育をうけ、之を終了するものゝ率を増大せしめ、而してこのために英國幹線道路新計畫の中

に於て仕事を與へること

一八、若し此措置にして採擇される時は、特殊地域よりの青年失業者の教習所へ入る者は從來の自由制によらずして義務制たらしむること

一九、英帝國屬領への移住計畫の再現

二〇、特殊地域に對する非現代的原理に則る優先的措置は今猶必要とする等である。次は是等の諸問題の中の重要なものに就て述べてみる。

土地建物會社及特殊地域再建會社其他

英國東北特殊地域蘇ウス・ウェイルズに於て土地建物會社 (Trading Estate Company) が建設された。この會社の目的とするところは『適當なる土地を獲得し、鐵道の引込み、道路、動力、棧橋等の如き施設を施し、而して新期企業開始者に對し貸附をなすを目的とする建物を建設することを目的とする。是等の會社は利潤を目的とするものではなく、工場或は地域を貸附け又は賣却し、水、動力及其他の施設を安價に供給する』 (International Labour Office 發行の Industrial and Labour Information 一九三六年三月二十五日號及一九三七年二月二十三日號の特殊地域に關する記事に依る。) 而して斯うした目的を有する土地建物會社は特殊地域に於ける産業、特に小産業誘致に對して直接的又實際的努力を示すものであり、これが擴張を計ることは産業生産方面に對して均衡を見出すことになる。

同氏は政府の援助及其他銀行金融及其他的協會の援助の下に英蘭銀行の手を通して創設されたる特殊地域再建協會 (Special Areas Reconstruction Association) の活動を記してゐる。この協會は一九三七年一月十二日ロンドンタイム

ズ紙による) 特殊地域に於ける小企業は資本獲得に困難を感じて居り、而して現存の施設をもつてはこの需用に答ふるを得ないといふ聲に對して一實驗として設定されたものである。その需用の當否に就ても議論があるにはあつたが、特殊地域の情勢に鑑みて實驗してみるをよしとすることになつた譯である。斯うした理由のために銀行、金融機關、投資トラスト、保險會社及數箇の商館等は之に對して必要な資金を供給することを承諾し、政府が或種の保證をもつて援助をなすことになつた。この協會は他の方法によつては資金の調達に困る者に融資する。協會の經營は一般營業方法によつて經營される。利率は一般同種企業のそれとやゝ等しいが、必ずしも同等とも限らない。しかし協會の提供する利率は、勿論、普通の情勢として資金借入期間の間之を繼續せしめ、銀行よりの短期貸付金の如くに變動をみない。同協會創設の目的が小企業への金融を目的としたものであるが故に貸付金額は一〇、〇〇〇磅を限度とするが場合によりては大藏省の許可をもつて此額を超過せしむることを得る。而して、目下のところ英國の産業界は軍擴に伴つて一時的に好況を來してはゐるが、斯うした一時的性質を帯びた景氣に安心して上の如き措置を怠慢に附すときは從來の如き同じ運命に遭遇することがあらうといつてゐる。

土地定住協會 (Land Settlement Association) 其他の事業に關しては目下其效果に就ては餘り確定的なる報告をなし得ない旨を述べてゐる。更に、タインドックの賣渡しとチャロウ (Charlow) に於ける水深度の高き棧橋の構築、セヴァン河 (The Severn) に於ける架橋計畫、ウエスト・カンパランドのミロン (Millon) よりランカンアのパロウ (Barrow) 間に於けるグダグ (Dadon) 三角州に於ける架橋計畫等の計畫樹立乃至はこれが進行の度合等に關して述べてゐる。併し乍ら、最も注意に値する文字は次に示すステュアト氏の特殊地域改善に關する二箇の方法とこれに關する一般情勢

特殊地域行政の實績

に關しての報告であらねばならぬ。

二箇の方途

『特殊地域の失業克服のために採擇すべき二箇の方途がある。一は特殊地域内への産業誘致措置の一層の適用であつて、これによつて生産の増大をはかり、失業の減少を將來せしめんとするにある。他の方法は失業を全面的に減少せしめんとする措置を更に採擇してもつて特殊地域に於ける失業度を稀薄ならしめんとするにある。若し失業を減少せしめんとするならば先づ特殊地域内に新産業を開設し、又舊産業を擴張する必要がある。諸種の誘致措置が採擇されては來たが、まだ不足してゐる。産業は各自にそれ独自の理由を有し、而して産業が危険に對する責任を負擔して設立に携はる限りその地域決定に對しては、その正邪はともあれ、そのこれをなすに正しきものと考へる。一言にして謂へば、特殊地域に對する同情と特殊地域に産業を創設するといふ事それ自體と正しい意味に於て足並みが揃はないといふことになる。』ステュアート氏は謂ふ、――

『或者は提言して謂ふ、――産業の地域決定に對して強制を用ゆるこそ失業救済の適確なる手段なりといつてゐる。併し、これは必要もなく、且又危険なるものなりと考へる。國家の繁榮は産業の成功に依存する。而して産業の成功は利潤を追ふ努力と能率に依存する。余は政府が産業地域を強制的に決定することが是等の要因を支持はるか、之を増大することを想像することは不可能である。現在の情勢としては、それは蓋し混亂とまでも謂はずも、轉位は必ず免れぬ。その譯は斯かるもの實施上の健全なる基礎の提供に對しては産業と労働組合との間の協力が欠けるに到るからである。』

倫敦と産業統制の問題

最も興味ある問題は帝都倫敦の人口増加と産業との關係である。同氏の報告書によると大倫敦(Greater London)即ち英京警廳管轄區域(Metropolitan and City Police Areas)の面積は六九二九平方哩であつて、その人口は一九三五年の統計によるに八、五〇〇、〇〇〇人、而して一九三三年の計算によるにその課税價值は九二、九〇〇、〇〇〇磅であつた。大倫敦は英國(Great Britain)の人口の五分の一、或は課税額の點に於てその四分の一に該當する。最近の特徴ともいふべきはそのサイズの増大であつて、歐洲に對して最良のマーケットを提供してゐる。一九二九―三五年間の大倫敦の被保險労働者の數は二、二二四、四三〇人より二、四六六、三二〇人に増大した。而して斯うした無軌道の膨脹は倫敦現人口の一般福利に對する危険、産業及戰略上の危険、國家全體の福利に對する危険を醸すことになる。而して該委員の言をかつて謂ふならば急速度の人口増大には怖るべきものがある。一朝有事の際敵軍の攻撃をうけて果して適當な防禦と食料の供給とを保證し得るものなるや否やは疑はしいといつてゐる。而して倫敦の増大は必ずしも嚴正なる經濟的事由に依るにあらずして、心理的動因が重大なる役割を演じてゐる。故に産業の倫敦區域侵入に對してはその經濟事由を提出せしめ、若しこれにして妥當を缺くに於ては該區域への侵入を抑止せしめ、他地方に於て自由に地域を選定せしめよといふにある。英國政府の英國全體に對する産業地域指定に關して反對するといふことと、倫敦の如き一定地域の安寧福利のためにこれに侵入することを禁止せよといふこととの間には考方の上に於て餘程の逕庭のあることは考へて置く必要がある。

斯うした論理の當然の歸結は統制區域の決定とその地域内に於ける新工場を設置並舊産業の擴張に對する許可制設

定との必要である。『多分は、小製造工業並公益企業、例へば燈光、熱、水、運輸等に對しては除外例を設くるを要すべく、且又配給業(Distributive Industries)及小賣業等も更に除外例を必要としよう。政府は斯うした措置をもつて倫敦地方に於ける産業のこの上の膨脹を抑止せしめ得るであらう。貿易上昇の存する限り内部の膨脹抑止の結果は自動的に外部の膨脹を來さしむるに至るであらう』と述べてゐる。

最近の商務省の統計によるに一九三五年度に於て大倫敦に於ては二・三箇の工場が出來た。がそれ等の中の相當の數に上るものは地域内の移動であつた。而して同年に於ける擴張は特殊地域全部に於て二箇の工場の新設及六工場の擴張があつたのみである。而してカンパランドの一工場の擴張を除けば總てはグラム及タインサイド區域に於けるものであつた。ウェイルズ特殊地域に於ては新設擴張共ない。大倫敦地區の工場創設數は特殊地域のそれに比較する時は相當のものであり、グレイト・ブリテン全部の四〇%ではあるが、大倫敦地區に於て工場新設をなすための許可申請書を考査するに困難を感ずること不可能なりといふ程でもないと述べてゐる。

國力による誘致措置

減税及貸付金

ステュアート氏の言をもつてするに産業は特殊地域内に於ける産業新設を忌避する。而して此地方に於ける新産業誘致に失敗してゐる原因は單に經濟擴張に對する機會が乏しいといふことのみをもつて説明せんとするは謬りにて、企業家をして特殊地域内に於ける産業新設を抑止せしむる主因は恐怖にある。而してその恐怖の對象ともいふべきは特殊地域内に見る現下の不況の深刻、勞働問題に對する不安及目下既に高率なる課税の更に上昇せんこと等に對する杞

憂である。これに對して同氏はいふ――

『此心理的不安態度は注意力を喚起するが如き新條件を特殊地域内に提供し、而して發展を欲願する企業家に對して若し相當の研究をなさない以上は好機を喪失するといふことを感ぜしむるに至るを得るならば相當に改修正を得るであらう。此刺戟は國力による誘致措置に俟つことが必要である。此恐怖觀念を抹殺するため何等かの措置のなき限り特殊地域行政上の考慮に支障を來すものであらう。産業の流れに乗つてゐるものをしてその行程を變更せしめ、特殊地域に途を曲げしめんためには、是等産業に對して何か之を餘儀なくさしめる程の魅惑が必要である。政府の力による誘致こそが此魅力を提供し得る』

と云つてゐる。此誘致策として委員の提案してゐるところを列記してみると――

一、利子或は配當として配當されてゐるもの以外の有限責任會社の利益金に對する所得税の免濟。合名會社もそれ相當な扱を受け

一、普通課税標準となつてゐる年額五〇〇磅を上らざる利益金に對する所得税の免除

一、有らゆる種類の地方税の免除。而して地方當局は之に對して國庫より補充をうける

一、新技術を特殊地域に對して移入するものには長期の低金利資金を提供する……等である。

是等の誘致措置は七箇年を限つて之を實施するものとし、而してこれが延長乃至停止は五箇年經過後に於て議會が之を決定するものとする。是等の措置は特殊地域内に創設されたる新産業並現在工業の擴張計畫のみ適用されるものである。而して又若し新産業の移入が既存産業に對して何等かの妨害を齎らすものと見做される場合に於ては斯

くの如き既存産業に對しても同様の助成金の賦與を可能ならしめる。

基本産業の復活

特殊地域の基本産業といへば石炭業、鐵鋼業及造船業等であり、後二者は近時英國の軍擴其他の情勢に乗じて復活の色を示しつつあるが、獨り石炭のみは依然として滯滞氣味である。而して此石炭の家庭的利用の外石炭液化の研究施設の補助助成を提唱し、且又該企業の將來が政府助成の將來性にあるため石炭液化を政府統制下に置くべきものとする。何等の調整なくして此問題の進展を見さしむることは國家的見地よりみて望ましくならずとなしてゐる。

チヤロウ新鋼業工場設置の失敗

國家百年の政策といふ純理論的な考へ方と利潤をのみを追ふ産業自體の瞬間性とが時に相反的な地位に在つたことは無理からぬことである。特殊地域行政にも斯くの如き現象が窺はれる。かくて『將來今一層經濟的な生産情勢を誘發することは現在輸入鋼税の實質的增加と軍擴による需用の増大とこれに伴ふ利潤獲得のために犠牲にされてしまつた。余の考をもつてするならば是は近視眼的政策と謂ふの外なく、假に、一時的には外來鋼輸入額の一時的上昇をみたにしても、若し將來の生産額の増大企畫を果遂し得たりとするならば結局は此方が利益であつたものと思はれる。製造家は、單に、僅に、能率の増大を企畫するのみに腐心するのみであらう。斯うしたことは國家繁榮上重大なる問題である。稅收より發生する利點は能率増進及、單に一時的擁護政策としてではなくて、外國との競争に對峙せしむる能力増進のため利用すべきである』とステュアート氏は謂つてゐる。

其他の行政

其他青年宿泊協會 (Youths Hostel Association) に對して特殊地域内に於ける宿泊所設置に對する援助、ウェスト・コンバランドの道路建設計畫、東北住宅會社 (North East Housing Association, Ltd.) 土地定住事業、特殊地域内に於ける青年の道德基準の低下、幹線道路事業計畫との青年労働との關係、官設職業訓練所と熟練工との關係、就業率向上のための青年教習の強制、徴兵應募、運動場、公園等の設置に對する失業者の自發的措置と政府の技術的意見の提供及この基調に準ずる八十以上にも及ぶ計畫及スクール・キャンプ、ソシヤル・セトルメント、コミュニティ・センタ等諸種の社會事業に對する交付金等の問題等が擧げられてゐる。

ステュアート氏の提案と政策

以上述べ來つたところを綜合してみにステュアート氏の提言の内容は失業救恤の技術的方面のみの研究ではなくして、産業新情勢に對する政府のイニシアテイヴを意味する。救恤の對象が失業であるだけ、失業の根幹である産業全面の問題に移行するのも當然の歸結である、而してその主張は産業界の新情勢を肯定して、産業の地域的移動は不可避的な算數として之に追従、之を是認肯定せんとするものではなく、之に拮抗して對抗措置を構せんとするものである。氏は失業救済に關して積極的克服主義を採擇せんとする。而してその主張に自づと二箇の局面がある。一つは産業新動勢の修正と、他は企畫的積極的失業救済事業の提唱である。

景氣が回復して而して此産業の活動が不況地域に返り咲くとしたなら今更論する迄もない。然るに新産業は新地域を求めて發展せんとしてゐる。その最も甚だしきは大倫敦地區の如きものである。而してその動因の點に就ては諸種

の見解が存するであらうが、新産業が社會經濟的新情勢を對象として立案移動して行くのも無理からぬことである。しかし惱みは致にある譯である。大倫敦への産業の集中に對しては社會福利的見地よりの危険、産業、軍略上の危険並に國家的安寧福利上の危険等の諸問題を内蔵してゐる。今倫敦に對する新産業の侵蝕を阻むことを得たりとすれば、是等の危険を避脱することが出来、反面には對不況地域政策が效果的となり得るといふのがステュアート氏の主要提案である。勿論、氏自らが産業界の人物であるだけに産業地域の指定に關しても産業自體の經濟的考察が地域選定の重點たるべきことに何等異議を挟むものではないが、しかし、英國全體の國家的、資源的、社會的方面の利點を考慮に入れてみるときは國家は産業自體の或程度迄の犠牲は之を要求しても差支へないと考へるのである。然るに現英國は産業機構を急速統制して、折角返り咲かんとする企業の本メンタムをチェックするが如き措置に出ずることは欲して居ない。それは國防調整大臣等が屢、議會に於て聲明をなしたところである。其處で、ステュアート氏も全國的地域指定と迄謂はずして最も危險的勢力を示す帝都への産業移入に對して一定の制限を加へて、斯うした新興産業をして可能なる範圍に於て帝都外の地域に於て自由に地所を選択せしめんことを提唱する。而して新興産業の方向を轉換しかけたものに對して新らしき刺激を他地方に於て提供せよといふその誘致陳營を飾るものは所得税、地方税等の特權、土地建物會社、特殊地域再建協會等を通しての建物融資等の利便提供等である。氏の謂はんとするところは強力統制ではなくして中間的指導である。唯國家の計畫的イニシアチヴを提唱する。次に第二の提唱は積極的事業による救済である。又救済事業の積極的立案である。即ち、五箇年以上失業せる者は産業界より之を除却せんとする提案、公共扶助率の全國格一化、不況地域住民家族のための住宅の建設、セヴァン橋建設計畫の再興、グダン

(Durdag) 三角州に橋梁の架設、もつて南方よりウェスト・カンバランドに至る道路を建設せんとする計畫の復活、勞働者教育を目的とする學校への強制入學(但し後に於て勞働者を吸収する見込みある場合に限る)等である。しかし是等のものの中には經濟的、社會政策的諸立法等を對象とするだけ急據なる手段も採り難い。而して此間へ割込んで来たものが所謂 チェンバレン藏相の第六分子、即ち軍擴である。今や軍擴を此チャンネルに引入れて特殊地域行政との調整を計らんとするのが英國政府の政策である。既に白書に謂ふところであり、チェンバレン藏相が議會に於て聲を高めてその恩典を禮讀してゐるところである。併し、假に此の軍擴が救済の要求に應へ得たとしてもステュアート氏の純理論的提唱との間には主張の根底に於て逕庭がある。さればこそ『プリンスブル』としてはステュアート氏の『り入れてゐる』といつた程度に話が終つてゐる譯である。世界情勢乃至は一國內の情勢に對して見透しがつかない以上孰れが是とも非とも謂ふ譯には行かぬのも無理もない。特に英國政府は重ねて英國産業組織を攪亂するが如き措置を採ることは此際避けるといふのがその建前である以上無理もない仕儀であると思はれる。

ロ、チェンバレン藏相の演說要旨

本年三月十二日の議會は特殊地域豫算を廻りチェンバレン藏相を中心として論議された。しかし英國議會に於て絶對多數を有する英國現政府のなすことであるから他黨の謂ふところも狼の遠吠へにしか過ぎない。而してその議論の焦點も結局は上に紹介した前特殊地域委員サー・マルカム・ステュアートの提言を中心としたものであると謂へば足りる。質問に對する藏相の答辯の二三に就て紹介してみる。

チェンバレン藏相は特殊地域問題を解説せんとして、――

特殊地域行政の實績

- 一、特殊地域に於ける舊産業の廢退
- 二、特殊地域に對する新産業の誘致
- 三、土地定住計畫
- 四、勞働者移動計畫
- 五、特殊地域自體の社會改善計畫

の五箇のカテゴリを設けて之を論述せんとした。同民の言をもつてするならば特殊地域は一二の主要産業にその生存を依存してゐた。而して是等の舊産業が會て極て旺盛に發展したのであつたが特別なる不振に陥り、而して一方には他種類の産業が好況に向つた。故に第一の任務は是等舊産業の復興に關して何等かなすべき事のなきやを考究する必要がある。第二にはかゝる舊産業が廢棄し去つた土地に新産業を誘致するといふこと。第三及第四の土地定住計畫及勞働者移動計畫も左迄太した程の復舊に立至らしむることは出来なかつたが相當の任務は果し得た。第五の考證は特殊地域自體内の社會施設の改善の問題である。最近では又第六の方法が發生した。それは軍擴である。軍擴は一九三七年一月末迄に不況地域に對して總額五七、〇〇〇、〇〇〇磅の事業を賦與し、その内特殊地域に對して三五、〇〇〇、〇〇〇磅を與へた。併し軍擴による産業膨脹は一時的のものであり、若し軍擴が飽和状態に立到りたる場合には之を如何に致すべきやとの聲は既にステュアート氏の發したる聲である。

この主張を踏襲して質問が出たが、その點に關しては臧相は確たる言明をなし得なかつた。更に特殊地域の三大産業たる鐵鋼工業、造船業及石炭業に就てもそれぞれ振興をみせ、特に海軍及造船業に就ては茲數年來異常の活況を呈

するに至つた。その主たる徴候は政府が不定期貨物船に對する補助金交附をなし始めて以來好況に赴いた。次の様な數字を示してゐる。

	一九三三年	一九三六年末
北 東 海 岸	四二、八七〇噸	三〇、一二六〇噸
ク ラ イ ド	二〇五、〇〇〇噸	四一三、〇〇〇噸

石炭は是等三箇の主要産業の中に於て最も回復の見込薄なるものである。その不況に陥りたる原因は様々であり、景氣不振にのみ之を求むることが出来ぬ。しかし、石炭業の回復に關しては政府は有らゆる努力をなし、アルゼンチン及ウルグアイとの間に締結されたる通商條約、和蘭及佛蘭西との間に於ける取定めによつて割當の安定を生ぜしむることが出来た。更に愛蘭との間に於ける石炭及牛に關する取定め等をなしてこれが改善を計つた。英伊間の外交關係の回復以外、來る十二箇月内手渡を條件として二、〇〇〇、〇〇〇噸の石炭が伊國向賣渡されるに至つた。今や需用者は必要なる丈の石炭を手にし得るものなるや懸念してゐる始末であると述べてゐる。

特殊地域に對する産業誘致の問題に關しては英國東北海岸地方に於ける土地建物會社の創設を述べてゐる。すでに二十箇の工場が決定され、更に多數目下考慮中のものがあると述べた。概して一工場の建設に充分なる地所を購入したる場合に於ては直に該工場借受人を見出し得る可能性が濃厚である。更に又借賃、地方税及國税の政府負擔並資本家の貸付及土地會社の創設等による誘致策は効果を發生せしむるに至るであらうと述べてゐる。其他産業の集中、國防と農業等の問題に觸れた。最後に特殊地域大臣の任命に關する問題が論ぜられたが、結局は修正案は二三三票



對一二四票——即ち一〇九の票差をもつて政府案が通過した譯である。
 序に『一九三四年特殊地域法』は本年三月一日附の白書及三月九日英國下院に於て提案された財政的支出に關する決議を基礎として修正立法されることにならう。

六、結 論

以上縷々と述べて來つたところを綜合してみると此特殊地域行政は現英國政府のなし得た行政中の最も重要なものの一であつた。幸にも現政府は一九三二年以來永年政權を掌握して播ぐところなく、成績の如何は第二の問題として、ともあれその企畫するところを實施し盡し得たことは該問題のために喜びとせねばならぬ。これは亞米利加のルーズヴェルト大統領が行つたニューディール行政が大きな社會經濟政策の一エキスベリメントであり、その業績の華々しいものであつたのに比較すれば、此特殊地域行政は慘たる産業戰場の後片附にも見るが如き痛ましい風景である。戰場の後片附の如くに痛ましき乍らにも清掃の目的は徐々に達せられてゐる。特殊地域再建協會による小産業への金融の斡旋、特殊地域土地建物會社の創設による廢棄工場及地所の再整備、地方税、國稅、敷地料其他の免除等新たな措置をもつて著々と清掃の責に任じて居た。それには軍備といふ世界的新情勢の訪來があつて新たな刺戟が此行政に投ぜられた。かくして當初にみられた悲觀的見通しがやゝ局面を展開して來たことは事實である。然らば果して問題の根幹が解決されたのであらうか。此間に對する答はやはり揚々たり得ない。

英國政府は白書に於て、又議會に於ける藏相の演説に於て、行政の實績の著々舉りつゝあることを述べて答辯に代へて居るが、しかし是等の答辯の中には確たる信念はあり得ない。それは我東北行政の如くに、その對策が地理的、謂はゞ固定的條件を對象としてゐないだけ、唯だ單に立策をなして之に對處すれば先づその目的の或一部分は解決し得ると謂ふが如き立場には居ない。その對象は産業であり、經濟上の見通しの問題である。思はざるに思はざる拾物をなす場合があるかと思へば、又思はざるに如何なる情勢の變化の訪來せんとも限らない。茲に前特殊地域委員サ・ビー・マルカム・ステュアート氏の主張と英國政府との間に於て特殊地域問題に關して根本的な一致を見出し得ない譯がある。軍備の波は、成程、一面には大なる救済であつたらう。併し軍備の波が、若し何等かの經濟情勢のため退滅した時には、後には従前に等しい不況と失業が滯滞しよう。其場合之をどうするつもりか。これは英國政府が議會で上げた質問であり、ステュアート氏の發した聲でもある。此質問には答へようとしな。併し又、ステュアート氏の謂ふが如く救済の對象は人ではなくして、この依存してゐる地域でなくてはならぬといふのは大きな、又高遠な理想である。しかし誰しも今日迄把握し盡すことを許さなかつた世界經濟情勢の轉變を對象とする産業に依存する特殊地域問題を處理する失業克服策はそう簡單には樹立されるものでない。如何なる情勢が如何なる筋から唐突として發生せぬと誰が斷言し得よう。世界は、否、少くとも英國は大なる分岐點に立つてゐる。さればこそシャドウ・スキームの如き平時と戰時とを連ぐ一種の連關計畫を樹立したりしてみる。誰が戰爭が直に勃發するとも、又この焦燥せる感情の波が思はざるに徐々に沈衰せずとも亦強くは謂ひ得ない。此大なる分岐點に立つてゐる英國政府が此大失業救済政策の上に於て峻巡するの無理もないことである。若し一朝に第二の世界大戰爭が發生したときは忽ち大産業動員が行はれ、人的資材の大動員が行はれて、假に瞬間的にせよ特殊地域問題の杞憂は直に消散する。經濟情勢は不可測的に變動して止まぬも

のであるから思ひ切つた政策の樹立も必要なき冗費支出にしか過ぎ得ない。併し、失業救済の方法が、單に人を對象とした方法より、徐々に計畫經濟的方向に向ひつゝあることは今日世界の共通情勢である。その點消極的救恤方針から段々に積極的計畫經濟に基く産業及公共事業等の勞働吸收策を通して失業救済が行はれんとしつゝある。しかも、斯うした重要な政策も特殊地域行政として行はれるといふよりも、むしろ國防政策の一環として戰略的考慮から英國産業の建直乃至は再配備といふ觀點より行はれ、特殊地域行政が此際にかくれて徐々に實行されて行くのではあるまいか。ともかく、ステュアート氏のやゝ思切つた提案があり、その指導精神は英國政府としても大體として容認してゐる様であるが、しかし、事すでに經濟政策に足を踏み入れるに至つては英國政府もそう早急に失業のみを對象として實行もしかねる。國防問題を中心として見直した産業の配置、人口問題、都市計畫、交通等の諸問題等に相關聯してゐる。唯無制裁的に擴張し、なしてはゞからなかつた産業其他の政策が總國家的計畫の上に見直されんとしつゝあることは今日の世界の通景であると等しく英國の一情勢でもあり、失業救済といふ産業文化の疾病が斯うした手段をもつて治癒されんとしてゐる様に見られる。

附錄一

一九三四年特殊地域(發展、改善)法

(チヨージ五世第二十五年法律第一號)

内 容

- 第一條 委員の任命及職務
- 第二條 代理委員の任命權
- 第三條 財政事務に關する規定
- 第四條 委員の土地取得に關する權限
- 第五條 スモール・ホールディング及アロットメントに關する補充規定
- 第六條 スコットランドへの適用
- 第七條 本法滿期の際に於ける失業扶助局その他政府の機關に對する權限移讓に關する權限
- 第八條 略稱、施行地域及期間

細則

- 第一細則
 - 第一部 II イングランド及ウェイルズに於て特に産業不況の打撃を受けたる地域
 - 第二部 II スコットランドに於て特に産業不振の打撃を受けたる地域
- 第二表 II 委員及其の手續に關する規定
- 第三表 II 強制買上命令
 - 第一部 II 強制買上命令の作成、提出及確認に關する手續
 - 第二部 II 強制買上命令の效力及實施期日に關する規定

『産業不振により特に打撃を受けたる地域の經濟的發展及社會的改善促進を企圖する諸方策の創設、組織、施行及援助を規定し、上記諸目的遂行の爲の委員の任命及上記諸案件に關する目的を規定する法
特殊地域行政の實績

律(二八二)(一九三四年十二月二十一H)

第一條 委員の任命及職務

- (一) 本法第一細則に指定する地域、即産業不振により特に打撃を受けたる地域の經濟的發展及社會的改善促進を企圖する諸方策の創設、組織、施行及援助をもつてその任務とする二人の委員(以下委員と稱す)を任命する。本法第二細則の規定は委員及その手續に關するものである。(二八二)
- (二) 委員の一名はイングランド及ウェイルズ委員とし大蔵省の同意を以て労働大臣之を任命し、一名はスコットランド委員とし、蘇格蘭大臣之を任命する。本法にいふ主務大臣とは、イングランド及ウェイルズ委員及其活動に關しての場合には、労働大臣を指し、スコットランド委員及其活動に關しての場合には蘇格蘭大臣を指すものとする。(二八二)

- (三) 委員は主務大臣の一般監督下に行動し、其職務とする事項につき政府各省、地方當局、民間諸團體及其他の團體に對して提案を爲し、これと協力し、而して特に

(a) 一九三四年の失業扶助法の適用を受くる人々の福利増進に關する事項につき失業扶助局と協力し

(b) 諸官省及地方當局の権限下に施行することを得べきものにして、而して委員の意見をもつてすれば、當然施行せらるべき諸方策を阻害するものと認めらるる諸障礙の除去につき當該官省及地方當局に對して勸告をなすことは委員の義務である。(二八一四)

一九三四年失業扶助法は一九三四年失業法、(法律二九號)の第二部である。

法律の適用を受くる者については同法第三六條參照のこと。

- (四) 法規上諸官省の任務、乃至は権限を有する事項を爲し或は爲さんとするときは委員は當該省の同意を得ることを要する。(二八一四A)

(五) 本項の規定により、委員の職務には次の事項を包含しない、――

(a) 利益を目的とする事業の遂行、或は利益を目的とする事業に對する財政的援助の供與

(b) 地方當局に對し交附金又は貸付の形に於てする財政的援助の供與

但し上記本項の規定は次の財政的援助の供與を妨ぐるものではない――
(i) 一九三四年失業扶助法或は貧民救済に關する法律による扶助又は一部獨立の賦與を目的とする事業に従事せる者に對して生計の資を供することを以て第一義的目的とする事業に對して爲す財政援助の供與或は

(ii) 官省よりの交附金を受くべき何等の規定なき事業費に對する助成、又はスモールホールディング若くはアロットメント設定に對する助成を目的として地方當局に對し交附金若くは貸付を以てする財政援助の供與。(但し關係官省と協議の上主務大臣が之を認可したる場合に限る。(二八一五))

一九三四年失業扶助法、(法律二九號)による手當給付の條件については同法第三八條參照

一九三〇年救貧法(法律第一七號)II(制定法規第十二輯九六八頁)及一九三四年救貧法、(法律五九號)參照

之等の法令の修正に關しては一九三四年失業扶助法、(法律二九號)第五三條、第八表參照

- (六) 委員の職務は本法第一細則に指定する地域内の多くの住民に對して就職を提供するに足るものと認めたる場合

特殊地域行政の實績



に限り本法第一細則指定外の地域に對する措置の創設、組織、施行及援助にも及ぶことを得る。

第二條 代理委員任命に關する權限

- (一) 若しイングランド及ウェイルズ特殊地域委員の陳情があり、勞働大臣にしてその經驗上該委員の職務の孰れかにして代理委員の手を通すことにより一層便宜之を遂行し得るものなりと認めたるときは、大臣は、大藏省の同意の下に、命令により、委員の役員の一人を以てかゝる代理委員となし、上記委員の職務につき地域の全般乃至は特定地域に對して委員の任命を委任することを得る。但し、命令により規定さるべき土地の取得及賃借の權限は之を除く。(二八一七)

- (二) 本條に準ずる命令には、大臣が同命令の規定する委任事項の効果を擧ぐる上に於て必要なりと思惟する補充規定及附隨規定を包含せしむることを得る。而してかゝる命令は同様の手續の下に發せらるゝ後日の命令によつて之を變更し乃至は取消すことを得る。(二八一八)

- (三) 本條に準ずる命令は總て發令後出來得る限り速かに之を議會に提出することを要する。(二八一九)

第三條 財政に關する規定

- (一) 大藏省の發する指令に準じて「特殊地域基金」と稱する基金を設置せしむ。而して同基金は大藏省之を支配管理するものとする。(二八二〇)
- (二) 一九三五年三月三十一日をもつて終る會計年度を以て議會の供與する金額の中より二百萬鎊を特殊地域基金の中に拂ひ込むこととする。爾後の金額は其都度の議會の決定に俟つ。(二八二一)

- (三) 各委員が本法に準ずる職務遂行のため受理したる金額は、贈與若くは遺贈に依るものを除きて、總て之を特殊地域基金への支拂を目的として主務大臣に支拂ふべきものとする。(二八二二)
- (四) 大藏省は隨時主務大臣の要求により、本法による各委員の所要支出のため各會計年度に於て要求せらるゝ金額を特殊地域基金より支出することを得る。但し委員に代りて他省が支出したる經費は此中に含まない。更に又、この支出金額は一九三六年三月三十一日をもつて終る會計年度及爾後の會計年度に於ては、當該年度に於ける委員の支出を補填する目的をもつて議會が供與したる金額に對する補助支出として議會が確認したる金額を超越することを得ない。(二八二三)

- (五) 各委員はその行ふ收支勘定につき大藏省の認可を以て主務大臣の指示する所に従ふを要し、而して特に本法により金錢を受納し、支出したる金額の計算書を各會計年度毎に、夫々指定の形式態様に則り指定の時期に之を準備し、而して該計算書を主務大臣に提出することを要する。(二八二四)
- (六) 大藏省は各會計年度毎に特殊地域基金の收支計算書を作製することを要する。(二八二五)
- (七) 右計算書は毎年十一月三十日まで監査官及會計検査院長官の手許に之を提出することを要する。監査官及會計検査院長官は計算書を査定し、これに關する報告書を添へて該會計調査書の寫本を英國議會の兩院に提出することを要する。(二八二六)

第四條 委員の土地取得に關する權限

- (一) 各委員は本法に準ずる機能發動の爲に土地を取得することを得る。而してその所有に係はる土地にして、既に特殊地域行政の實績

必要なきものと思惟せられたる場合は、大蔵省の同意を以て、之を處分し、又本法第一細則所定地域の經濟的發展及社會的改善の目的の爲の利用に供するため、その所有に係はる土地を地方當局其他の團體に讓渡することを得る。(二八二七)

(二) 各委員は本法に準ずる機能發動の爲に、本法第三細則第一部の規定に従つて委員が之を作成し、主務大臣に提出したる命令(本法に於て「強制買土命令」と稱す)を以て、強制的に土地を買収する権限を有する。該細則第二部の規定は上記の如き命令發動の效力及實施期日に關して效力を發する。

但し、一九二五年住宅法、第一〇三—五條(共有地、空地及其他の地所の取得に關して制限を設くる)は本條による命令に關しても必要の適應を施し、本法に適用し得べき條件の下に本法に再び規定せられたるものゝ如くに適用を見るものとする。但し、上記條文のいふ「大臣」なる語は、保健大臣として解釋せらるべき上記第一〇四條第二項の場合を除き、「主務大臣」を指すものと解せらるべきものとする。(二八二八)

一九二五年住宅法(法律一四號)、第一〇三—五條、制定法規第十三輯一〇五九、一〇六〇參照。

(三) 委員の一人が右の命令によつて強制的に土地を購入する権限を與へられたる時は該委員は、右の處置を爲すべき通知を與へたる後は、何時にても、土地所有者又は占有者に對する十四日以上の猶豫をもつてする通知により、事前の同意を得ることなく、或は一八四五年土地條款整理法、第八四—九〇條に従ふことなくして通知中に指示せられたる土地或はその土地の一部に立入り又は占有することを得る。但し若し右の條規が適用せられたる場合は、支拂をなすことを要する被占有地に對する補償金及その利子を支拂ふことを要する。(二八二九)

一八四五年土地條款整理法、(法律一八號)、第八四—九〇條(制定法規第二輯一一四二—一一四五)參照

(四) 地方當局の財産たる土地、或は法定の企業者がその企業目的の爲に獲得せる土地の強制的取得は本條によるものを爲すことを得ない。(二八三〇)

第五條 スモール・ホールディング及アロットメントに關する補充規定

(一) 州參事會が一九二六年第一條及第二條の爲にスモール・ホールディングの設定が損失を來すや否やを決定するに當り、又農漁業大臣が、同法第二條に準じて提出をみたる提案の實施につき發生すべき損失に對し、議會の供與したる豫算中より補償金額を決定するに當り、是等の官憲はスモール・ホールディングの設定に對して本法に準じて供與せらるべき寄附の全部又は一部を度外視することを得る。(二八三一)

一九二六年スモール・ホールディング及アロットメント法(法律五二號)

第一條及第二條(制定法規第一輯三三三)參照

(二) 一九〇八年—一九三二年スモール・ホールディング及アロットメント法によつて権限を與へられたる各地方當局は右地方當局及委員乃至は代理委員との間に於て了解が成立したるスモール・ホールディング及アロットメント關係事項につきイングリランド及ウェイルズ特殊地域委員、又は本法によつて任命せられたる代理委員の代理人として行動する権限を有する。(二八三二)

The Small Holdings and Allotments Acts, 1908—31 and the Small Holdings and Allotments Acts, 1908 (c. 36) (1 Statutes 257), the Land Settlement (Facilities) Act, 1919 (c. 59) (ibid 288), the Small Holdings and Allotments Act,

特殊地域行政の實績

1936 (c. 52) (Third. 322). Part II of the Agricultural Land (Utilization) Act, 1931 (c. 41) (24 Statutes 53) をいふ。農地法第二〇—二五條(同書六三—六六)参照。是等の法律により権限を與られたる地方當局とは州、郡、市、町、村、市街、郡、會及教區參事會がある。

第六條 スコットランドへの適用

本法をスコットランドに適用するについては

- (a) 保健大臣とあるところはスコットランド保健省の文字をもつて充當せしめ、
- (b) 一九二五年住宅法第一〇三條、第一〇四條、第一〇五條、第一一六條及そこに謂ふ「大臣」の文字は、夫々、一九二五年スコットランド住宅法第八六條、第八七條、第八八條、第九六條及同法の指示する「委員會」(the Board)の文字をもつて充當せしめ、
- (c) 一八四五年土地條款整理法第八四—第九〇條、第九二條及第二二七—第二三三條は、夫々、一八四五年スコットランド土地條款整理法第八三—第八八條、第九〇條及第二二〇—第二二七條の文字をもつて充當せしめ、
- (d) 一八四五年鐵道條款整理法(Railways Clauses Consolidation Act, 1845)第七七條、第七八條—第八五條は一八四五年スコットランド鐵道條款整理法、第七〇條、第七一條—第七八條の文字をもつて之に充當せしめ、
- (e) 第五條はこれが適用をみない。一八九二年—一九二六年スコットランドアロットメント法により権限を賦與せられたる各地方當局は該當局がスコットランド特殊地域委員との間に了解の成立をみたるアロットメント

關係の事項に付きスコットランド特殊地域委員の代理人として行動する権限を有する。

- (f) 高等法院 (High Court) 及控訴院 (Court of Appeal) は最高民事裁判所 (Court of Session) をもつて、又禁令 (Prohibition) 或は一件書類移送命令 (Certiorari) は却下 (Remission) 或は禁止命令 (Injunction) の文字をもつて之に充當する。
- (g) 第三表第一部、第二項細目(b)及第二部第六項は之を適用しなす。(二八三三)

第七條 本法滿期の際に於て失業扶助局其他の政府機關に對し權限を移讓する權限

- (一) 英國皇帝は、勅令により、本法滿期の際に於て、一九三四年失業扶助法の適用を受くる者の福利増進に關する委員の職務中のあるものを失業扶助局に移讓し、又その他の事項に關して委員の行ふ措置を、本法消滅後に於て、本令の中に於て指定されてゐる官省をして之を行はしめ得る旨の規定を設くることを得る。而して此勅令は本法規定中右目的の爲に必要とせらるゝものにつき必要なる修正を加へ、又委員の事務を兼奪し、その所有物を、任意、政府の孰れかの省に歸屬せしめ、該省をして之を保持し、乃至は之を處分せしむるに必要或は便宜なる規定を包含せしむることを得る。(二八三四)
- (二) 本條の規定に準じて發せらるゝ勅令は、等しく本條に準じて後日發せらるゝ勅令により變更し、若くは取消すことを得る。(二八三五)

法律の施行期間については下記第八條第三項参照。

第八條 略稱、施行地域及期間

特殊地域行政の實績

- (一) 本法は一九三四年特殊地域(發展改善)法と稱す。(二八三六)
- (二) 本法は北アイルランドには適用しない。(二八三七)
- (三) 本法は一九三七年三月三十一日まで效力を有する。爾後は議會に於て別段の規定をなさざる限り效力なきものとする。

但し本法の消滅は

- (a) 本法消滅以前の存続、或は本法に準じて適法に爲されたる所爲乃至は負擔
- (b) 本法の適用によりて得られたる権利、特權、義務、責任
- (c) 第七條による勅令の施行或は同勅令を取消し、變更するの權限
- (d) 右の權利、特權、義務、責任に關する法律上の手續、調停、賠償、調査
- (e) には何等の影響を及ぼさない。尙、かゝる法律上の手續、調停、賠償、調査は本法の消滅無きものと同様に設置、施行、續行することを得る。(二八三八)

本法施行期間満了の場合に於ける委員の職務の移譲については上記第七條參照

施行規則

第一細則

第一條—第四條

第一部イイングランド及ウェイルズに於て特に産業不振の打撃を受けたる地域
The County Borough of Gateshead.

The County Borough of Merthyr Tydfil.
The County Borough of Newcastle-upon-Tyne.
The County Borough of South Shields.
The County Borough of Sunderland.
The County Borough of Tynemouth.
The County Borough of West Hartlepool.
In the Administrative County of Durham—
The Boroughs of Durham, Hartlepool, and Jarrow.
The Urban Districts of Annfield Plain, Barnard Castle, Benfieldside, Bishop Auckland, Blythton, Brandon and Rysshottles, Chester le Street, Consett, Crook, Felling, Hebburn, Hetton, Houghton le Spring, Leadgate, Ryton, Seaham Harbour, Shildon, Spennymoor, Stanhope, Stanley, Tanfield, Tow Law, Washington, Whitcham, and Willington.
The Rural Districts of Auckland, Barnard Castle, Chester le Street, Durham, Easington, Hartlepool, Houghton le Spring, Lancheester, Sedgely, South Shields, Sunderland, and Weardale.
In the Administrative County of Northumberland—
The Borough of Wallsend.
The Urban Districts of Longbenton and Newburn.
The Rural District of Haltwhistle.
In the Administrative County of Cumberland—
The Boroughs of Whitehaven and Workington.
The Urban Districts of Cockermouth and Maryport.
The Rural Districts of Alston with Garrigill, Cockermouth, Emmerdale, Millom, and Wigton.
In the Administrative County of Monmouth—
The Urban Districts of Aberavon, Abersyoban, Abertillery, Bedwas and Machan, Bedwellty, Blaenavon,

特殊地域行政の實績

Ebaw Vale, Llantarnam, Llanfrecia Upper, Mynyddislwyn, Nantyglo and Blaena, Parteg, Portypool, Rhymney, Risca, and Tredegar.
The Rural Districts of Portypool and Saint Melons.
In the Administrative County of Glamorgan—
The Borough of Port Talbot.
The Urban Districts of Aberdare, Bridgend, Caerphilly, Gelligaer, Glynroswrg, Meesteg, Mountain Ash, Ogmore and Garw, Pontypridd, and Phondda.
The Rural Districts of Cardiff, Cowbridge, Llantrisant and Llantwit Fardes, Neath and Penybont.
In the Administrative County of Brecknock—
The Urban District of Brynmawr.
The Rural Districts of Cricheffell and Vaynor and Penderyn.
In the Administrative County of Pembroke—
The Borough of Pembroke. (2839)

第二部ニスコットランドに於て特に産業不振の打撃を受けたる地域

The Counties of Dumbarton, Lanark (excluding the City of Glasgow) and Renfrew.
The Parishes of Ardrossan, Beith, Dalry, Dreghorn, Dunlop, Fenwick, Galston, Irvine, Kibbrie, Kilmarnock, Kilmaurs, Kilwinning, Loudoun, Riccarton, Stevenston and Stewarton within the County of Ayr.
The Parishes of Falkirk, Grangemouth, Muiravonside, and Slamannan within the county of Stirling so far as situated south of the London and North Eastern Railway line from Castlecary to Linlithgow.
The parishes of Bathgate, Ecclesmachan, Kirklinton, Livingston, Linlithgow, Torphichen, Uphall and Whiteburn within the county of West Lothian so far as situated south of the London and North Eastern Railway line from Linlithgow to Ratho.

The parishes of Kirkenwton, Mid Calder and West Calder within the county of Midlothian. (2840)
S.A.V.—27

第二編則

第一條

委員及其の手續に關する規定

- (一) 本法の下に、或一定期間、委員の職を持つる者は、夫々、場合に從ひ、「イングランド及ウェイルズ特殊地域委員」或は「スコットランド特殊地域委員」の名稱の一人法人たるべきものとする。各委員は、此の名に於て、本法規定の職務遂行のために獲得せる不動産及動産を保持すべきものとする。
- (二) 下院議員たる者は委員に任命せらるゝ資格がなす。
- (三) 各委員は、主務大臣及大藏省の同意を得て、隨意役員及使用人を任命し得る。
- (四) 主務大臣が大藏省の同意を以て定むる俸給及手当が委員の費用の一部として委員及其の任命にかゝる役員及使用人に支給される。

- (五) 委員及委員の任命に係る役員及使用人の職務は皇帝の爲に行使せらるゝものである。
- (六) 委員は、大藏省の同意を以て、贈與又は遺贈を受け、而して贈與又は遺贈乃至はそれより發生する収入を、委員の職務の範圍内に於て、贈與若くは遺贈の目的に從つて使用することを得る。
- (七) 各委員の發したる書類なることを意圖する文書にして、公印を押捺し、或は役員若くは彼によつて代理權を與へられたる者の署名あるものと見らるゝ文書は總て證據品として受理せられ、而して、反證なき限り、立證を要せざる文書として見做される。(二八四一)

第三編則 強制買上命令 第四條 第六條

第一部 強制買上命令の作成、提出、確認に關する手續

(一) 強制買上命令は主務大臣指定の形式に従ひ、地圖を以て適用地を指示し、而して後述の修正及必要とする適應とを條件として、――

(a) 土地條款整理に關する諸法規(一八四五年土地條款整理法第九二條を除く)

(b) 一八四五年鐵道條款整理法第七七條及第七八―八五條

を統合するを要する。但し、主務大臣は本命令に關し、命令が一八四五年土地條款整理法第二二七―三三條或はその中の各條を除外すべき旨を指示することを得る。(二八四二)

一八四五年土地條款整理法(法律第一八號)第九二條及第一二七―三三條に就ては法規第二輯一四四、一五八―一六〇參照、一八四五年鐵道條款整理法(法律第二〇號)第七七條及第七八―八五條については法規第十四輯六一―六四參照

(二) 土地條款法が本命令の中に統合せらるべき修正は次の様なものである。

(a) 一八四五年土地條款整理法第九二條の代りに次の規定が有效である――

「何人に對しても、當該人にして家屋、建物、工場、公園、庭園を一括して賣却せんとし、且なし得る場合には、仲裁人が家屋、建物、工場にあつては、除去せらるべく要求せられたる部分が該家屋、建物、工場に對し、何等の實質的損害を及ぼさずして除去せられべきものなることを、又公園、庭園にあつては家の快適と便宜と

を害することなくして除去せられべきものなることを決定したるに非れば家屋、建物、工場或は家屋に附屬せる公園、庭園の一部分を構成する土地の唯一部分のみの賣却を要求することを得ない。而して、仲裁人が右の決定を爲したる時は、該仲裁人は除去の要求のありたる部分の價格並分離に關する補償額を決定し、而して、當該關係人は家屋、建物、工場、公園或は庭園の當該部分を委員に賣却することを要する。」

(b) 命令の指示する土地が寺領その他牧師職に屬する土地なるときは、該命令は土地購入に際し協定せられ、若くは土地購入のために支拂はるべきものと査定され、又は土地の分離、若くは損害を理由として所有者に對し、損失補償として支拂はるゝ金額は、土地條款法指定に準じてこれが支拂をなすべきものではなくて、宗教委員に對して支拂ふを要し、而して、該宗教委員は、右金額を、牧師借地法の規定に基きて僧職の所有に屬する土地を賣却し、依つて得たる金銭として之を取扱ふ旨を規定、銘記するを要する。(二八四三)

一八四五年土地條款整理法、(法律第一八號)第九二條(制定法規第二輯一四四參照)
一九三三年都市及地方計畫法(法律第四八號)第三細則、第一部(制定法規第二十五輯五二九參照)
一九一九年土地獲得補償算定法(法律第五七號)制定法規第二輯一七〇が本文に述べられてないことが判るであらう。
此法律は政府官省或は地方當局公共團體が強制的に土地を獲得する權限ある場合に適用せられる。同法第一條一項、第十二條二項(第一輯一七六、一一八三參照)。
而して本法の委員は大臣の一般的監督の下に置かれる(第一條三項、前出八二七が故に、一九一九年法の補償算定に關する規定は強制命令に結合されるものと考へられてゐる。
宗教委員については一八三六年宗教委員法(法律第七七號)及改正法(制定法規第六輯一〇二八以下參照。牧師借地法については同書八二三頁以下及特に一八五八年牧師借地法(法律第五七號)第二條(制定法規第六輯八七〇)を參照。

(三) 命令を主務大臣に提出するに先立ち委員は――

特殊地域行政の實績

- (a) 命令の關係する土地の屬する地方に配布せらるゝ一箇以上の新聞紙上に、かゝる命令の發せられたる旨を述べ、命令に包含せらるゝ地域を記し、該命令及地圖の寫本が何時にても參觀せられ得べき場所を指示したる告知を主務大臣指定の形式によつて公表することを要する。
- (b) 主務大臣指定の方式に従つて、命令の關係する地域に含まれる土地の總ての所有者、借地権者、占有者（一月未満の期間の借地人を除き）に命令の効果及それが主務大臣の確認を得んが爲に提出せられんとしつゝある旨を述べ、異議あらば之を申出づべき期間及方式とを指示したる通知を上述の形式に則り發することを要する。（二八四四）
- (四) 通知を受くべき者にして異議の申立てをなさざるとき、又は異議が悉く却下せられたるときは、主務大臣はその適當と考ふる所に従ひ命令を無修正或は修正附にて確認することを得る。他の場合に於ては、命令を確認するに先立ち、地方公開審問を宣し却下せられざりし異議、及審問を爲したる人の報告を考査し、後命令を無修正或は修正附にて確認することを得る。
- 但し
 - (a) 主務大臣は異議の申立てをなしたる者に對して、書面を以てその理由を陳述すべきことを要求することを得る。又正式に提出されたる異議が悉く専ら補償の額を定むる仲裁人の處理し得る事項に關するものと認めたるときは地方公開審問を開かずして命令を確認することを得る。
 - (b) 主務大臣によつて確認せられたる命令は、若し無修正にて確認せられた場合には、該命令は委員に對して購

買權を與へざりしならん土地を強制的に買上ぐる權能を與ふるものではない。

一九二五年住宅法、一一六條は、本則本部によつて設けらるゝ地方公開審問につき、同法に謂ふ「大臣」及同法は夫々主務大臣及本則本部を以て之に代ふる旨記しありたるが如くその適用をなさしめる。（二八四五）

一九二五年住宅法、（法律第一四號）第二一六條については制定法規第十三輯一〇六四參照

- (五) 本則本部或はそれによる命令の目的の爲に命令中に結合せられたる法令を解釋するに當つては、本法と命令とは特別法と見做さるべく、委員は事業の遂行者と見做さるべきものとする。（二八四六）

第二部 強制買上命令の效力と實施期日に關する規定

- (一) 強制買上命令が主務大臣によつて確認せられたるときは委員は、出來得る限り速かに、命令の關係する地方の新聞紙上に、命令の確認せられたる旨を述べ、確認せられたる命令及命令に記載せられたる地圖の寫本が何時にても參觀せられ得べき場所を指示したる告知を主務大臣指定の形式によつて公表することを要し、而して命令に對する異議の通告を主務大臣に爲し、異議主張のため地方公開審問に出頭したる者に對して悉く同様の通知を發することを要する。（二八四七）
- (二) 命令に對して不服なる者が、命令が本法の權限の外に出でたること、或は本法所要の要件を充たざりしことを理由としてその效力を争はんと欲するときは、確認の告知公表後二十一日以内に、高等法院にその旨を申出づる

特殊地域行政の實績

ことを得る。申出が適法に爲されたる場合に於て裁判所は命令が本法の権限内にあらざりしこと、或は申立人の利益が本法所要の要件の缺如のために著しく損傷せられたることを認めたる時は、命令を全部或は申立人の所有物に損害を及ぼす範囲内に於て之を取消すことを得る。(二八四八)

(三) 前項の規定に準ずる場合の外は、命令は確認の前後を問はず、フレイム・モーション 禁令・移送命令その他如何なる法律上の手續を以てするも、その效力を争ふことは出来ない。而して本則本部第一項の規定に従つて確認の告知が公表せらるゝ當日より實施せらるゝものとする。(二八四九)

(四) 控訴院の許可ある場合を除き、本則本部の手續に於ける控訴院の決定に對しては上院に上告することを得ない。(二八五〇)

(五) 命令が效力を生じたる後、能ふ限り速かに、委員は、確認のため、命令を主務大臣に提出すべき意ある旨の通知を與へたる總ての者に對しその寫本を與ふるを要する。(二八五一)

(六) 本則本部による高等法院に對する申立の手續を規定する訴訟規則が制定せらるゝまでは、次の暫定的規則が右事項に關し適用せらるゝものとする――

- (i) 申立は大法官がそのため選任したる高等法院判事に對する申請の通告によつて爲すものとする。
- (ii) 申請の通告には申立の理由を記し、その記載する申立の審問期日は通告の日より八日を下ることを得ない。
- (iii) 申請の通告は、申立の對象たる命令確認の告知公表後二十一日を経過せざる前に於て、命令を作成したる委員及それを確認したる大臣に送達せらるべきものとする。而して又同期間内に於て大法官裁判所 (Open Office) に提出すべきものとする。

- (iv) 申立の審問に於ける證據は裁判所が審問に於て口頭證言を命ずる場合の外は宣誓書の形式に依るべきものとする。
 - (v) 高等法院刑事部 (King's Bench Division) の慣例及規則はこれを適用し得る。且本法又は此の暫定規則の規定に反せざる限り合法なるものとする。(二八五二)
- 一九三二年都市及地方計畫法、(法律第四八號) 第一細則、第三部 (制定法規第二十五輯五二七) 及それに基づく大審院 (Supreme Court) 諸規則 (訓令五五 B. r. 七一一七五、一九三五年大審院慣例一九二) 参照

附録二

文獻表

本文を草するに際して主として左記の文獻によつた。Stationery Office のリポートは手に入れることが出来なかつたが参考に迄記して置く

- 一、昭和十年版労働年鑑(協調會)
- 二、英國に於ける失業及其對策(ク)

特殊地域行政の實績

- | Report on the British Coal Industry.
- | Unemployment, W.H. Beveridge.
- | The British Attack on Unemployment, Hill & Lubin.
- | The Complete Statutes of England, Halsbury.
- | Statistical Abstract for the United Kingdom, 1936.
- | Industrial & Labour Information, 23/3/1936.
- | " 22/2/1937.
- | " 2/1934.
- | The Ministry of Labour Gazette. 2/1934.
- | " 12/1934.
- | " 8/1935.
- | H.M.S.O. Publications on "Special Areas".
- Special Areas (England and Wales):
 - 1st Report of Commissioner. July 1935. 2/—
 - 2nd Report of Commissioner. Feb. 1936. 2/—
 - 3rd Report of Commissioner. Nov. 1936. 3/6
- Special Areas. Copy of Agreement between the Treasury and the Special Areas Reconstruction Association Limited.
- Special Areas Reconstruction (Agreement) Bill. 1d.
- (House of Commons Paper 154, Session 1935—1936)
- As Amended on Report.
- (House of Lords Papers and Bills, 92: Session 1935—1936)
- Special Areas Reconstruction (Agreement). 9d.
- (House of Commons Bills No. 92, Session 1935—1936)
- 1d.

Special Areas (Development and Improvement). Acquisition of Land (England and Wales). Directions by the Minister of Labour, dated March 2, 1936, as to the Form of Compulsory Purchase Order, the Forms of Notice and Manner of Service. (Statutory Rules and Orders 265: 1936) 2d.

Special Areas. Reconstruction (Agreement). 1d.

Public and General Acts, 26 Geo. 5 & 1 Edw. 8, Ch. 19)

Depressed Areas. Reports of Investigations into the Industrial Conditions in Certain Depressed Areas.

(I) West Cumberland and Halthwaite. Aug. 2, 1934.

(II) Durham and Tyneside. July 27, 1934.

(III) South Wales and Monmouthshire. July 2, 1934. and

(IV) Scotland. July 17, 1934.

(Command Papers 4728: Session 1933—1934)

| The British Imperial Calendar and Civil Service List, 1935. 3/6

| The Special Areas (Commissioner's 20 Proposals). The London Times, 11/11/36

| The Special Areas: Proposals for Amendment of the Act, The Ministry of Labour Gazette, March, 1937.

| State and Special Areas, London Times, 13/3/37.

| Text of Special Areas White Paper, Manchester Guardian, 2/3/37 [Full Text: Crud. 5886. H.M. Stationery Office; Price 2s. net. (23d., post free.)]

| How to Avoid a Slump (J.M. Keynes), The London Times, 12: 13: 14/1/37.

其他特殊地域問題に關しては昨年十一月以來様々に論議されて來たが一々茲に之を列記する煩を避ける。詳しくは『列國政策彙報』最近のもの『重要記事通報』を参照せられたし。

伊 太 利

機械・金屬工業労働者團體協約案

ボーボロ・テイタリア紙
一九三六年八月四日號

一九三六年七月三十日ローマに於て全國フアシスト機械金屬工業家聯盟(Federazione nazionale fascista degli industriali meccanici e metalurgici)と全國フアシスト機械金屬工業労働者聯盟(Federazione nazionale fascista dei lavoratori delle industrie meccaniche e metalurgiche)との間に新に機械・金屬及び其他類似工業の爲に採用される團體協約案竝に之と關聯して五十萬人の職工に對する給料値上協定案の作成が行はれ、主要條項の決定を見た。

雇傭者側は聯盟長アルツォ・ボツチアルド外十二名の代表者を、労働者側は書記アミルカ・レデ・ナムブリス外九名の代表者を出し、之にフアシスト工業家總聯盟代表の勞務部長 ロザリオ・トスカーニ及びフアシスト工業労働者總聯盟代表の總聯盟長ツツリオ・チアネッテイが夫々參加した。

この新しい團體協約はイタリア全國の機械・金屬及び其他類似工業に適用されるものであつて、一九二八年に締結され此の主要生産部門に於る勞働關係の調整を八年間續けて來た前團體協約に比し多くの重要條項に涉つて實質的

にも形式的にも一層著しい利益を齎すものとして關係方面の好評を喚起した。

十パーセントの全般的給料値上の外にも、この團體協約に於て報酬の個人的、團體的保護に依る請負労働者の待遇の實質的改善が行はれ、之が爲に組合竝に組合監督廳の干渉が一層有力となる譯であるが、前協約に於て工場全體或は業務區劃全體に付ての統制が本來の統制効果少く且つ全般的給料の保證を困難ならしめた結果に鑑み、共通賃銀率を適用する個々の作業に於る請負労働の統制に付考慮し且つ生活費の動向に比例して給料を相應させた等の點が特に注目されて居る。

給料値上協定案

第一條 一九三六年八月十七日より機械・金屬及其他類似工業ニ屬スル労働者ノ賃銀總額ヲ十%引上ルコト
右増加額ハ出來ル丈短期間内ニ賃銀構成要素間ニ分配サルヘキコト
第二條 右ニ述ヘタル關係上現行府縣協約ニ於テ定メラレタル最低標準賃銀ハ後ノ共礎賃銀ヲ十%引上クヘキコト

團體協約案

第一 府縣協約ハ次ニ述フル標準ニ從ヒ都市或ハ地方工場ニ付最低基礎賃銀ヲ明確ニ定ムヘシ
一、工業ヲ左ノ部門ニ分ツ

機械工場
機械・金屬工業労働者團體協約案



非鐵金屬冶金工場

製鐵工場

尙右ニ述ヘタル工業ニ付テハ實際ノ場合ニ當リ或ハ地方的ノ必要ニ臨ミテ更ニ之ヲ專門的ニ分ケルコトヲ得

二、労働者ヲ左ノ種類ニ分ツ

専門工

普通工

徒弟

滿十八歳以上ノ専門補助工

十六歳以上十八歳未滿ノ専門補助工

滿十八歳以上ノ普通補助工

十六歳以上十八歳未滿ノ普通補助工

女工

幼年工

府縣協約ハ労働者カ右ニ述ヘタル種類ノ孰レニ屬スカヲ決定スヘシ

徒弟規則ハ機械金屬工業組合ノ決議ニ基キテ之ヲ定ム、但シ現行協約ノ規定ニ變更ヲ來スヘカラス

第二 各労働者ノ資格ニ關シ偶々異議アル場合、之カ決定ハ關係ヲ有スル地方工業家及労働者シンヂケート組織ノ各

各ノ代表者ヨリナル技術機關ニ依リ組合監督廳ノ派遣委員監督ノ下ニ豫メ審査ヲ經テナサルヘシ

第三 労働憲章ノ趣旨ニ基キ現在迄ノ標準賃銀カ各労働者ノ新シキ基礎賃銀トナル方法ニヨリ基礎賃銀中ニ府縣協約

ニ於テ豫メ定メラレタル滑尺賃銀ノ補足額ヲ含メシムヘシ

第四 總テ當該全國協約ニヨリ統制サル労働者ハ他ノ賃銀制ヲ除キ滑尺賃銀又ハ請負賃銀制ニテ報酬ヲ受クヘシ

第五 現在或ハ將來ニ於テ身體的事情ノ爲同種労働者ノ標準賃銀ヲ受クル能力ナキ従業員ヲシテ尙業務ニ携ハルコト

ヲ許ス目的ノ明カナル場合ニ限り會社ハ府縣協約ニ於テ決定サレ而シテ如何ナル場合ニモ三%ヲ越エサル數ノ労働

者ニ對シ最低賃銀以下ノ支拂ヲナスコトヲ得

コノ種労働者ノ名簿ハ工業家同盟(Unione degli industriali)ヨリ労働者同盟(Unione dei lavoratori)ヘ交付サルヘ

シ

第六 當該協約ノ締結ニ當リシンヂケート團體ハ未タ食堂ノ設備ナキ工場ニ對シ、給料ノ價值ノ社會的效力ヲ考慮シ

テ投機的、報酬的形態ヲ度外視セル經營ニヨル食堂ノ施設ヲ勸告スルコトヲ誓約ス

食堂經營ノ結果得タル報酬ノ剩餘ハ如何ナル些額モ之ヲ他ノ目的ニ供スルコトナク食堂ノ費用ニ宛ツヘシ

雇 傭 備

第一條 労働者團(Mano d'opera)ノ雇傭ハ労働ノ需要供給ノ國內統制ニ關スル法律並ニ規則ノ定ムル所ニ據ル

證 書

第二條 労働者カ就職ノ際ハ左ノ證書ヲ持參スヘシ

機械金屬工業労働者團體協約案



一、労働手帳

二、労働手帳登録ニヨル就職以前ノ職業證明書

労働者ニ對シ三箇月以前ニ涉ラサル日附ノ身分證明書ノ提出ヲ要求スルコトヲ得

労働者ハ自己ノ住所ヲ明ニシ、轉居ノ際ハ管轄役場ヘ届出ツヘシ

女子、少年労働

第三條 女子及少年採用ノ際ハコノ種労働者ニ關スル労働法規及左ニ掲クル一九三四年十一月二十三日附國內聯盟規約 (Accordo Interfederale) 第四條ノ定ムル所ニ據ル

『徒弟ヲ除ク女工及少年工ハ金屬細工ノ生産又ハ他種作業ニ従事スル者ヲ除キ左ニ掲クル作業ニ於テハ成年男子職工ヲ以テ之ニ代ヘ而シテ特殊ノ要件又ハ習慣ニヨリ女工或ハ少年工養成者ニヨリテ指導サルヘシ

一、薄錫板ノ展延

二、酸化作業、重量物體ノ錫鍍金

三、重量物體ノ電氣熔解、研磨、壓延、引臼作業

四、重量物體ノ塗工

五、旋盤、鉋削、穿孔

六、機械工作

七、熔解、鑄造、電工

八、木材ノ鋸挽、鉋削

九、重量物體ノ釘打

診 察

第四條 雇傭ニ先立チ労働者ヲシテ工場囑託醫師ノ診察ヲ受ケシメルコトヲ得

見 習 期 間

第五條 各労働者ノ雇傭關係ハ一週間或ハ同意ニ依リテハ二週間迄ノ見習期間ヲ經テ成立スルヲ常トス

労働者ハ見習成績ニ基キテ雇傭サレ或ハ雇傭サレシテ如何ナル場合ニ於テモ賃銀ヲ定メ雇傭サレタル最初ノ日

ヨリノ賃銀ヲ支給サルヘシ雇傭サレヌ又ハ定メラレタル條件ヲ受諾セサル労働者ハ直チニ工場ヲ去リ見習期間中工

場ニ於テ費シタル時間ノ賃銀ノミヲ支給サレ他ノ如何ナル賠償ヲモ受クル權利ナキモノトス、賃銀カ豫メ規定サレ

ス而シテ規約ナキ場合ハ當該労働者ノ少クトモ三箇月間ノ業務ニ關スル賃銀手帳中ノ最後ノ基礎賃銀ヲ以テ支拂ヲ

受クルモノトス若シ之ヲモ所持セサルトキハ當該期間中従事セル業務ノ種類ニ付定メラレタル最低賃銀ヲ以テ支拂

ヲ受クルモノトス

勞 働 時 間

機械及其他類似工場

第六條 標準實際労働時間ハ一週四十時間ニシテ、フアシスト土曜法 (of the Saturday Evening Half Day Method) 適用ノ場合ヲ除キテハ一日八時間以上ニ涉ラサルモノトス

機械、金屬工業労働者團體協約案



労働時間ハ事務所カソノ爲工場ノ入口ニ掲クル時間表ニ於テ定メラレ當該工場ノ時計ヲ以テ計算サル
 労働者ハ一日ニ二度或ハ三度ノ交代制ヲ拒ムコトヲ得ス、各交代時間ハ同意ニ基キテ定メラルヘシ、労働者ハ定メ
 ラレタル交代ニ於テ業務ニ従事スヘシ
 標準労働時間ハ労働ノ必要ニ應ジテ一日二時間ヲ減スルコトヲ得
 労働者ハ正當ナル動機ナクシテ時間外労働ヲ拒ムコトヲ得ス但シ雇傭者ハ土曜ヲ除キ一週間十時間以上ニ渉ル労働
 フ強要シ得ス
 緊急ニシテ延引シ得サル場合ハ法律ノ制限以内ニ限ラル
 時間外労働ハ例外的性質ヲ有スルモノナルヘシ

非鐵金屬冶金工場

聯盟ハ現行協約規定ヲ維持シ特ニ必要ナル條件ヲ決定ス

製 鐵 工 場

標準労働時間ハ第一種労働者ニアリデハ一週間四十二時間トス、作業繼續及監視ノ必要並ニ積火ヲ要スル工業ニ於
 テ作業準備ノ必要アル場合右ノ目的ニ必要ナル各班ノ従業員ハ當該作業ノ規則的進行ニ缺クヘカラサル以上ノ時間
 ヲ交代ニ依リテナスヘシ
 カ、ル時間ノ爲ニハ平時作業ニヨル一週間若クハ十五日分ノ報酬ノ平均時間賃銀ヲ以テ支拂ヲナス以外ニ一週間四
 十八時間以上ノ時間外労働ノ爲定メラレタル特別手当ヲ支給スヘシ

一週間七日ノ間斷ナキ作業ヲ要スル装置ノ爲ニハ三週間ニ百二十六時間ヲ以テ一循環期ト見做スヘシ、ソレ故一週
 間ノ労働時間ハ例ヘハ七時間交代ニテハ夫々四十九、四十二、三十五時間、六時間交代ニテハ夫々四十八、四十二、
 三十六時間トナスコトヲ得

労働者ハ時間表ニ於テ定メラレタル時間中並ニ事務所ヨリ定メラレタル交代中ハ特定作業部ニノミナサル、コトア
 ルトモ業務ニ従事スヘシ

各作業部ノ労働時間ハ事務所カソノ爲工場ノ入口ニ掲クル時間表ニ於テ定メラレ當該工場ノ時間ヲ以テ計算サル
 第一種労働者ヲシテ豫メ定メラレタル受持時間ノ二分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ一日標準時間以上ノ業務ニ引留
 メルコトヲ得

順番交代時間ハ最大限度一日十二時間トナスコトヲ得
 右ニ述ヘタル二ツノ場合(受持時間ノ二分ノ一及一日十二時間ノ順番交代ヲ越エル延長時間)ニハ時間外労働手当ヲ
 支給スヘシ

労働者カ次ノ交代班中ノ缺席者ノ代勤ヲナス爲一日ノ労働時間ヲ延長スル場合ハ標準交代時間以上ヲ時間外ト見做
 スヘシ

労働停止及中斷

第七條 疾病及災害ニヨル缺勤許可並ニ労働停止ハ當該協約中ニ含マル、年限效果ヲ失ハシメス労働停止カ十五日ヲ

機械金屬工業労働者團體協約案



越ユル場合カ、ル期限延長ノ爲地方組合間ニ偶々協定アル場合ヲ除キ労働者ハ豫告ヲ以テ満期休暇及退職手當ノ權
利アル解雇ヲ要求スルコトヲ得
不可抗力ノ原因ニ基ク短期間ノ労働中斷ノ場合コノ中斷カ一日合計三十分ヲ越エサル時ハ賃銀支拂計算ニ影響ナキ
モノトス

一日合計三十分ヲ越ユル労働中斷ノ場合モ事務所カ従業員ヲシテ工場内ニ留ラシムル時ハ労働者ハ全出勤時間ニ相
當スル基礎賃銀ヲ支給サルヘキ權利ヲ有ス
請負労働者カ自己ノ意志以上ノ理由ニヨリ労働セサル時モ亦同シ範圍内ニ於テ同様ノ處置ヲ受クヘシ

休 日

機械及其他類似工場

第八條 四月二十一日、十月二十八日、及國家ヨリ公民的性質ヲ有スル休日トシテ認メラレタル日ノ外地方ニ於テ定
メラレタル一日ヲ休日ト見做ス、地方組合ハ習慣ヲ尊重シ休日ノ代置ヲ協定スルコトヲ得

製 鐵 工 場

祭日休業法ニ從ヒ總テノ日曜、四月二十一日、十月二十八日及地方的ニ定メラルヘキ四日ヲ休日ト見做ス
労働者ヨリ其他ノ祝祭日ノ享樂ヲ奪ハサル爲偶々ソノ日ヲ挟ム最モ近キ日曜ヲ正規労働日トナシ祝祭日ニ代フルコ
トアリ
右ノ事情ハ技術的必要ノ生シタル際當事者間ノ協定ニヨリテ生シ得ルモノトス

個數賃銀率ノ決定

第九條 各個數賃銀ハ普通ノ労働能力ヲ有スル勤勉ナル労働者ニ對シ基礎賃銀以外ニ府縣協約ニ於テ定メラレ如何ナ
ル場合ニモ八%以下ナラサル最低報酬ヲ保證スルノ方法ニヨリテ之ヲ定ムヘシ
賃銀率決定ニヨル賃銀ハ労働者カ明瞭且ツ簡單ニ賃銀構成要素ヲ知り得ル方法ニヨリテ之ヲ定ムヘシ
カ、ル目的ノ爲個數賃銀率ハ一般又ハ當該労働者ニ對シ労働者カ遂行スヘキ各自ノ労働、之ニ相當スル手當及一定
期間ノ生産高ノ指示ヲ通シテ容易且ツ正確ニ自己ノ賃銀ヲ計算シ得ル方法ニヨリ書式及揭示ヲ用ヒテ之ヲ告示スヘ
シ

斯クシテ定メラレタル賃銀率ハ一度調整期ヲ過キレハ労働條件ニ變更ナキ限り之ヲ變改スルコトヲ得ス
右ニ述ヘタル調整期ハ繼續作業ヲナス請負労働者ノ爲ニハ一箇月トス
新シキ特殊作業ノ場合シンデケート組織間ニ於テ協定サルヘキ調整期ハ最初ノ月以後ノ期間ニ於テハ、労働者ニ對
シ臨時賃銀率ヲ適用スル以前ノ三箇月間ニ於テ得タル平均請負賃銀ノ九十%以下ナラサル給料ヲ保證スルノ條件ニ
テ最大限度四箇月トナスコトヲ得

短期間ノ請負労働者ノ爲ニハ出來高カ標準的ナル爲ニ必要ナル期間ヲ以テ調整期ト見做ス
前述條項ノ規定ニ付異議ヲ生シ而シテ府縣關係組合ノ下ニ於テ和協ニ達シ得サルトキハ兩當事者ノ孰レカノ請求ニ
基キ組合監督廳ノ指名者ノ下ニ於テ兩當事者間ノ代表者間ニ地方的ニ和協ヲ試ムヘシ
兩當事者ノ判斷ニ基ク論議(労働條件、個數賃銀率、労働時間、労働者ノ勤怠及能力等)ノ原因ヲ検査、鑑定シタル

後和協ニ達シ得サルトキハ現行規定ニ定ムル手續ヲナス
當該條項ハ機械工場、製鐵工場ノ従業員ニシテ機械ノ調節ニ従事スル者、及管轄組合間ノ協定ニヨル其他ノ冶金工
場ノ従業員ニ關シテ適用サル

請負報酬ノ統制

第十條 一作業ニ於テ請負労働者ノ十五分ノ二ノ受取ルヘキ平均時間報酬カ前四箇月間ニ於ケル平均時間報酬ニ比シ
總體ニ於テ減少セル時ハ労働者組合ハ減少ヲ來シタル作業ニ付検査ヲ行ヒ雇傭者組合ニ對シテハ原因ヲ明カナラシ
ムルコトヲ要求スル權能ヲ有ス
報酬ヲ減少セシメタル原因カソノ全部又ハ半ハカ労働者ノ罪ニヨラス亦不可抗力ニモヨラサル時ハ組合ハ回復スヘ
キ報酬額ヲ決定シテ會社ハ明カニサレタル報酬ノ減少ヲ繼續的ニ除去スヘキ適宜ノ處置ヲ講スヘシ
調整期間中第九條ノ定ムル所ニヨリ新シキ賃銀率ヲ適用シテ生スル報酬ノ變化ニ對シテハ前述ノ處置ヲトラサルモ
ノトス

平均時間報酬ハ試験期間中ノ請負労働ニ對スル賃銀ノ總額ヨリ算出シ右期間中請負労働ニ費シタル總時間數ニ對ス
ル賃銀ノ總額ヨリ算出セス右ニ述ヘタル規定ニ付異議ヲ生シテ府縣關係組合ノ下ニ於テ和協ニ達シ得サルトキ
ハ兩當事者ノ孰レカノ請求ニ基キ組合監督廳ノ指名者ノ下ニ於テ兩當事者側ノ代表者間ニ地方的ニ和協ヲ試ミルヘ
シ
兩當事者ノ判斷ニ基ク論議(労働條件、個數賃銀率、労働時間、労働者ノ勤怠及能力等)ノ原因ヲ検査、鑑定シタル

後和協ニ達シ得サルトキハ現行規定ニ定ムル手續ヲナス
當該條項ハ機械工場、製鐵工場ノ従業員ニシテ機械ノ調節ニ従事スル者、及管轄組合間ノ協定ニヨル其他ノ冶金工
場ノ従業員ニ關シテ適用サル

請負給労働ヨリ滑尺賃銀労働ヘノ移行

第十一條 生産ノ要件ニ從ヒテ労働者ニ對シテ請負制又ハ滑尺賃銀制ニテ報酬ヲ支拂フ權利ハ營業主ニアリ而シテ一定
作業ニ於テ請負制ヨリ滑尺賃銀制ニ移ル時ハ労働條件及個人的生産ヲ變化セシメス且ツ給料ノ減少ヲ齎スヘカラス

缺席従業員ノ代勤

第十二條 班中ノ他ノ缺勤者ノ代勤ヲナス労働者ハ缺勤者ノ報酬額ヲ支給サル
爐又ハ鑪班中ニ缺勤者アリテ他ノ労働者ヲシテ代勤セシメ得ス而シテ同班中ノ残りノ労働者カ缺勤者ノ業務ヲ分擔
シテ之ヲ補フ場合缺勤者ノ受取ルヘキ報酬ハ平均ニ分割サレ同班中代勤作業ニ加リタル労働者ニ對シテ分配サル

解雇又ハ辭職ノ場合ニ於ル出來高計算

第十三條 請負労働中出來高計算前ニ於テ辭職或ハ解雇ノ爲労働ヲ放棄スル請負労働者ハ出來高及利益ノ計算ヲ確メ
得ル時ハ労働ヲ放棄シタル瞬間迄ノ出來高利益ノ計算ヲ求ムル權利ヲ有ス然ラサル場合ハ計算ハ請負仕事ノ終了ヲ
待テテナサレ而シテコノ場合ハ推定計算ニ基キテ勘定ヲナサルヘシ

夜間及休日時間外労働手當

第十四條 労働カ一週間四十八時間以上ニ渉ル時又ハ一日八時間以上ニ渉ル時ハ之ヲ時間外労働ト見做ス但シフアン

機械ノ金屬工業労働者團體協約案



スト工曜法ニ於テ豫メ定メラレタル意味及制限以内ニ於テハ偶々一日八時間以上ニ延長スルコトアリ
右時間外労働ハ府縣協約ニ於テ次ニ述ヘル各項ニ基キテ定メラルヘキ基礎賃銀ニ對スル百分率ヲ以テ手當ヲ支給サ
ルヘシ

夜間及休日時間外労働手當表

一、作業日ニ於ル時間外労働

イ、最初ノ二時間ニ對シ基礎賃銀ノ何%

ロ、其次ノ三時間ニ對シ基礎賃銀ノ何%

ハ、其後ノ時間ニ對シ基礎賃銀ノ何%

二、休日労働

労働時間ハ總テ百分率ノ増加ヲ以テ手當ヲ支給サルヘシ

法律ニヨリ認可サレタル場合日曜労働ヲナシ而シテ豫メ示サレタル代休ヲ受クル労働者ニ對シテハ休日労働ニ相
當スル百分率ヲ以テ手當ヲ支給スヘシ

三、夜間労働ハ百分率ノ増加ヲ以テ手當ヲ支給サレ而シテコノ爲朝ノ作業交代以後十二時間ヲ晝間労働時間ト見做
スヘシ

夜間又ハ休日ニ於ケル時間外労働或ハ夜業ニ従事セル労働者ノ時間外労働ニ對シテハ時間外労働、夜間労働、又ハ
休日労働ニ對スル増加百分率ノ三者中最大ナルモノヲ選ヒテ之ヲ適用スヘシ

非鐵金屬冶金工場

聯盟ハ現行協約規定ヲ維持シ特ニ必要ナル條件ヲ決定ス

製鐵工場

第一種作業(續火ヲ要スル作業及ソノ補助作業ニ於テハ一週間四十八時間以上ヲ時間外労働時間ト見做ス但シ第六
條ニ於テ特ニ擧ケタル三ツノ場合(受持時間ノ二分ノ一ヲ越スル延長時間、順番交代十二時間以後ノ時間及受持時間
以外ノ代勤時間)ヲ除ク

時間外労働及休日労働ト見做サル、労働時間ニ對シテハ次ノ割合ヲ以テ手當ヲ支給スヘシ

休日ナラサル日ニ於テハ基礎賃銀ノ何%

休日ニ於テハ基礎賃銀ノ何%

二度或ハ三度ノ交代ヲ交互ニ用フル時ハ夜間労働ニ對シ何等ノ増加ヲ與ヘス

續火ヲ要スル作業及ソノ補助作業ニ非サル作業部(第一及第三種)ノ夜間及休日時間外労働手當ニ關シテハ機械工場
ノ爲ニ定メラレタル規定ヲ適用ス

轉勤

轉勤ヲ命セラレタル労働者ニ對シテハ旅費並ニ會社ノ計算ニヨル其他ノ臨時出費ノ辨償ノ外府縣組合間ニ決定サル
ヘキ特別給與ヲ支給スヘシ

支拂勘定

機械、金屬工業労働者團體協約案

第十六條 給料ノ支拂ハ習慣ニ依リテ一週間、二週間又ハ十五日毎カ若クハ府縣組合間ノ特別協定ニヨリテ定メラレタル時期ニ於テ之ヲナスヘシ

労働時間ハ出勤簿(又ハ出勤札)及時間表ヲ用ヒテ之ヲ計算ス

支拂ハ當該團體協約ニ基キ労働者カ工場ニ對シテ誓約セル義務ノ保證トシテ常ニ基礎賃銀ノ七分ヲ工場ニ残ス方法ニヨリテ之ヲナスヘシ

支 拂 請 求

第十七條 當該協約公布ノ日附ニ先立テテ總聯盟ヨリ定メラルヘキ條文カ挿入サルヘキモノトス

休 暇

第十八條 労働者ニ對シ一年ニ七日(四十八時間)ノ基礎賃銀ニテ支拂ヲ受クル有給休暇ヲ與フヘシ

少クトモ十二箇月間會社ニ勤績セル労働者ニ對シテハ休暇ヲ與フヘシ

休暇時期ハ工場、作業部、等級ニヨリ同時ニ或ハ別々ニ労働ノ必要ニ從ヒ同意ニヨリテ之ヲ定ムヘシ

賃銀ヲ以テ休暇ニ代ヘルコトヲ許サス

解雇又ハ辭職ノ場合休暇ヲ受クル權利ニ達シ居タル労働者ハ有給休暇ヲ受クルコトヲ得、豫告期間ヲ以テ休暇期間ト見做スコトヲ得ス

團體休暇ノ場合休暇ヲ受クル權利ニ達セサル労働者ニ對シ皆勤二箇月ニ付一日分(八時間)ノ手當ヲ支給スヘシ
解雇サレタル場合休暇ヲ得クル權利ニ達セサル労働者ニ對シ皆勤二箇月ニ付一日(八時間)ノ休暇ヲ與フヘシ

勤績五箇年以下ナラサル労働者カ辭職スル時モ亦同様ノ權利ヲ有ス

軍隊及國防義勇軍 (Milizia Volontaria per la Sicurezza Nazionale) ノ入營及應召

第十九條 兵役義務ニヨル軍隊ヘノ入營ハ労働契約ヲ解消ス

但シ兵役義務遂行ノ爲業務ヲ放棄スル労働者ニ對シテハ退職手當名儀並ニ滿期休暇端數計算ニヨリ之ニ相當スル手當ヲ支給スヘシ

軍隊若クハ國防義勇軍ヘ應召ノ場合労働者ハ勤績年限ニ中斷ヲ來スコトナクソノ地位ヲ保有スル權利ヲ有ス

尙國防義勇軍ヘ應召ノ場合ノ賃銀ニ付テハ管轄當局ノ規定ヲ適用ス

疾病、妊娠、出産

第二十條 労働者ハ疾病ノ場合勤績年限ニ中斷ヲ來スコトナクシテ最大限度三箇月間地位ヲ保有スル權利ヲ有ス、三箇月ヲ過キ會社カ労働者ヲ解雇シ若クハ止ムヲ得サル疾病ノ爲労働者カ再ヒ業務ニ從事シ得サル場合ハ労働者ハ解雇ノ場合ニ於ケルト同様ノ處置ヲ受クル權利ヲ有ス
妊娠又ハ出産ノ状態ニ在ル女工ノ處置ハ法律ニ於テ之ヲ定ム
出産状態ニ在ル女工ハ分娩後ノ強制的労働免除期間ヲ過キタル後モ尙次ノ三箇月間缺勤シコノ期間ニ於テ勤績年限ニ中斷ヲ來スコトナクシテ地位ヲ保有スル權利ヲ有ス

右ニ述ヘタル三箇月カ終リテ女工カ再ヒ業務ニ從事セサル場合ハ會社ハ退職手當及其他ノ各資格ニ相當スル給與ヲナンテ解雇手續ヲ取ルコトヲ得

機械金屬工業労働者團體協約案



疾病相互扶助金庫ノ掛金

第二十一條 雇傭者及労働者ハ團體協約ニ於テ定メラレタル割合ヲ以テ疾病相互扶助金庫ノ各掛金ノ半分ヲ負擔スヘキ義務ヲ有ス

等 級

第二十二條 労働者ハ労働關係竝ニ其他一切ノ環境ニ於テ等級順序ニ從ヒテ各々職工長ニ所屬ス労働者ハ長上ニ對シ禮讓的關係ヲ同僚及後輩ニ對シ親愛的關係ヲ保ツヘシ
職工長ノ部下ニ對スル關係ハ親愛的ナルヘシ

出勤及退出

機械及其他類似工場

第二十三條 労働者ノ出勤ハ午前ナルト午後ナルトヲ問ハス次ニ述フル如ク規定スヘシ
定メラレタル起業時前二十分ニ第一鈴ヲ以テ開門ス
第二鈴ノ打切ヲ以テ定メラレタル起業時前五分ヲ告知ス
第三鈴ヲ以テ正シク起業時ヲ告示ス
第三鈴ヲ以テ閉門シ各労働者ハ労働ヲ開始スヘシ
第三鈴ヨリ五分後交代ノ始メニ於テ再ヒ十五分間入口ヲ開キテ遅刻者ヲ入場セシム
正規時間後三十分以上ノ遅刻ヲ以テ給料計算ニ影響アリトス

退出ハ交代ノ終リニ於ル一鈴ノミヲ以テ告示ス

労働者ハコノ鈴以前ニ於テ作業ヲ中止スルコトヲ得ス

非鐵金屬冶金工場

聯盟ハ現行協約規定ヲ維持シ特ニ必要ナル條件ヲ決定ス

製鐵工場

労働者ノ出勤ハ午前ナルト午後ナルトヲ問ハス次ニ述フル如ク規定スヘシ

定メラレタル起業時前二十分ニ第一鈴ヲ以テ開門ス

第二鈴ノ打切ヲ以テ定メラレタル起業時間前五分ヲ告知ス

第三鈴ヲ以テ正シク起業時ヲ告示ス

第三鈴ヲ以テ閉門シ各労働者ハ労働ヲ開始スヘシ

第三鈴ヨリ五分後交代ノ始メニ於テ再ヒ十五分間入口ヲ開キテ遅刻者ヲ入場セシム

正規時間後三十分以上ノ遅刻ヲ以テ給料計算ニ影響アリトス

退出ハ交代ノ終リニ於ケル一鈴ノミヲ以テ告示ス

労働者ハコノ鈴以前ニ於テ作業ヲ中止スルコトヲ得ス

交代回数多キ場合ニ於テ労働者ハ受持時間ヲ終リタル時モ次ノ交代者ニヨリテ交代サレタル時ニ非レハ受持場所ヲ離ル、コトヲ得ス



續火ヲ要スル作業部及ソノ補助作業部ノ爲最少限度十五分以上ノ遅刻者ニシテ事務所カ作業ノ順調ヲ妨ケスト認ムル者ヲシテ入場セシメルコトヲ得而シテ之カ爲基礎賃銀ヲ以テ計算シ而シテ遅刻時間ノ相當額ヲ超エヌ程度ノ罰則ヲ課スコトヲ得

出勤簿及出勤札ノ不正變更

第二十四條 出勤簿面ノ書改及抹消、他人ノ出勤簿ヲ移動セシメ或ハ時計ノ針示ヲ變更セシメルコトヲ絕對ニ禁ス右ニ述ヘタル規定ヲ違反スル者ハ第二十五條ニヨリ之ヲ解雇スルコトヲ得、出勤札ヲ不正變更スル者ニ對シテモ同様ノ處分ヲナスヘシ

出勤簿(又ハ出勤札)ノ規則的取扱ヲナサ、リシ労働者カ退出以前ニ確實ナル方法ヲ以テ工場ニ出勤シ居タル旨證明シ得サル時ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ缺勤ト見做ス

出勤及退出ノ許可

第二十五條 労働者ハ執レモ正當ナル動機ナクシテ作業中受持場所ヲ遠サカルコトヲ得ス、同様止ムヲ得スト認メラレタル場合ノ外工場外ニ立出ルコトヲ得ス

解雇又ハ出勤ヲ停止サレタル労働者ハ工場内ニ立入ルコトヲ得ス
所屬職工長ヨリ特別ニ許可サレタル場合ノ外労働者ハソノ交代時間以外工場内ニ立入ルコト並ニ留ルコトヲ許サス
労働者カ工場ヨリ退出許可ヲ得ントスル時ハ例外ノ場合ヲ除キ起業時刻ニ於テ直チニ職工長ニ對シ之ヲ求ムヘシ
許可若クハ疾病ノ故ヲ以テ起業時ヨリ一時間以内ニ作業ヲ中止スル労働者ハ工場内ニ於テ費シタル時間ノ爲何等ノ

手當ヲ受ケス

缺 勤

第二十六條 缺勤ハ總テ證明サルヘシ
證明サレサル若クハ工場ヨリ許可サレサル缺勤ハ基礎賃銀ニヨル缺勤時間ノ生産高ノ二十%乃至四十%ノ罰金ヲ以テ之ヲ罰スヘシ

證明ハ缺勤セル最初ノ日ノ翌午前中ニ提出スヘシ

第三十五條 ニヨリ證明ナクシテ連續三日若クハ一年ニ三回休日ニ續キテ缺勤セル労働者ハ缺勤ノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得

労働者ハ疾病ニヨリテ缺勤スル時ハ二日以内ニ事務所ニ對シソノ旨届出ツヘシ但事務所ハ囑託醫師ヲシテ疾病ヲ檢診セシムルコトヲ得

器具及材料ノ委託

第十七條 必要ナル器具及材料ヲ備フル爲労働者ハ所屬職工長ニ對シ之ヲ請求スヘシ
労働者ハ正シク委託サレタル器具ニ對シ責任ヲ負フ、労働者ハ解雇又ハ辭職ノ際搬出シ得ル爲自己所有ノ器具ヲモ届出テ置クコトヲ注意スヘシ

解雇又ハ辭職ノ場合労働者ハ工場ヲ離ル、以前ニ於テ委託サレタル物品ヲ悉ク所屬工場ノ倉庫ニ返還スヘシ
右ニ述ヘタル手續ヲ終ヘサル時ハ會計ハ當該労働者ニ對シ支拂計算ヲナシ労働證明書ヲ返却スルコトヲ得ス

器具及材料ノ保管

第二十八條 勞働者ハ機械、器具、戸棚、設計圖及其他一切ノ委託サレタル物品ヲ正シク保管スヘキ義務ヲ有ス
勞働者ハ偶々右ニ述ヘタル物品ヲ紛失及毀損シタル場合今辨償スヘシ而シテ右物品額ハ給料ヨリテ差引クヘシ
總テ勞働者ニ委託サレタル物品ハ職工長ノ指圖ナクシテ之ヲ變形スルコトヲ得ス、勞働者カ故意ニ之ヲ變形セル場
合事務所ハ蒙リタル時間及物質ノ損害相當額ヲ勞働者ノ收入ヨリ差引クヘキ權利ヲ有ス、作業場ハ清潔ニ整頓サル
ヘシ

毎土曜勞働者ヲシテ機械及作業場ヲ充分掃除セシメル爲時間表ニ於テ示サレタル終業時刻前一定時間ニ涉リ作業ヲ
停止スヘシ

物品目錄及面會

第二十九條 勞働者ハ孰レモ上長ノ命令ニヨリテナサル、委託物品目錄ノ調査者或ハ工場ノ入口ニ於ケル面會人ヲ拒
絶スルコトヲ得ス

災害及衛生

第三十條 作業上ニ於ル災害ノ場合負傷セル勞働者ハ輕傷ノ際モ直チニ所屬職工長ニ申出ツヘシ
職工長ハ之ヲ工場内ノ救護室ニ送り場合ニ依リテハ法式ニ定ムル如キ届出ヲナスヘシ
命令ヲ受ケタル工場外ノ作業ニ於テ災害カ起リシ時ハ必要ナル確證ヲ求メ最近キ救護位置ニ於テ届出ヲナスヘシ
右ニ述ヘタル外總テ法律ニ於テ定メラレタル災害扶助法規及規則並ニ勞働者衛生上ノ一般及特別規則ヲ遵守スヘシ

禁 制

第三十一條 工場内ニ於テハ釀金ノ募集、署名ノ蒐集、切符又ハ物品ノ賣却ヲ禁ス
事務所ノ許可ナクシテ喫煙ヲナシ工場内ニ食物及酒類ヲ持込ムコトヲ禁ス
勞働ヲ停止サレタル場合ノ外雇傭契約ヲナシタル會社以外ノ工場ニ於テ勞働スルコトヲ禁ス
命令ナクシテ委託サレタル機械ヲ使用スルコトヲ禁ス

特 別 規 定

第三十二條 當該團體協約ヲ修正セサル時ハ常ニ勞働者ハ當該團體協約規定以外ニ偶々工場ノ入口又ハ工場内ニ掲示
ヲ以テ定メラル、特別規定ヲモ遵守スヘシ

罰 則

第三十三條 當該團體協約ヲ違反スル者アラハ非行ノ輕重ニヨリ之ヲ罰スヘシ事務所ハ左ノ罰則ヲ以テ之ヲ罰スルコ
トヲ得

一、罰金(最大限度基礎賃銀ノ五時間分)

二、勞働停止(最大限度三日間)

三、第三十五條ニヨル解雇

罰金及損害賠償ニ非サル給料控除額ハ勞働者カ加入セル疾病相互扶助金庫ニ之ヲ供託スヘシ

損害賠償ノ爲ノ給料控除ハ齎サレタル損失並ニ損害ノ起リタル際ノ事情ニヨリテ定メラレ事務所ヨリ勞働者ニ對シ

機械金屬工業勞働者團體協約案

之ヲ證明スヘシ

罰金及勞働停止

第三十四條 左ノ場合ニ於テハ事務所ハ勞働者ニ對シ非行ノ輕重ニヨリ罰金及停止ヲ課スヘシ

一、正當ナル動機ナクシテ受持場所ヲ離レタル場合

二、怠慢ニシテ甚シク緩慢ニ作業ヲナシタル場合

三、不注意ニヨルト雖モ工場ノ材料或ハ作業材料ヲ毀損シタル場合

四、事務所ノ許可ナクシテ喫煙ヲナシ若クハ工場内ニ酒類ヲ持込ミタル場合

五、酩酊状態ニテ出勤シタル場合

六、工場内ニ於テ醜金募集ヲナシタル場合

七、起業ニ遅レ又ハ作業ヲ停止シ又ハ終業時刻前ニ勞働ヲ中止セル場合

八、其他何等カノ方法ニヨリ當該團體協約或ハ特別規定ノ遵守ヲ無視セル場合又ハ秩序、風紀、衛生及工場ノ安全ニ悖ルヘキ非行ヲ犯セル場合

解 雇 處 罰

第三十五條 左ノ罪ニ相當スル勞働者ニ對シ事務所ハ直チニ勞働及賃銀ノ支給ヲ停止シ退職手當ヲ與ヘスシテ之ヲ解雇スヘシ

一、上長ニ對シ反抗スルコト

二、工場材料或ハ作業材料ヲ竊取若クハ故意ニ毀損スルコト

三、工場内ニ於テ喧嘩ヲナスコト

四、機械設計圖、器具等又ハ其他ノ物品ヲ工場内ヨリ無斷搬出スルコト

五、自己及第三者ヲ用ニ供スル物品ヲ作製スルコト

場合ニ依テハコソ爲勞働者ハ齋シタル損害ヲ會社ニ對シ賠償スヘシ

六、現在ヨリ十二箇月以前中ニ於テ既ニ勞働停止ヲ課セラレタルコトアル勞働者カ第三十四條ニ掲ケタル罪ノ孰レモ

カラ再犯シコノ爲秩序、風紀、衛生及工場ノ安全ニ對シ重大ナル害ヲ及スコト

解 雇 及 辭 職

第三十六條 勞働者ノ解雇又ハ辭職ハ勞働時間四十八時間ノ豫告期間ヲ經タル如何ナル日ニ於テモ之ヲナスコトヲ得但シ事務所ハ四十八時間ニ滿タサル勞働時間ヲ基礎賃銀ヲ以テ補ヒタル後如何ナル日ニ於テモ勞働者ヲ解雇スルコトヲ得

退職手當及死亡ノ場合

第三十七條 第三十五條ニ依ラスシテ解雇サレタル勞働者ニ對シ左ノ手當ヲ支給スヘシ

一、會社ニ於テ最初ノ勤続滿一箇年ヲ終ベタル勞働者ニ對シ基礎賃銀ノ一日分(八時間)

二、勤続二箇年ヨリ四箇年迄ノ勞働者ニ對シ滿二箇年毎ニ基礎賃銀ノ二日分(十六時間)

三、勤続五箇年ヨリ十五箇年迄ノ勞働者ニ對シ滿三箇年毎ニ基礎賃銀ノ三日分(二十四時間)

機械、金屬工業勞働者團體協約案

四、勤続十六箇年以上ノ労働者ニ對シ基礎賃銀ノ四日分(三十二時間)ノ労働者カ死亡セル場合右ニ述ヘタル手當ハ配偶者及扶養家族ニ對シ之ヲ支給スヘシ兩者共居ラサル場合ハ同額ヲ當該労働者ノ加入セル疾病相互扶助金庫ニ供託スヘシ

經營ノ移管

第三十八條 經營カ如何ナル方法ニヨリ停止或ハ變化セル場合ニ於テモ従業員ハ既得ノ權利竝ニ團體協約ニ於テ認めラレタル義務ヲ保有ス新工場主ハ前工場主ニヨリテ清算済ナル時ノミ従業員カ勤続年限效果ヲ保有スル權利ヲ認めル義務ヲ免セラレ

抗議及爭議

第三十九條 總テ純粹ニ個人的性質ヲ有スル抗議ハ工場ノ習慣的秩序規則ニ從ヒ當事者ト上長トノ直接談判ニヨリ之ヲ解決スヘシ

爭議カ當該團體協約ノ適用ニ關スルモノナル時ハ裁判訴訟ニ先立チテ工業竝ニ労働者ノ管轄職業團體カ之ヲ審査シ兩當事者間ノ調停ヲ試ムヘシ右ノ目的ノ爲ニ九三四年五月二十日附勅令第十七拾參號第五條ノ條文ニヨリ爭議ノ届出ヲ受取ル團體ハ他ノ聯合團體ニ對シ直チニソノ旨通達スヘシ

通達ノ日附ヨリ十五日以内ニ協定カ成立セサル場合ハ當事者ハ之ヲ裁判訴訟ニ附スル權能ヲ有ス

當該協約ノ適用ニ關スル團體爭議ハ地方管轄團體ニ於テ之ヲ示談的ニ解決ス協定成立セサル場合ハ更ニ上級團體ニ於テ之ヲ解決ス

協約ノ有効期間

第四十條 當該團體協約ハ組合省公報(Bollettino del Ministero delle Corporazioni)ニ於テ發布シタル日附ヨリ三箇年間有效ニシテ少クトモ期限終了ノ三箇月前ニ於テ兩當事者側ノ孰レヨリモ異議ナキ時ハ毎年有効期間ヲ繰返スモノト見做ス

大戰後の世界農業恐慌

ジークフリートフォンツィリアアツィワツルプ

紹介者のまへがき

『農業報告』: Berichte über Landwirtschaft. は獨逸の農業省より出てゐる農業政策及農業に關する雜誌である。この『ヘリヒテ・ユーバ・ランドヴィルトシャフト』の特別號(第百二十二號として、ツィリアアツィワツルプ (Sieghard von Ciriacy-Warup) の執筆にかゝる『農業恐慌と經濟停滯期間』: Agrarkrisen und Stockungspannen. が公刊された。本書の書名には『經濟進化に於ける長波長』の問題のために (Zur Frage der langen, Welle. in der wirtschaftl. Hohen Entfaltung) といふ傍註があり、全卷四百四十六ページから成つてゐる。その書名の示す如く本書は、農業恐慌と停滯期間の兩問題を取扱ひ、第一編(七—二六四頁)に於ては前者を、第二編(二六七—三七五頁)にては後者を取扱つてゐる。第一編の農業恐慌に關する記述は、三章に分かれ第一章ナポレオン戦争後の農業恐慌、第二章一八七五—一九〇〇年の農業恐慌、第三章は大戰後の農業恐慌となつて居るが、茲にはその第三章(二七六—二五四頁)の要領を紹介する事となつた。著者は『この研究は一九三一年に著手し一九三四年に終つた。印刷に附する

ことの遅延せるは、長期間の外國旅行のためである。それらの事情のため一九三二年以後の世界的經濟重要出来事については簡単にしか論及することが出来なかつた」と、一九三六年二月附の序文に於て斷つてゐる。又『大戰後の第三次農業恐慌の研究は、恐慌が未だ終局に達してゐず、また時間的に餘り近接してゐる事として、十分な事はなし得ぬ』と言ひ、暗にこの研究の不備なることを、著者は自認するものゝ如くである。

I 價格組織の事實相 (Das Tatsachenbild des Preisgefüges)

A 商品 價格

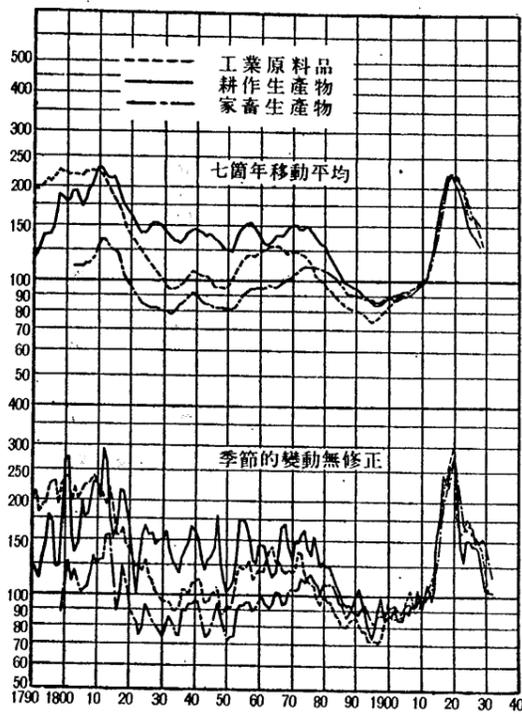
世界大戰後の農業恐慌について縷述せんとするのである。併しこの説明は斷片的なものとならざるを得ない。何故にそうであるかと云へば、恐慌は未だ終局には達せず、總評を下すべく餘りに時間的に接近してゐるから、従つてこの説明は斷片的にならざるを得ぬのである。

戦後の農業恐慌以前及び恐慌中の價格の動きを、國際的に一括して記述することは、ナポレオン戦争後の恐慌及び十九世紀最後の四半世紀の恐慌の時に比し困難は一層甚だし。世界大戰と戦後諸國の採れる通貨並通商政策は、個々の國民經濟間に隔壁を築き、また國民經濟のグループ間に隔壁を築いた。これらの隔壁は前記兩恐慌時のそれとは、規模・永續性及び多面性の點から見て同日の比でない。英國、佛蘭西、獨逸、北米合衆國等の順序にて價格の變動について述べよう。



英國 世界大戰開始以後農產物價格は、一七九三年のナポレオン戦争の開始の時より、昂騰振りが一層激しかった。價格の騰貴は戦争の終了を以て終はらず一九二〇年に至るまで續騰する。

一七九〇 — 一九三二年の大英國及愛蘭に於ける商品價格 (1900 - 1918 = 100)



價格騰貴が戦争中の生産量取引制限による商品不足のみに基くものとすれば、價格騰貴は戦争の終了を以て終るべきであつたらう。大麦、馬鈴薯及び枯草の價格は一九二〇年の春に、燕麥の價格は同年の秋に、小麥の價格は同年の十二月に下落しはじめた。農産物の物價指數は一九二〇年の十月以後低下した。一九

二〇年の秋から一九二二年の十二月まで價格は暴落し、更に一九三三年の秋まで漸落をつづけた。一九〇九—一三三年を一〇〇とせば、一九二〇年の平均指數は二八〇、それが一九三三年には二九となるのである。その後忽ち價格固定時代に入り、一九二四—二九年の農産物の平均指數は、一四〇乃至一五〇で振幅が減少し、稀に見る安定を示したのであつた。一九二九年の秋末に價格の急落が始まり、斯くて一九三〇年に價格は、戦前の状態に立戻ると至つた。一九三二年九月の金本位制停止により、磅の計算による價格の下落は停止したが、金本位國の物價下落の勢は毫も衰へなかつた。

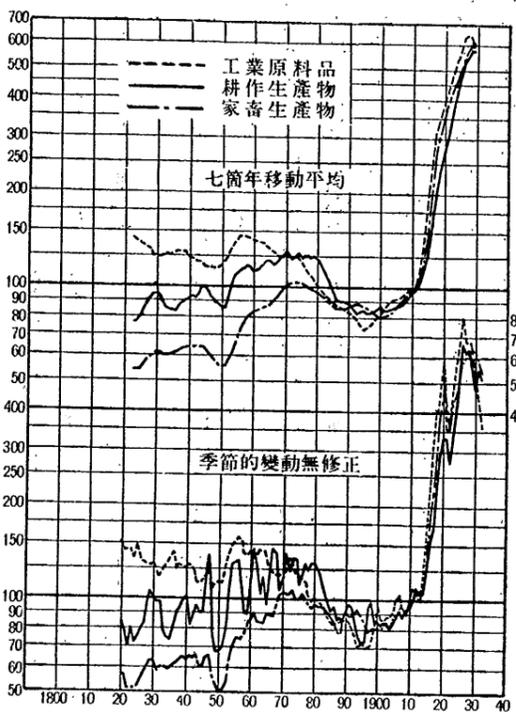
家畜生産物の價格も戦争中農産物と殆ど同一の割合で騰貴した。家畜生産物の價格は一九二二年二月に下落しはじめ、同様に一九二二年十二月まで暴落がつづき、その後一九三三年の秋まで漸落を辿つた。暴落は農産物の如く顯著でなく、平均指數は一九二〇年には二八二となり、一九三三年には一六八となつてゐる。一九二四年より一九二九年にかけて指數の變動は微弱で一六八から一四八となつた。一九三〇年と一九三一年には、農産物と同一運命に陥り急落し、金本位制廢止により下落は停止した。

大戰中原料品及び半製品の價格の騰貴は、農産物の騰貴より緩慢であつたが、一九一八—二〇年には反對に却つて急速となつた。原料品及半製品の價格は既に一九二〇年の二月に絶頂に達し、その後は一九二二年の半まで續騰した。下落の程度は農産物の場合と大差なく、指數は一九二〇年には三二六であつて、一九二二年に至り一五八となつてゐる。一九二二年以後工業原料品の價格は、一九二九年の秋まで大なる變動なくよく持ち堪えたが、その後は農産物よりも下落が顯著であつた。



佛國 大戦中の農産物價格の騰勢は一九一八年まで英國同様であつた。その次の二箇年間の騰貴は英國に於けるよりも著しかった。佛

一八二〇 — 一九三二年の佛國に於ける商品價格 (1909-1913=100)



突破し、フラン安定の年の一九二六年に至り最高状態に達した。一九二九年の秋までこの状態が続き、その後英國

に於ける如く暴落がはじまり、一九三〇年から一九三二年までこの状態が続き、政府の高壓的措置によりて一九三三年に漸く暴落が止んだ。

家畜生産物の價格は大戦終了時まで農産物と同様の徑路を辿つた。一九一八年以後は前者は後者より價格の騰貴が著しく、一九二〇年に至り最高値時代を現出し、價格指數は農産物の三三五に對し四九一となつた。一九二〇年より一九二二年にかけて、家畜生産物の下落は農産物よりも大で、爾後兩者の價格の均衡が恢復された。その後價格は一旦騰がつて安定、一九二九年までやゝ下落、一九二九—三三年には非常に暴落し、農産物の場合と同一歩調を辿つた。

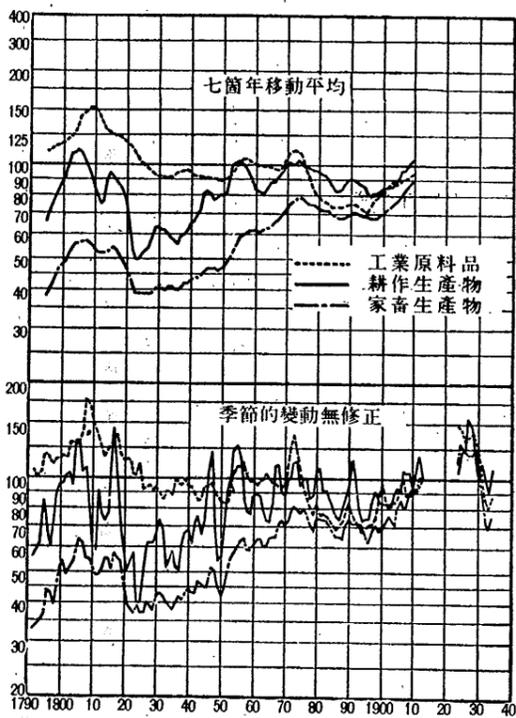
英國にては既に一九二二年に、激烈な勢をもつて恐慌が始まつた。佛國に於ては一九二九/三〇年に至る迄、農業恐慌は毫も感知されなかつた。それは何に基因してゐたかと言へば、一九二〇—二六年の物價の變動に基くのであつた。一九二九/三〇年に初めて、農業方面に啖摩おこり、同時に大規模の通商政策的保護處置が採られた。一九三一年以後形勢が一變し、英國にては金本位制廢止により下落が緩和されたが、佛國にては保護的措置が斷行されたに拘らず下落は止まなかつた。

獨逸 獨逸に於ける農業恐慌の記述は、一九二四年以前の統計を缺くために、一九二四年より書き起す事となる。一九二四年には英佛の兩國にて既に農産物は再び騰貴しつゝあつた。獨逸にありては一九二四年は、通貨安定後の第一年に當り、農産物の價格にとり最悪の年であつた。ヴェルサイユ平和條約のため、一九二四年の十二月三十一日まで農業の保護は全く不可能で、又同年の六月まで穀物の輸出が禁止されてゐた。そのみならず國內市場には購買力が毫も存在しなかつた。斯くて一九二四年の農産物の指數は、一九一三年を一〇〇と計算して一〇五、世界市



場の價格より遙かに低くかつた。輸出に希望を繋ぐ東部地方の打撃が特に大であつたことは容易に想像し得られる。

一七九二 — 一九三四年の獨逸に於ける商品價格 (1909 - 1913 = 100)



一九二九年中つゞき、獨逸にては一九三〇年の春に漸く下落が喰止められた。その以後は獨逸政府の農業政策により

農産物の騰貴は一九二五年八月の農業保護の復活により、又同年九月の輸入許可書制度(註一)穀物を輸出しその代金に對し他の商品を購入し得る許可書によつて促進された。一九二八年末まで農産物價格は、英佛兩國に於けると同様安定、その後下落が始まり英佛にては

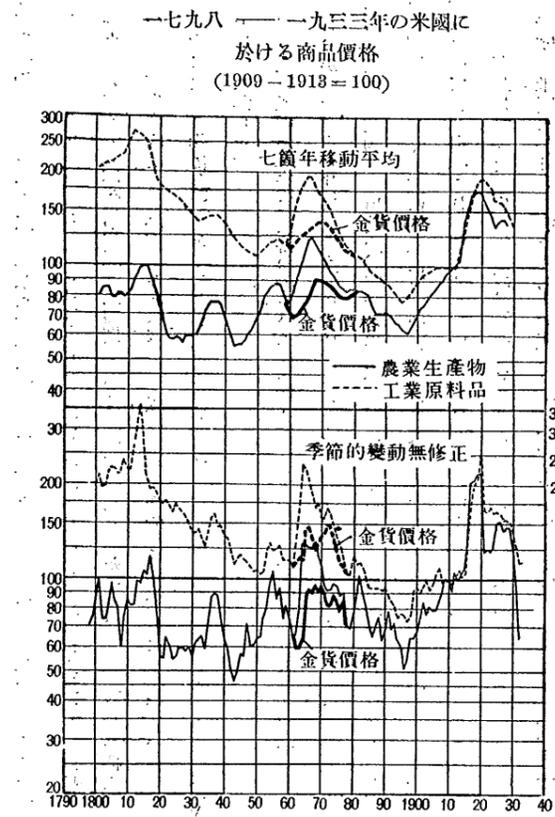
價格は大體に於て安定を保ち得た。一九三三年の秋に公定價格制が採用され、斯くて穀物價格は不動状態に達した。

家畜生産物の價格は一九二四年から翌年にかけて農産物よりも高値を維持した。農産物に於ける如き有利な事情が存在しなかつた爲である。併し一九二六年以後家畜生産物と農産物との間に上述の如き事情の相違が存在しなくなつた。一九二八年まで農産物の價格は一部のものは却つて著しく高かつた。一九二九年の農産物下落時に入り初めて價格水準が家畜生産物にとり好調になつた。その以後家畜生産物の暴落が特に顯著であつた。通商政策上の考慮から家畜生産物には農産物に對する如く嚴重な干渉をなし得ず、又特に高價な食料品のもとには消費者側の購買力調整が顯著であつたからだ。

獨逸の農業恐慌の特徴は價格の動きの上に能く表はれてゐる。獨逸は一九二〇/二一年の國際的價格大變動を毫も感知しなかつた。その代はり獨逸の農業はインフレ時代の温室の空氣から、いきなり世界市場の自由競争の風雨に直面した。然かも穀物の輸出禁止、國內市場の不振、工業原料品並精製品の高値の時代に、斯る事情に立到つたのであるから、農業は全く二重に困難に直面するのである。一九二五年の秋以後獨逸の農業も亦、一九二五年の通商政策的處置によつて力が與へられ、國際的景氣回復の仲間入りが出来た。一九二九/三〇年の農業恐慌の鋭化により特に獨逸農業の蒙れる打撃は、生産物價格に於てよりも寧ろ固定的負擔の上に於てであつた。

米國 米國に於ける大戰中の穀物價格は、英及び佛に於けると同一歩調を辿り、一九一八より一九二〇年にかけて、英國に於けると同一であつた。一九二〇年の六月に價格は最高状態に達した。併し眞の價格崩壊は一九二〇年の九月から十二月にかけて起つた。暴落は一九二二年の十二月までつゞき、その後一九三三年末まで價格の變動はなかつ

た。一九二〇—二三年の下落は五四%で英國に於けると同一であつた。次に一九二四年より一九二六年まで急騰運動



が續く。穀物價格は一九二九年の十月まで安定して動かなくなつた。たゞ小麦が一九二八年の秋に幾分値下がりを示した。一九二九年十一月より一九三一年九月までに價格は五割下がつた。その以後は一九三三年の春まで價格の下落は緩かとなる。一九三三年四月の金本位制廢止によ

り價格は急騰し、その後は天候の影響を受け價格は益々騰がつた。

大戦中家畜生産物の價格の騰貴は農産物の如く顯著でなかつた。それは公定最低價格と獎勵金の交付により、政府が穀物殊に小麦の收益増加に努力した爲である。家畜生産物の價格は一九一九年に最高状態に達した。その後一九二〇年十月まで少々下落、更に一九二二年末まで大暴落がつゞいた。最高値と最低値との開きは、年平均價格を基準にして言へば、前者に於いては四七%、牛乳生産物のもとは二八%、養鶏生産物は四二%であつて、穀物價格の場合と殆ど同じである。家畜生産物の價格は一九二四年の初頭まで變動なく、その以後は動物増減週期的影響を受けて昂騰してゐる。一九三〇年の春には家畜生産物は穀物の後を追ひ下落の仲間入りをした。家畜生産物の下落は耕作生産物と同程度で、一九三三年以後兩者は同様に騰貴するに至る。

B 農産物の購買力

價格の新硬直

ナポレオン戦争後の第一次農業恐慌と十九世紀末期の第二次農業恐慌の場合には、工業原料或賃銀に對立する農産物の購買力の變動から、經營手段、消費財貨及び勞務給付に對立する農業の『眞の』購買力を間接に推定し得た。之に反し大戦後の第三次農業恐慌に於ては、之等の『賃銀繋屬的』價格に對立する農産物價格の購買力の變動を、統計的資料からして直接把握し得られる。工業原料に對立する農産物の購買力の記述は、よしそれは簡單なものであるにしても、次の事實を明白にしなければならぬ。即ち經營手段、消費財貨及び勞務給付に對立する農産物の恐慌中に於ける購買力は、農産物であるが故に低下し又は沈滞するのでなく、賃銀及繋屬的價格に對立する原料價格グループとしての農産物は、一般的物價下落の際には下落するのは當然であるから、その理由から購買力が低下し又は沈滞する事を



示さねばならぬ。農産物は各種の度合に於て原料品の性質を有してゐる。家畜生産物は耕作生産物に比すれば、原料品の性質を有することが僅かである。農産物特に家畜生産物の購買力は、恐慌の際には工業原料より上騰する傾きがある。耕作生産物と家畜生産物との差異は、自由市場経済の条件のもとみにて、際立つて現はれるのであつて、英國の第二次及び第三次農業恐慌の場合が、その恰好の例證だと謂はねばならぬ。この差異は通商政策及び其他の國家干渉により、非常に大なる範圍に於て耕作生産物に有利なる様に改めらるべく、その例は英國に於ける第一次農業恐慌、佛國特に獨逸の第二次及び第三次農業恐慌中に見出すことが出来る。

第一次及び第二次農業恐慌の際には、賃銀と賃銀額の抑制により農業に不利な價格組織内の位置の狂ひ(移動)が惹起された。その移動の原因に關しては第一次及び第二次恐慌の章に於て縷述してゐる。大戰後の第三次恐慌に於ては、價格組織の内に硬直と移動に對する新原因が現はれ、それはこれまでも屢々問題になつてゐたが、いまや農業の購買力に甚深な影響を與ふる事になつた。即ち、農業重要商品の大部分のもとに、市場に於ける價格形成の代りに價格決定が、生産者の獨占者的結合によりて姿を現はした。

最近、商權壟斷と自由市場經濟の中間形態として『獨占者的競争』: monopolistische Konkurrenz、といふ事が特に論議の對象になつてゐる。併しこの中間形態は永続的のものであるか否や、従つて實際的且つ理論的特別取扱を必要とするや、この中間形態は純正モノポールへの過渡的段階を表するや否や、ヴェールで被はれてゐてもこの中間形態のもとには競争經濟が存在するか否や、これらの事は未だ明白にされてなかつた。併しこの中間形態は我々の目的に對しては、獨占と同一の影響を有すと謂ひ得るのである。

中間形態のこの影響は、農業に對し如何に現はるかと言へば、價格は自由市場經濟よりも高價状態にて硬直を示し、生産は自由市場經濟より低下状態に於て伸縮性を有すること、先づ何よりもこの二點を挙げなければならぬ。農業は自由競争の規則に従ひ、生産に増減なく又は増加しつゝある時は、需要が減少すれば價格は下落するが、農業は實業内に於ける獨占者的價格決定によりて二重に打撃を蒙る。硬直價格と伸縮性ある生産の政策は、農業自體に對して經營手段價格と消費物價格の硬直を意味するのみでなく、農産物消費者大衆に對しても失業と減收とを意味してゐる。従つてモノポールにより惹起さるゝ價格硬直は、賃銀によりて惹起さるゝ價格硬直と同様、農業に不利な價格の移動をもたらし、併しこの兩者に一の重要な差異あることを見逃してはならぬ。賃銀の及ぼす影響は賃銀繫屬價格の抑壓の上に限定さるゝが、獨占者的價格決定の影響は原料品價格の上にも及ぶ。それ故大戰後の農産物の購買力は、第一次及び第二次の農業恐慌とは趣を異にし、常に精製品と勞務給付に對して低下するのみならず、若干の國例へば米國及び獨逸に於ては工業原料品に對しても低下が行はれてゐる。集合的商權壟斷が米國と獨逸に於て、工業原料價格の形成の上に、大なる影響を有することを見出すのである。

原料品に對立する農産物の購買力

英國 一九二〇年と一九二一年には工業原料品に對立する農産物の購買力が昂騰した。原料品の低落はより早く始まり、又より激烈であつたから、恐慌中を通じて一九二二年は、農産物の購買力が絶頂にあつた。早くも一九二三年には、原料品が價格を持直し、農産物の購買力にとりて、その打撃は特に大であつた。一九二四年以後家畜生産物の購買力が激騰したが、農産物の購買力は一九二三年の最低點より恢復し、一九二九年までは同一状態にあつた。一九二

九一三年の恐慌の鋭化は、耕作並家畜生産物の購買力を増加せしめた。
 佛國 十九世紀末葉の第二農業恐慌以來、佛國に於て農産物の購買力は、だん／＼下降しつゝありて、世界大戦の末期即ち一九一七年に至り、その最低點に達した。これを轉期として購買力は上向きとなる。政府の諸々の處置がこの情勢を抄からず助長せしめてゐる。

獨逸 一九二四年の通貨安定後農産物の購買力は前述の如き理由からして持直した。工業原料品に對立する農産物の購買力は農業恐慌中著しく増加してゐる。家畜生産物の購買力は一時増加の後、一九〇〇—一〇年の状態に固著するに至つた。

米國 一九二〇—二三年の農業生産物の購買力は、歐洲に於けると趣を異にし低下した。原料品は農産物に比し下落が鮮少なりしを以てである。一九二九年まで農産物は騰貴し、購買力は戦前の状態に復歸した。一九二九年の秋に暴落が始まり、購買力は一九三三年まで續減し、前世紀末葉の最低點に達した。而して一九三三年には急騰に轉じてゐる。

貨銀及び貨銀屬商品並に給付に對立する農産物の購買力

工業貨銀の上騰は十九世紀の初頭に始まり、大戦中及び戦後を通じて著しく進展した。一九〇九—一三年を一〇〇として、一九一三—三三年の工業貨銀の變動を左に示す。

英 國 一九一三年……一〇四 佛 國 一九一五年……一〇五 獨 逸 一九一〇年……一〇〇 米 國(一九一〇—一四年を一〇〇とす) 一九一三年……一〇四

一九一四年	九六	一〇一
一九一五年	九三	一〇四
一九一六年	一〇七	一〇六
一九一七年	一一三	一〇二
一九一八年	一一〇	一〇四
一九一九年	一一三	一〇〇
一九二〇年	一一四	一〇七
一九二一年	一一八	一〇七
一九二二年	一二四	一〇二
一九二三年	一三六	一〇二
一九二四年	一三八	一〇二
一九二五年	一四四	一〇三
一九二六年	一四六	一〇三
一九二七年	一五五	一〇三
一九二八年	一六三	一〇三
一九二九年	一七〇	一〇三
一九三〇年	一七〇	一〇三
一九三一年	一八四	一〇三
一九三二年	一八一	一〇三
一九三三年	一七八	一〇三
一九三四年	一七八	一〇三

英國 貨銀は一九二〇年まで急騰をつゞけた。一九二〇—三三年には貨銀は三五%低下してゐる。一九三三—三四年は急騰をつゞけた。一九三三—三四年は急騰をつゞけた。

六年には五・八%上騰、その以後は一九三三年まで他國と異り、規則正しき漸落の一路を辿り、一九三三年には一九二三年の最低點を突破するに至つた。

佛國 一九一六年まで國家の干渉により、貨銀の上騰は僅少であつたが、英國に比しより迅速であつた。そして英國と同様一九二〇年に最高點に達した。その後一九二一年までの貨銀減少は八%にすぎなかつた。一九二二—三〇年には貨銀は非常な勢で上騰した。一九三一年より貨銀は一轉して低下、それが一九三三年まで続いた。

米國 大戦中は佛國と同一程度に貨銀は上騰した。一九一八—二〇年には上騰は英國及び佛國に於けるよりやゝ微弱だつた。同期間のマキシムムは、戦前を一〇〇と計算すれば、米國に於ては二二七、英國は二八〇、佛國は二七九である。米國の貨銀は一九二〇—二二年には一八%減少、一九二三年より一九二九年の秋までは規則的に激騰した(二〇%)。一九二九年以後は減少を示し、一九三三年の初夏より再び上向きとなつてゐる。

獨逸 一九二九年初頭の工業貨銀は農産價格と同じく戦前の水準にあつた。一九二四年以後の貨銀上騰は大戦中の英米佛の上騰を凌ぐものがあつた。一九二九年には英の貨銀水準に到達、一九三〇年にはそれを凌駕してゐる。一九三〇年十二月より一九三一年の一月にかけて、米國に於けると同様貨銀が減少、一九三三年の春までそれが續くのである。

以上、諸國の貨銀變動を一通り述べたが、第三次農業恐慌の期間が短いと、世界大戦により時間が寸斷されてゐるため、戦前の如く貨銀上騰の一般的傾向を明確に指摘し得ない。併しそれは傾向運動を無視していゝと言ふのではない。また農産物の購買力の低下は必ずしも恐慌の兆候を意味せざることに注意せねばならぬ。第三次農業恐慌に於ける農産物購買力の變化は、貨銀のそれに比し甚だ顯著であり、算術的考慮をなさずして知り得られる。一九二〇年までは英米佛の何れの國に於ても、貨銀に比し著しく迅速に高騰した。併し一九二〇—二三年の農産物價格は、英國に於ては五四%下落、米國に於ても五四%下落、佛國に於ては一八%下落してゐるが、之に對し貨銀の低下は英國に於ては三五%、米國に於ては僅かに一%、佛國に於ては八%となつてゐるのである。農産物の暴落により齎らされた農産物價格と貨銀の位置の狂ひは、一九二三年以後農産物價格が國際的に固定せる事により、貨銀の高騰にも拘らず著しく改善された。その重要な例外は獨逸であつて、貨銀の上騰は一九二六/二七年まで、農産物の高騰と同一歩調を採り、その後は前者が後者を著しく凌駕してゐる。一九二九/三〇年の農産物の新暴落によりて、貨銀に對比し農産物の購買力は再び著しく低下した。貨銀の減少は米國に於ては二七%、獨逸に於ては二〇%、佛國に於ては一三%、英國に於ては七%であるが、世界農業市場に於ける價格低下は四〇乃至五〇%となつてゐる。

獨逸に於ては獨占的價格決定のために肥料價格は、戦前に比較すればその水準に達してゐないけれど、兎に角その價格は固定してゐた。獨逸の統計年鑑に據りて一九二四—三四年の農業に重要な價格表を左に掲げることとする(一九三三年—一〇〇)。

農産價格	肥料	飼料	無牛屬具	建築費	家具	衣服
一九二四年.....一二八	九三	一〇四	一二九	一三九	一七一	一八二
一九二五年.....一三三	九七	一一二	一三四	一七一	一六四	一八一
一九二六年.....一二九	九四	一一五	一三三	一六六	一五七	一六五
一九二七年.....一三九	八三	一四六	一三三	一六八	一五五	一六三

大戦後の世界農業恐慌



國 際

一九二八年	一三四	八一	一四七	一三九	一七五	一六八	一七九
一九二九年	一三〇	八六	一二六	一四一	一七八	一六六	一七五
一九三〇年	一一三	八九	九三	一三九	一七一	一五七	一六一
一九三一年	一〇四	八四	一〇二	一三一	一五六	一三七	一四三
一九三二年	九一	八三	九二	一二六	一三三	一二二	一二〇
一九三三年	八七	九〇	八六	一二二	一二四	一〇五	一一六
一九三四年	九六	八七	一〇二	一一一	一三三	一〇七	一二三

農産物の購買力は、一九二九年/三〇年以後、肥料価格に比較せば著しく低下してゐる。飼料價格の動きは穀物價格と大體同一なるは言ふまでもない。飼料に對立する家畜の購買力の動きは、穀物價格に關する農業政策的處置のために、一九三〇年以後は他國に比し不利となつてゐる。無生屬具の價格は一九三一年まで大なる變化なく、その以後は農産價格に比しより、緩慢な下落を示して居る。建築費と精製品價格は一九二九年まで、農産物價に比し特に高値状態にあつた。

總經營費(賃銀、税金及び社會負擔を含む)に對立する農産物の購買力の問題に關する資料として、調査委員會及び獨逸農業評議會の發表せる數字を左に紹介しよう(戦前を一〇〇とす)。

年 度	農 産 物	經 營 費
一九二四/二五年	一一〇	一三四
一九二五/二六年	一一〇	一三八
一九二六/二七年	一三〇	一四〇
一九二七/二八年	一二七	一四六

一九二八/二九年	一一四	一五二
一九二九/三〇年	一一八	一五二
一九三〇/三一年	一〇五	一四四
一九三一/三二年	九一	一二九
一九三二/三三年	七九	一一七

經營費は工業賃銀と同様、一九二九/三〇年度まで上騰、之に反し農産價格は一九二六/二七年に上騰を停止、一九二九/三〇年より急落してゐる。

以上は獨逸に關する説明であるが、この種の十分な資料は、英佛には存在してない。英國に關する資料はあるけれど、それは省略して次に進む事としよう。

II 因果關係 (Die Ursachszusammenhänge)

A 農産物の供給 穀物の供給

大戦後の農業恐慌の各段階に於ける、歐洲と世界(露國を除く)の一人當りの穀物供給額を、一九〇九—一三年を一〇〇として示せば次の如くである。

大戦後の世界農業恐慌	小麦		裸麥		大麥		燕麥		玉蜀黍		米	
	歐洲	世界										
一九〇九—一三年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

國際

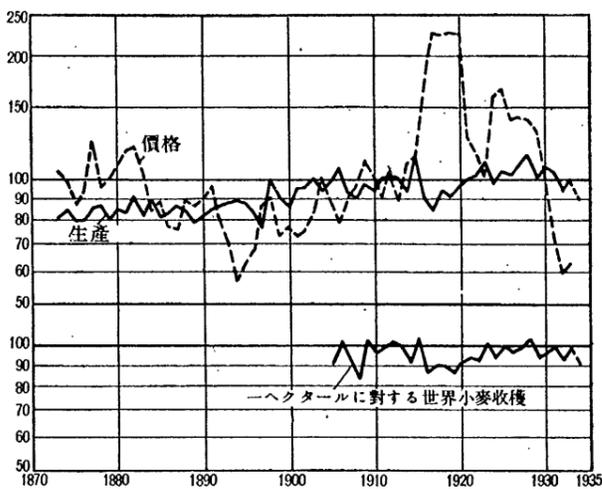
一九二〇—二三年	九〇	九三	七四	七三	六九	七七	七五	九一	八一	一〇一	八〇	九七
一九二四—二七年	九四	八三	七七	七四	七八	八一	八二	九一	九八	九三	九七	九六
一九二八—三〇年	一〇〇	一〇〇	八五	八二	九一	九六	八三	九〇	九八	八六	九四	九三

一二六

それ故世界供給はひとり小麦のみ、既に農業恐慌の第二鋭化期の初めに、戦前の状態に達してゐるのだ。小麦以外の穀物の供給は、一九〇九—一三年の状態以下であり、燕麥、玉蜀黍及び米は増加より減少に傾いてゐる。玉蜀黍の供給は上騰的運動を示せるも、これも玉蜀黍供給の大減のため、要するに相殺されてゐる形である。

前掲の表によりて瞭らかなる如く、農業恐慌の説明を供給の方面よりなすとせば、たゞ小麦だけが問題となるのである。前世紀の七十年代と八十年代に於て、米國に於ける小麦耕作の擴大が、第二次農業恐慌の原因をなしたと稱されてゐる。それと同様に第三次農業恐慌の説明の中心となるは、米國、加奈陀、アルゼンチン、濠洲及び露西亞の半乾燥地帯の小麦耕作擴大である。小麦價格の變動は生産の變化に歸せしむべきものか、又價格の變動そのものほどの程度まで收穫若は耕作面積の變化に歸せしむべきか、等に關し各年について検討してみよう。戦前の小麦の供給は一九一五年までの價格高騰のもとにありて、少々増加を示してゐる。大戦中小麦の世界供給は激減したが、價格の大暴騰が説明するに、十分なほどの激減ではなかつた。既に一九〇〇年と一九〇八年に、供給は同様の最低點に達したが、價格は前の如き大暴落をなさなかつた。大戦後は一九二八年まで小麦の供給は著しく増加した。一九二九年以後は下降的傾向が認められる。一九二三—二八年には世界供給が、一九二〇—二三年及一九二九—三三年に比し、著しく大であつたに拘らず、一九三三年以後價格は昂騰し、一九二九年まで強値を保つた。然るに一九二〇—二三年と

一八七三—一九三四年の歐羅巴、米國及濠洲の人口
一人當りの小麦世界生産とシカゴに於ける小麦價格
(1909-1918=100)



一九二九—三三年には價格は、ナポレオン戦争後及び内亂後の經過に匹敵するほど暴落した。我々の興味をそゝる價格大變動(一九一四—二〇年までの高騰、一九二〇—三三年の暴落、一九二四—二九年の高騰、一九二九—三三年の新高大暴落)を、生産の變動は十分説明し得ない。併し收穫の動搖の價格運動に對する影響は、年を逐ふて明らかになつてゐる。例へば一九一五年の昂騰制止、一九二六年の大昂騰、一九二三年の急騰、一九二四年の急騰振、一九二八年の凶作、一九三三年の豊作、一九二四年の不作、一九二八年のレコード破の豊作を反映してゐる。更に二層重要な事は、供給の長期の變動(戦時中の減退、一九一九—二八年の大増加)は、主としてヘクタール收穫の變

動に原因してゐることである。

大戦後の世界農業恐慌

大戦前と大戦後の家畜現在高の比較は、歐洲に於ける國境變更により、甚だ困難なることを認めねばならぬ。併しこの困難は歐洲諸國を二つのグループに分ける事によりて避け得られる。第一のグループは北部・西部及中央歐羅巴で、獨逸、大英國、愛蘭、佛蘭西、諸國、瑞西、フィンランド、丁抹、和蘭、白耳義、瑞西が之に屬し、第二のグループは東部南部及び南東歐羅巴で、波蘭、チェコスロヴァキア、埃國、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、希臘、伊太利、西班牙を含む。斯く二つのグループに分つことによりて、上記の困難は若干取り除くことが出来るのである。更にこの外に第三のグループとして現はるゝは、南部アフリカ聯合を加へたる歐洲外の輸出國で、加奈陀、米國、ウルガイ、パラガイ、アルゼンチン、濠洲、ニュージーランド、南部アフリカ聯合が之に屬する。これらの三グループに於ける牛の現在高は左の如くである。

北部・西部及中 央ヨーロッパ		東部・南部及南 東ヨーロッパ		歐洲外輸出國		總 計	
1910年	1920年	1910年	1920年	1910年	1920年	1910年	1920年
1,000匹	1,100匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,952,400	5,479,900	4,185,000	3,649,900	1,630,100	1,381,101	11,767,501	10,591,001
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,479,900	4,912,000	3,649,900	3,174,400	1,381,101	1,147,735	10,591,001	9,399,100
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,479,900	4,912,000	3,649,900	3,174,400	1,381,101	1,147,735	10,591,001	9,399,100
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,479,900	4,912,000	3,649,900	3,174,400	1,381,101	1,147,735	10,591,001	9,399,100

現在高が大減し、中立國に於ては飼料缺乏のために、丁抹や和蘭に於ける如く増殖が僅少なあり、又瑞西、諸國、瑞典に於ける如く減少せる國もある。大戦後は何れの國に於ても増殖に向ひ、その最も顯著なるは獨逸と佛蘭西であり、その他丁抹、和蘭及瑞西に於て顯著であつた。

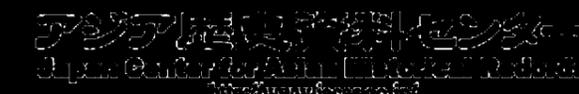
東部、南部及南東歐羅巴の牛現在高は、伊太利と西班牙とは例外をなしてゐるが、北部、西部及北西歐羅巴に比較し、戦争より蒙れる打撃はより大であつた。之に反し後者に於ける戦後の恢復は、前者に於けるよりも緩慢であつた。

歐洲外輸出國に於ける牛の現在高は、戦争期間中到處に激増した。既に戦前より存在したる趨勢の進行、戦争景氣、牛増減週期等の諸事情がその原因となつてゐる。そのいつれの原因が増殖の主要原因であるかは、それ〴〵國により異なるから概括的に言ふことが出来ぬ。

戦争が北部、西部及び中央歐羅巴の豚現在高に及ぼした影響は、前頁の表と比較すれば判る通り、牛の場合よりも深刻であつた。

北部・西部及中 央ヨーロッパ		東部・南部及南 東ヨーロッパ		歐洲外輸出國		總 計	
1910年	1920年	1910年	1920年	1910年	1920年	1910年	1920年
1,000匹	1,100匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹	1,000匹
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,952,400	5,479,900	4,185,000	3,649,900	1,630,100	1,381,101	11,767,501	10,591,001
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,479,900	4,912,000	3,649,900	3,174,400	1,381,101	1,147,735	10,591,001	9,399,100
1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年	1,910年	1,920年
5,479,900	4,912,000	3,649,900	3,174,400	1,381,101	1,147,735	10,591,001	9,399,100

大戦後の世界農業恐慌



國際

一三〇

家畜生産物の世界供給に關し、必要な断片的觀察を試みれば、該供給は牛乳と鶏卵を除き、一九二〇—二三年に於ても一九二九—三三年に於ても、戦前に比し又は一九二三—二九年の騰貴時代に比し、より多くなかつたと云ふ結論が許される。之に反し一九二〇—二三年の暴落時代の供給は、一九二三—二九年と一九二九—三三年とに比し、より少なくなつたことが瞭らかだ。一九二九—三三年の暴落時代は、一九〇九—一三年に比し、供給は恐らく少なくなつたらうが、一九二三—二九年に比すれば、動物増殖週期の影響等のためより大であつた。

家畜經濟は家畜生産物價格の動勢の研究のために重要な言ふを俟たない。併しまた家畜經濟は耕作生産物の購買者として重視されねばならぬ。この意味に於て大戦後の農業恐慌中の家畜生産は實際に於て、農業の過剰生産—耕作生産物市場に於ける供給と收容能力の不均衡—に大影響を與へてゐる。戦後世界の家畜現在高は同様に大にして、且つ急速に増加しつゝある耕作生産を、收容し得ざりしこと疑を容れない。

B 農産物に對する收容能力

自然的收容力

自然的收容力は年齢別の變更、生活並活動習慣の變更及び趣味の變更により變化を受ける。自然的收容力は十九世紀の後半に於てすでに看取されてゐる。世界大戦はこの變化に種々の影響を及ぼし、變化の速度を促進又は阻止せしめてゐる。先づ年齢別の變化について言へば、ヨーロッパに於ては戦前の一九一〇年と一九三〇年とを比較するに、總人口に存する十五歳乃至六十歳の人々の参加率は、いづれの國に於ても著しく増加してゐる。

國名	一九一〇年	一九三〇年	國名	一九一〇年	一九三〇年
獨逸	六一%	六九%	ノルウェー	五八%	六三%
デンマーク	五九%	六五%	埃國	六〇%	六八%
フィンランド	六〇%	六六%	瑞典	六〇%	六六%
佛國	六六%	六八%	瑞西	六三%	六八%
英國及ウエールス	六四%	六九%	ハンガリー	五九%	六六%
伊太利	六〇%	六三%	米國	六四%	六五%
和關	五九%	六三%			

この變化は第一次及第二次の農業恐慌時に比し著しく大である。更に戦後に於ける年齢別變更の主な原因を言へば、第一には一八七五年より世紀末にかけて、殆ど凡てのゲルマン及ラテン人種に、出生率の遞減が開始されたこと、第二には前記の期間に威力を示せる死亡率が低下したことである。

栄養慣習上の變化について言へば、大戦前肉類消費量が、増加しつゝあつたが、この趨勢は世界大戦により阻止された。大戦後肉類の輸入が再開され、又家畜殊に豚の現在高が増加し、再び肉食増加の傾向が現はれた。併し戦前の状態にだんく近付いたけれど、それ以上肉類消費の増加する傾向はなかつた。何となれば社會大衆の収入の増加が、戦前の如き勢にて肉食の増加を可能ならしむるに、十分ならざりしために外ならなかつた。

物貨交換の防碍

平和的經濟的協力活動に對する諸國民の信仰は、世界大戦により根底より破壊された事は怪しむに足らぬ。戦後、諸國の採れる通商政策は、國家の經濟的安全のみならず、政治的又軍事的安全を重視するに至れるは、これ亦怪しむに

大戦後の世界農業恐慌

足らざる所である。通商政策が恐慌の箇々の段階に於て如何なる處置を採れるかをこれより述べるであらう。

一九二〇—二三年即ち農業恐慌の第一期には、通商政策からの影響は微弱であつた。英國はその繫屬國たる丁抹和蘭及び白耳義と共に自由貿易を忠實に固守した。瑞典及び諸威も等しく戦前の關稅率を固持する事となつた。バルチック沿海の穀類輸入國エストランドとレトランドの兩國は小麦の場合を除き丁抹に範を採つた。獨逸に於てはヴェルサイユ平和條約により、一九二五年の一月一日まで輸入が自由に行はれた。奧國は輸入の必要大なるため、自由貿易主義を採用し、輸入を大いに歓迎した。チェコスロヴァキアは一九〇六年の奧匈の自主關稅率を基礎として一九一九年に關稅を採用したのであるが、一九二五年に稅率を通貨相場に一致せしめた。瑞西は大戦中及び戦後の初期に、最低及標準價格の確保のため、穀物の專賣を行ふたが、輸入には抑壓を加へなかつた。伊太利は戦前の稅率に多少變更を加へたのであるが、穀物關稅は大戦中停止され一九二五年七月二十四日に漸く復活されたから、名目のみにて實際上的意義はなかつたと謂つてよい。佛國は一九一九年に戦前の關稅を係數制により貨幣價值に一致せしめた。併し係數は凡ての商品にとりて、同一でなく又可變的でなくして、箇々の商品に對し一から一〇まで、任意の數を定め得となし、斯くて各商品の運命は政府により左右された。工業を復興せしめんとする場合には、農産物の係數は低く工業生産物の係數は高くし、その措置は不公平なるを免れなかつた。西班牙は一九二二年に至りて漸く二重稅率制を採用した。葡萄牙に於ては輸入は實際上政府によりて獨占された。ヨーロッパの東部並南東地方の農業過剩國及び海外諸國に於ては農業關稅が實施されたるも、その影響は微々たるを以て説明を略するであらう。

一九二四年と一九二五年には歐洲の重要輸入國の農業關稅立法に大變革が行はれた。英國、丁抹及び和蘭は自由貿易を固持して捨てなかつた。諸威に於ける穀物專賣の實施の外、瑞典と諸威に於ても、何等原則的變革は行はれてない。之に反しベルギーとルクサンブルグは、一九二四年五月八日穀粉と燕麥に對し關稅を課した。獨逸は通商政策上の自由行動を執り得るに至るや、一九二五年の八月十七日を以て一九〇二年の稅率を再採用した。奧國に於ては一九二五年の一月一日に穀物に對し滑式關稅を採用した。チェコスロヴァキアは一九二五年六月四日滑式關稅に依り農業保護に拍車をかけた。併し滑式關稅には一九二六年の七月二十二日に、最高及最低關稅によりて上と下に對し限界が附せられた。最低關稅の實施されたるは最惠國條款國に對してである。伊太利は一九二五年七月二十四日金貨計算の基礎に於て戦前の保護政策的關稅を再採用するに至つた。

農業保護に關する之等の諸處置は、一九二四年から一九二八年にかけて、歐洲諸國の生産増加を促進せしめた。併し歐洲外の國々に於ても時を同じくして、顯著に感知されつゝあつた農業恐慌恢復を、之等の農業保護的處置が阻止できなかつた。一時、國際的經濟狀態の恢復が、經濟的保障を求むる諸國民の競争を、中止せしめたかに思はれた。併し一九二九年に恐慌は再鋭化して、極めて大規模の保護手段が採られた。加之、從來採れる通商政策の不十分なることが明白になり、國內農業生産と市場の統制とを、通商政策の基礎とせねばならぬことが判つて來た。過剩國に於ては生産統制が農業保護策の前提となつてゐた。輸入國に於ては國內市場の整序のため、關稅のみならず輸入禁止・割當制・配當制等の方法により、世界市場を一層よく排撃する必要があつた。

英國に於ては食糧の自給自足を圖り、都會と田舎に人口を有利に配分し、貿易尻に於て借方を繰くし、又大英國の自立的經濟を助成する目的を以て、一九三二年に輸入關稅條例を公布し、同年の三月一日から之を實施した。稅率は小

麥一クワーターにつき二シリング、裸麥・大麥・燕麥・玉蜀黍及び麥粉は價格の一〇%であつた。但し大英帝國領土の産物は之より除外され、これらはオックスワ會議の特別協定の適用を受けた。なほ一九三二年三月十二日の小麥條例は、小麥一クワーターにつき四十五シリングの最低價格を、農夫に保障してゐる事に注意せねばならぬ。政府は製粉業と製粉輸入業に對し加工税を課し、その税率は麥粉二八〇ポンドにつき二シリング九ペンスとした。この稅收をもつて上記の資金に充てる事にしたのである。

和蘭、白耳義、ルクサンブルグ及び丁抹は精製國なるを以て、國境は從來通り解放された。併し之等の國々も一九三〇年以後、混合及使用強制の方法によりて、外國産穀物の販賣に制限を加へた。諾威、瑞典及び瑞西は穀物專賣の方法により、又は生産者に對し最低價格を有する獨占機關により、又一部は瑞典の如く混合強制を併用して、難局の切抜けに腐心してゐる。之等の國々は輸入禁遏のため特別の處置を採ることは思ひ止まつた。一方に於て消費者を考慮し、又耕作面積の狭小なることを考慮したからである。エストランド（一九三〇年七月以後）とレトランド（一九三〇年八月以後）は、農業恐慌の激化に直面するや專賣使用強制及び關稅引上の方法に訴へ、外國品の輸入に對して抑壓を加へた。獨逸は一九二九年以降農業保護のため障壁を築き、年々これを益々堅牢のものとした。埃國は一九二七年と一九二八年に、農業關稅の引上を行ひ、一九三〇年の一月には穀物に輸入從價稅を採用した。一九三二年の七月には更に大なる關稅引上が行はれた。

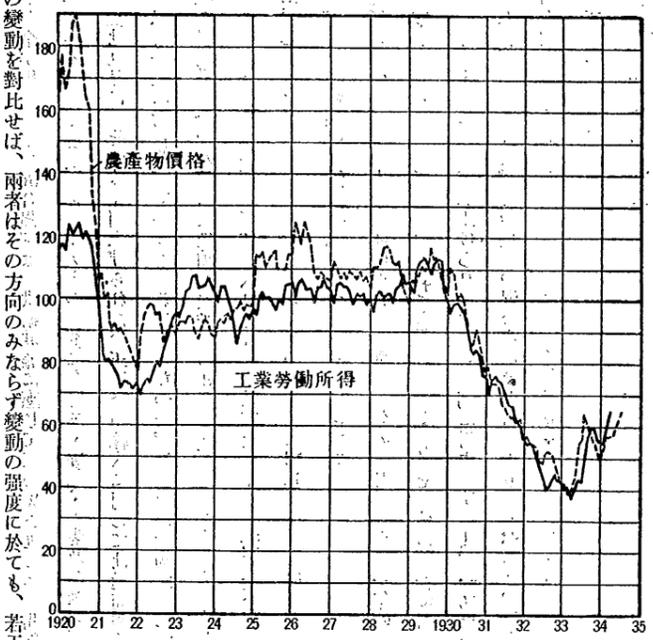
佛國は比較的低い二重稅率（最高及び最低稅率）を實施してゐたが、一九二九年五月に小麥と小麥粉の稅率を大いに引上げ、小麥百キログラムにつき三十五フランを五十フランに改めた。一九二九年の十二月五日には九七%の小麥混合強制に關する命令が出た。爾後混合強制は、供給状態に應じて五〇%と九〇%の間を上下し、要するに穀物保護政策の根幹をなしてゐる。チェコスロヴァキアとの條約に含まるゝ裸麥・大麥及び燕麥關稅は一九三〇年の七月に、同様に玉蜀黍の關稅は九月に、それ／＼引上げられた。玉蜀黍の輸入に對しては通商條約により割當が定められた。一九三一年十一月以後輸入に對し許可を必要とすることゝなつた。その他の穀物に對しても通商條約に於て割當制の採用が増加して來た。割當の分配の際には佛國の保護國の外に、特にチェコスロヴァキア、ルーマニア、南方スラヴィアの協調國、ハンガリー及び埃國が考慮に入れられた。佛國は大領土經濟主義を執り、植民地及びアフリカの土地よりの輸入品に對し關稅を免除した。通貨下落國からの輸入品に對しては、從價制の關稅附加稅を課し、非常に厳しい處置を採つた。これは佛國の政策の特色の一つとせらるゝのである。

伊太利は一九二八年の九月、一九二九年の五月、一九三〇年の六月、一九三一年の七月に、數次にわたり關稅の引上を行つた。佛國より高關稅となつた事は怪しむに足らぬであらう。その他の穀物に對する關稅は通商條約上の拘束のために、一九三一年の七月に初めて引上げられた。混合強制に對する法律は、一九三一年の七月に公布になり、その率は同年七月九五%と定められた。その後の混合率には非常な上り下りがあり、最高時には九九%に達して居り、佛國に於ける如く穀物輸入政策の根幹となつた。チェコスロヴァキアは一九三〇年六月に一九二六年の關稅を改めて滑式關稅を採用するに至つた。

經濟的引受能力

農産物價格の價格の動搖を、經濟的引受能力——非農業の金錢收入・工業への投資及び商業の態度——に歸せしむ

一九二〇—一九三四年の米國に於ける
工業労働所得と農産物價格の動勢
(1923-1925=100)



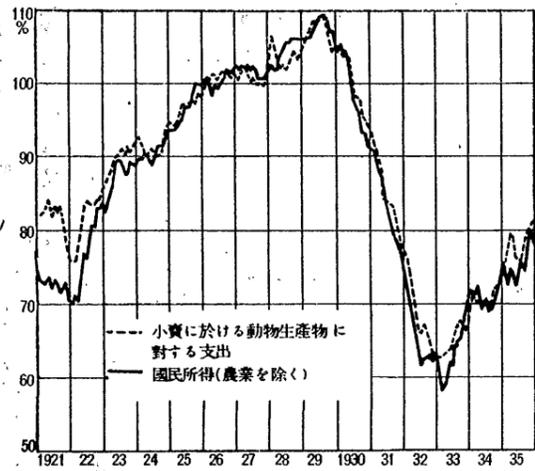
第一次及び第二次の農業恐慌の時には、非農業の金銭収入の變化を、直接下する事は不可能であつた。大戦後にはこれを下する二三の手掛りがある。即ち二三の國には國民所得（農業を除く）、若干の工業部門の賃銀及び賃銀並俸給よりの収入に關する統計が存在する。収入の變動に關する最も良い材料を米國が有してゐる。例へば労働統計局の作つてゐる工業労働所得の指數がそれである。工業労働所得

る事が知り得られる。
工業労働所得と農業總収入の動きは、工業労働所得と農産物の價格の變動に比し、より多く一致し居るは見易い道理であらう。農産物の價格は、收穫の増減等によりて、直接動かさるゝ多に反し、農業總収入は生産額の大小に影響さるゝ事が、比較的すけないからである。

年	工業労働所得 (一九二三=100)	農業總収入 (一九二三=100)
一九二〇年	七六	七八
一九二一年	八一	八七
一九二二年	九一	九七
一九二三年	九六	九九
一九二四年	一〇三	一〇四
一九二五年	一〇二	一〇四
一九二六年	一〇二	一〇三
一九二七年	一〇二	一〇二
一九二八年	一〇二	一〇三
一九二九年	一〇九	一〇四
一九三〇年	八九	八三
一九三一年	六七	六一
一九三二年	四六	四六
一九三三年	四九	五三(五六)
一九三四年	六二	五八(六四)
一九三五年	六四	六七(七二)

大戦後の世界農業恐慌

一九二一——一九三五年の米國に於ける國民所得（農業を除く）と小賣中の動物生産物に對する支出の動勢（季節的變動を除き 1924-29=100）



一九三三—五年農業總收入の括弧内の數字は、農事調整局の補助金を算入せるもの、一九三五年の工業勞働所得は一月から十月迄である。工業勞働所得と農業總

收入の右の數字には、投機と歐洲からの需要のため多少の開があるが、大體に於いて一致すと謂はねばならぬ。

工業勞働所得の代りに農業を除外せる國民所得を、總收入の代りに農産物の小賣々上高と對比せば、兩者は殆ど完全に一致してゐる。これに對し理論的に反對せんとしても、他のいづれの場合よりも困難とせらるる。

英國には所得の變動に關して、米國の如き好資料は存在しない。英國の失業統計に據れば勞働所得の低下は一九二〇年の十月に始まつてゐる。英國の勞働所得の低下は米國に於けるよりやゝ遅れてゐる。農産物價格の變動に於ても

亦、英國は同様に米國の後を歩いてゐる。一九二二年、一九二三年及び一九二三年には、失業の外に賃銀の大減少の

ために、勞働所得は特に著しく低下した。賃銀の變更のみによる通貨銀の運動を、一九三四年五月二十六日附の「ゼ・エ・コノミスト」誌に據り左に掲ぐ（單位一〇〇〇磅）。

一九二〇年	四七九三〇	一九二七年	三五七八
一九二一年	六〇六二〇	一九二八年	一四二〇
一九二二年	四二二〇一	一九二九年	七八八
一九二三年	三一七〇	一九三〇年	五六六
一九二四年	五五三九	一九三一年	四〇一二
一九二五年	七八二	一九三二年	二四九二
一九二六年	四九三	一九三三年	六五三

一九二二年より一九二三年にかけての賃銀壓迫は、右の表によりて知ることが出来るが、政府はデフレ政策の立場から之を支持してゐた。一九二九—三三年の農業恐慌の第二銳化期に於ては、デフレ政策的影響は存在しなくなつた。一九二一—二三年に比し賃銀の低下は緩慢となり、その代り失業者の數は増加した。英國及びその二三國の失業者統計を左に掲げる。

年	勞働組合員の百分率				失業保險加入者の百分率			
	英國	諸威	瑞典	丁抹	白耳義	和蘭	瀋洲	
一九二〇年	二四	二三	一	五八	一	一	六五	
一九二一年	一五三	一七七	二六二	一九七	二一六	一	一一二	
一九二二年	一五四	一七一	二二七	一九二	六五	二二五	九三	
一九二三年	一〇七	一〇七	二二六	一二六	二七	二二七	七〇	一三九

大戦後の世界農業恐慌

國際

一九二四年	八・一	八・五	一〇・三	一〇・八	三・三	一〇・二	八・七
一九二五年	一〇・五	一三・二	一一・一	一四・七	五・六	九・五	八・八
一九二六年	一一・四	一四・三	一一・三	一四・七	四・二	八・七	七・一
一九二七年	九・七	一二・四	一一・〇	一三・五	五・七	九・〇	七・〇
一九二八年	六・〇	九・九	一〇・六	一八・五	四・五	六・九	一〇・八
一九二九年	一〇・五	一五・四	一〇・二	一五・五	四・三	七・八	一一・一
一九三〇年	一六・一	一六・六	一一・九	一三・七	五・七	九・七	一九・三
一九三一年	二二・五	二四・四	一六・八	一八・〇	一三・九	一八・二	二七・四
一九三二年	二二・一	三〇・八	二二・四	三三・七	一九・八	二九・九	二九・〇
一九三三年	二一・三	三九・三	二六・五	三三・八	二〇・〇	三三・〇	二六・五

一九二〇—二三年に於る獨逸と佛國の工業労働賃銀の低下は極めて僅かであつた。一九二〇年の春には失業者が幾分増加したが、同年の秋にはすでに増加は停止してしまつた。一九二〇年に獨逸に於て、労働組合員の就職率は九・一%から、僅か九四・八%に減じたにすぎぬ。因みに一九〇七—二三年の平均率は九七・六%を示してゐる。一九二二年には再び平均率は九七・二%、一九二二年に至りて九八・五%となつてゐる。佛國に於ては救助を受ける失業者数は、一九二〇年には僅かに約一、〇〇〇人、一九二二年には四七、〇〇〇人、一九二二年には四、〇〇〇人、一九二三年には再び一、〇〇〇人となつた。獨逸に於て賃銀は少しも低下しなかつた。佛國に於ける一九二〇—二二年の賃銀切下は八%にすぎない。その後たちまち賃銀は急騰するに至り、一九三三年には一九二〇年の最高状態を突破した。

一九二三年に農業恐慌の第二緩和期がはじまつた。金銭所得は一九二三年の春から高騰した。米國と英國に於て失業者が減少し始めた。賃銀は米國と佛國に於ては一九二二年の秋以後、英國に於ては一九二三年以後高騰した。英國にて失業者は一九二九年まで減少を續けたが、一九二〇年以前の二三十年間と比較せば、依然その数は甚大であつた。一九二七年以後賃銀は漸落し、一九二九年の秋以後益々勢が加はつた。一九二〇—二三年の暴落以後、英國に於ける農産物價格の恢復は、他の國々に比し僅かであつた。佛國に於ける失業者の数は一九三〇年まで殆ど言ふに足らない。賃銀は一九三二年の初頭まで昂騰をつづけた。賃銀及び俸給よりの所得を示せば次の如くである（單位百萬フラン）。

一九二七年	九五・一	一九三〇年	一一三・二
一九二八年	一〇三・〇	一九三一年	一一七・〇
一九二九年	一一五・六	一九三二年	一〇七・六

斯くして所得は一九三〇年まで増加してゐるが、一九二九年の秋より米國・英國及び獨逸にて所得の減少が始まつた。一九二三年の秋には通貨安定時代が始まり、その時まで殆ど言ふに足らなかつた失業者の数が、通貨安定時代の開始と同時に激増し、労働組合員の就職率は八六・五%に減少した。賃銀も一九二三年のそれと比較し、又其他の工業國と比較するに、非常に尠なかつたことが認められる。一九二一—三三年の工業の賃銀の變動を、一九〇九—一三年を一〇〇として左に掲ぐ。

一九一三年	一〇四	佛國	一〇五	獨逸	一一〇・九	米國	一〇〇
一九一四年	一〇五	佛國	九六	獨逸	一一〇	米國	一〇二
一九一五年	一二五	佛國	九三	獨逸	一一〇	米國	一〇四

大戰後の世界農業恐慌



國際

一九二六年	一一二	一〇七
一九二七年	一六二	一三五
一九二八年	二〇一	一九八
一九二九年	二三四	二八四
一九三〇年	二八〇	三二七
一九三一年	二四一	三六八
一九三二年	一八六	三三六
一九三三年	一八一	三八九
一九三四年	一八八	四四五
一九三五年	一八八	四六四
一九三六年	一九一	五五五
一九三七年	一九〇	六二三
一九三八年	一八八	六〇六
一九三九年	一八八	六七〇
一九三〇年	一八六	六九八
一九三一年	一八四	六五〇
一九三二年	一八一	六二三
一九三三年	一七八	六一〇
一九三四年	一七八	六一二

獨逸の統計は一九二四年より一九三三年まで空白、一九二四年に初めて一二四となつてゐる。斯く金錢的所得の少くなかつた事が、一九二四年に於て農産物價格、殊に屠畜價格の至廉なる主要原因の一つであつた。一九二五年には失業者が一時減じたが、一九二六年の春には再び増加し、英國に起れる炭坑罷業によりて、緩和さるゝまで増加がつ

づいた。短時間労働者を考慮に加へたる労働組合員の就職率は左の如くである。

一九二七年	九〇・一%	一九三〇年	七三・九%
一九二八年	九〇・五%	一九三一年	六〇・一%
一九二九年	八五・二%		

一九二八年の秋に季節的現象以上に失業者増加の傾向が現はれた。集合契約賃銀は一九二四年より一九三〇年まで前例のないくらゐ大いに上騰した。賃銀上騰は労働組合の非常な努力の結果に外ならぬことを附け加へて置く。歐洲輸入國に於いて一九三二―三二八年に金錢所得の増加したる事は、世界市場に於ける農産物に對する引受増加を意味してゐた。斯くして農業國の貿易は、左表に瞭らかなる如く一九二八年まで、非常な増加を示してゐる(單位百萬弗)。

歐洲外農業國十五箇國

輸出	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
輸入	六九六・二	七〇二・七	七二四・三	七四四・五	五六七・一	三六八・三
差引	十八三四	十九七九	十九九一	十二三三	一一一八	十二五五

歐洲農業國十四箇國

輸出	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
輸入	二二八・九	二六七・九	二八八・八	二七八・二	二二六・七	一六二・三
差引	三三一・八	五二九・九	一七〇・四	一四四・一	一七一・一	一一七・〇

大戰後の世界農業恐慌



一九二九—三三年の農業恐慌の鋭化する第三期は、『世界經濟恐慌』と各國に於て呼ばれてゐる。而してこの世界經濟恐慌は、農業國に端を發したといふに、多くの人々の意見が一致してゐる。生産過剰が農産價格を下落せしめ、従つて工業商品に對する農業國の購買力が減退し、工業國崩壊の主要原因をなした、といふに意見が一致し居るのである。右の表を見れば判る通り、歐洲外の農業國の工業國の生産品に對する引受能力は、一九三〇年に至りて初めて低下してゐる。

然るに既に一九二九年に農業國の輸出は、工業國の引受能力の減退によりて大減してゐるのだ。一九三〇年には輸出の減少は輸入の減少より以上に大であつた。従つて貿易尻は赤字を出してゐるのである。歐洲農業國の引受能力は既に一九二九年に少々減少し、一九三〇年に入り減少に拍車をかけた。之に反し一九二九年の輸出は一九二八年より多く、その後輸出の減少は輸入よりも鮮少であつた。それがため貿易尻はやゝ改善さるゝに至つた。一九二九年には歐洲の農業國は歐洲外の農業國に較べて非常な増收であり、そのみならず後者の輸出は穀物（一九二八年はレコード破りの農作でそれがため一九二九年穀物は下落す）よりも家畜産物に多く頼つてゐた。斯くて歐洲の農業國は一九三〇年まで能く持ち耐えることが出来た。第二には一九二九年に始まれる輸入國の防衛的處置は、海外からの農産物輸入を目的とせるのみならず、既に歐洲農業國に對して優先的地位が保障されてゐた。第三には農業を源とする工業原料品に對する需要低下により、最も大なる打撃を蒙れるは歐洲外の農業國で、食糧品生産を目的とする歐洲農業國の打撃は小さかつた。輸出は減退したに拘らず歐洲外農業國の引受能力は、資本貸借計算の有利なるために、尙ほ暫くのみだ現狀を維持することが出来た。一九三〇年まで農業國にクレジットが流入し、工業國へ買入注文をな

し、又農産物の高値買上をなし得たが、一九三一年にクレジットの流入が止むに及んで、農業國の債務がだん／＼に増加し、原料品の國內蓄積が増大し、貿易尻は不利とならざるを得なかつた。斯くて一九三一年には世界恐慌が鋭化し、特に英國に於てその傾向が顯著であつた。

一九三二年の終より一九三三年の初にかけて、就職率の低下従つて収入の低下が、重要工業國に於いて止つた。二三の國にては一九三三年に於ても、賃銀は少々低下してゐるけれども、所得の顯著な一般的減少は止み、斯くて農業恐慌の第三鋭化期は終つた。一九三三年の春以後就職率は高まり、米國、獨逸、英國及び其附隨國の賃銀も、就職率と同様に高まつた。少々これに遅れて金貨ブロック國の佛國、白耳義、和蘭及び伊太利に於て、就職率と賃銀とが高騰したが、米獨英諸國の如く顯著ではなかつた。また米獨英諸國の高騰は、主として國內の通貨の上のみの高騰で、實質的高騰とは謂ひ得なかつた。従つて一九三三年の農産價格の高騰は、金貨計算にせば極めて僅かであり、且つ騰貴の原因は、金錢収入の増加に存せず、低物價と人工的生産制限による生産減少にあつた。

主要記事月報

(附録)

新聞雜誌名略號表

Annal	Annalist	Ann O	Army Ordnance
Annals	Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology	AZ	Deutsche Allgemeine Zeitung
米穀	米穀	BL	Berichte über Landwirtschaft
米日	米穀日本	BN	Bataviasch Nieuwsblad
厦門	厦門時報	BSF	Bulletin de la Statistique générale de la France
紡績	貿易	BT	Berliner Tageblatt
	大日本紡績聯合會月報		
中公	中央公論		行方行政
中外	中外財界		筑豐石炭礦業會月報
財經	貯蓄銀行協會會報	CEJ	Chinese Economic Journal
朝鮮	朝鮮	CFC	Commercial & Financial Chronicle
朝鮮	朝鮮農會會報	CH	Current History
朝鮮	朝鮮總督府調查月報	CR	Contemporary Review
地理	地理學評論	CT	Current Thought

主要記事月報

注 載

一四八

D 之 部

電気の友
 電業協会々報
 電務研究資料
 電氣公論
 電氣経済時論
 電業時代

動力
 ダイヤ
 同本
 DYS
 DY
 DR

動力
 ダイヤモップ
 同志
 Deutsche Volkswirtschaft
 Deutsche Volkswirt
 Deutsches Recht

E 之 部

映電教育
 エコノミスト
 Economist (London)
 Edison Electric Institute Bulletin
 Economic Journal
 Electrician

EN
 ETZ
 EW
 EW
 EK

L'Europe nouvelle
 Elektrotechnische Zeitschrift
 Electrical World
 Elektrizitätswirtschaft
 Экономическая Жизнь

F 之 部

Frankfurter Zeitung

G 之 部

月刊ロシヤ
 外国の新聞と雑誌
 外務省情報部資料
 外交時報
 軍令部常報

観測
 鐵道
 原日
 専横
 專報

理業調査資料(鐵道省)
 銀行通信録
 原理日本
 學術振興
 學術報告(日本學術協會)

H 之 部

保險學雜誌
 保險經營研究
 保險知識
 保險評論
 法學協會雜誌
 法學會議雜誌
 法律論叢
 法律

法公
 法之經
 評議
 放送
 本財
 關通
 汎交通
 HLR

法曹公論
 法と経済
 評議
 放送
 本邦財界情勢
 關通通信(高橋公館調査部)
 汎交通
 Harvard Law Review

I 之 部

移民地事情
 醫學公論
 醫學時報
 醫學衛生
 Masochia

NI
 IHI
 ILR
 ILost

3A. International
 Information
 International Labour Review
 International Labour Office
 (Studies and Reports)

J 之 部

人口問題
 自由通商
 重要資料通載

實月
 Jour
 JT

實業部月刊(滿洲國)
 Journal (French)
 Japan Times

K 之 部

改造
 經濟情報
 經濟時報
 經濟論叢
 經濟知識
 經濟商業叢書

經全
 經濟
 經濟
 經濟
 經濟

經濟金融概況
 經濟滿洲
 經濟學叢書
 經濟學叢書
 經濟學雜誌(大阪商大)
 國際知識

中央圖書代辦

一四九

三 之 部

國政資料
 國勢グラフ
 國民精神文化
 國際經濟週報
 國際評論
 國際パンフレット通信
 國史教育
 國防經濟研究
 海運
 海外社會時報
 海外セメント事情
 海外情報
 海外經濟彙報
 海外時報
 海外經濟事情
 航空記事
 講演集
 工業組合
 London Times
 三田警會雜誌
 三井各名調査部報告
 民政
 民族衛生

1410

L 之 部

工業日本
 工業調査彙報
 工業保險時報
 健康保險時報
 組合金庫
 科學と工業
 貨物情報
 雜誌時報
 雜誌教育評論
 教育
 教育資料彙報
 研究
 京坡商工會議所經濟月報
 古典研究
 關西醫學
 興民
 カレントヒス
 解剖時代
 工業
 工政
 健康
 組合
 科學
 貨物
 雜誌
 雜誌
 教育
 教育
 研究
 京坡
 古典
 關西
 興民
 カレン
 解剖
 工業
 工政
 健康
 組合
 科學
 貨物
 雜誌
 雜誌
 教育
 教育
 研究
 京坡
 古典
 關西
 興民
 カレン
 解剖

L 之 部

無黨通信
 滿洲國民政府調查月報
 滿鐵調查月報
 滿蒙

The Ministry of Labour Gazette

M 之 部

無黨通信
 滿洲國民政府調查月報
 滿鐵調查月報
 滿蒙

N 之 部

滿洲特産月報
 滿洲經濟統計月報
 マネジスメント
 明大商業論叢
 文部時報
 日本絹織物工業組合聯合會
 南支那及南洋情報
 南洋協會雜誌
 南洋事情
 南方博覽會
 農務時報
 農業
 農產彙報
 農業經濟研究
 農村工業
 日本鐵礦參考資料
 日本勸業銀行調查月報
 日本動力協會々報
 日本公衆保險協會雜誌
 日本鑛業協會通報
 日滿經濟
 南支那及南洋情報
 南洋協會雜誌
 南洋事情
 南方博覽會
 農務時報
 農業
 農產彙報
 農業經濟研究
 農村工業
 日本鐵礦參考資料
 日本勸業銀行調查月報
 日本動力協會々報
 日本公衆保險協會雜誌
 日本鑛業協會通報
 日滿經濟

O 之 部

大商會
 大區商工會調查月報
 中區商工會調查月報

大區商工會調查月報
 中區商工會調查月報

MBS
 MDN
 MG
 Mois
 MR
 Monthly Bulletin of Statistics
 Moscow Dairy News
 Manchester Guardian
 Le Mois
 The Modern Review

日本鐵礦協會會報
 日本商工會議所經濟月報
 日本評論
 日本醫學新聞
 日印協會會報
 內務時報
 內外社會問題調查資料
 內外商工時報
 內外調查資料
 內外經濟概觀
 內外公論
 內外交通研究
 名古屋商工會調查月報
 燃料協會誌
 野村各名調査部週報
 長崎高商院研究館彙報
 New York Times

1411

三 綜

IX Planovoe Kozhictvo
 IP Prava
 MI Litaa

勞働科學研究
 勞働時報
 勞務管理
 露西里月報
 大藏省理財局調査情報
 陸軍主計團記事

生命保險會社協會々報
 榮華時報
 世界と我々
 世界の労働
 世界の石油事情
 政経論叢
 早稻田政治經濟學雜誌
 職業紹介公報
 職業指導
 職業時報
 週刊時報(外務省)
 新報

P 之 部

PQ Popul
 PI

Political Quarterly
 Le Populaire
 Il Popolo d'Italia

Reichsarbeitsblatt
 Revue d'économie politique
 Reichsgesetzblatt
 Revue Générale de L'Electricité
 Revue politique et parlementaire

正金銀行週報
 正義
 産業能率
 産業組合
 産業福利
 産業と教育
 産業公論
 産業
 商工經濟
 商工經濟研究
 商工之日本
 商學論究
 商業と經濟
 商業組合

1411

S 之 部

SI 正理
 SI 正義
 SI 産業
 SI 産業組合
 SI 産業福利
 SI 産業と教育
 SI 産業公論
 SI 産業
 SI 商工經濟
 SI 商工經濟研究
 SI 商工之日本
 SI 商學論究
 SI 商業と經濟
 SI 商業組合

社會事業
 社會事業
 社會福利
 社會往來
 山林
 山林保護
 水利と土木
 支那
 鮮滿支財界彙報
 實業
 紙業雜誌

T 之 部

東洋
 東亞經濟研究
 東洋貿易研究
 東洋經濟新報
 東亞
 東京商工會議所所報
 東京株式取引所調査資料
 東大陸
 東京市產業時報
 東京市社會局時報
 東京窓外新誌
 帝水
 帝國教育

信託協會會報
 労働事情
 労働事情
 新興經濟
 調查資料(實業經濟研究所)
 石油時報
 宗教教育
 Sonderhefte des Instituts für Kon-
 junkturforschung
 Общане законов
 Советская Торговля
 Советское Иосударство

帝國農會時報
 帝國瓦斯協會雜誌
 帝國鐵道協會報
 都市公論
 都市問題
 都市と農村
 臺灣金融經濟月報
 臺灣稅務月報
 大連商工月報
 統計時報
 統計進路
 軌道經營資料

1411

1411

種別	誌名	刊行時	編者	刊行地
雑誌	鐵と鋼	U	TM Temps	Тимошенкова збрка Temps
	拓務時報			
運輸	運輸	V	YK	Vierteljahreshfte zur Konjunktur- forschung
WPA	Weltwirtschaftliches Archiv	W	WS WT	Wirtschaft und Statistik Watt (邦語)
WP	山口商學雜誌 大日本藥業協會雜誌	Y	Z	有後 橫濱商工月報
財政	財界觀測 財政經濟時報 財政(大藏財務協會) 財界月報	Z	稅 全國產業團體聯合會 善隣協會調查月報	稅 全國產業團體聯合會 善隣協會調查月報

記事分類表

頁	頁	頁	頁
I 政治及行政..... 155	XII 商 業..... 176	IX 稅 關..... 171	XVIII 人口、食糧、土地、移民、民族及人類..... 182
II 法 制..... 158	XIII 交通及通信..... 177	X 金 融..... 170	XIX 天文、地理及歴史..... 183
III 外 交..... 159	XIV 交通及通信..... 178	XI 保 險..... 171	XX 統計..... 184
IV 防 防..... 160	XV 社 會..... 181	XII 保 險..... 171	XXI 雜 著..... 184
V 國 際..... 163	XVI 社 會..... 181	XIII 保 險..... 171	
VI 經濟一般..... 166	XVII 社 會..... 182	XIV 保 險..... 171	
VII 企業經營及會計..... 166	XVIII 人口、食糧、土地、移民、民族及人類..... 182	XV 保 險..... 171	
VIII 財 政..... 169	XIX 天文、地理及歴史..... 183	XVI 保 險..... 171	
IX 金 融..... 170	XX 統計..... 184	XVII 保 險..... 171	
X 保 險..... 171	XXI 雜 著..... 184	XVIII 人口、食糧、土地、移民、民族及人類..... 182	
XI 統計..... 171		XIX 天文、地理及歴史..... 183	

題 名	記 述 者	誌 名	卷 號	発 行 年 月 日	題 名	記 述 者	誌 名	卷 號	発 行 年 月 日
I 政治及行政 第七十議會日記(五) 第七十回帝國議會資料 支那最近の實狀 支那の再認識を語る(座談會) 支那の現状 三中全会と抗日人民戦線 三中全会を中心とする人民戦線及國民黨戦線派 支那人民戦線の正體	大イヤ	内閣	25.	10. 12. 4. 1.	西安事件より三中全会へ「統一救亡」を語る二つの戦線	氏野博光	社 社	9.	4. 12. 4. 1.
	佐藤安之助	東洋	40.	4. 12. 4. 1.	廣東の警察権	トロッキー	南 南	7.	5. 12. 3. 1.
	雨宮中佐	日評	12.	4. 12. 4. 1.	ソヴェエトの階級性	内 社	12.	4. 12. 4. 1.	
	須藤彌吉郎	貿易	37.	4. 12. 4. 1.	國共合作成立後の真相	杉原正巳	7.	316. 12. 4. 5.	
	波多野乾一	月口	3.	4. 12. 4. 1.	陸軍の政治的方向轉換	幸島禮吉	24.	4. 12. 4. 1.	
	須藤彌吉郎	貿易	37.	4. 12. 4. 1.	ソヴェエトの階級性	解 時	7.	4. 12. 4. 1.	
	三中全会を中心とする人民戦線及國民黨戦線派	内社	314. 12. 3. 15		重要法案を繰る過程	幸島禮吉	18.	13. 12. 4. 1.	
	S. H. M.	社 社	9.	4. 12. 4. 1.	今議會の政治的意義	解 時	7.	4. 12. 4. 1.	
					議會論争の的となつた新法律の解説	大イヤ	25.	11. 12. 4. 11.	

要 録

II Duce presiede il Gran Consiglio	PI	'37. 3. 2	ドイツ四年計畫の結果	メルクス	IB	'37. 2. 4
La politica bolscevica nell' Asia Orientale	"	'37. 3. 3	原田内閣の危機	ハヤダシ	IP	'37. 1. 24
Il potenziamento militare della Nazione deciso dal Gran Consiglio dopo la relazione del Duce	"	'37. 3. 3	日本の政業と政治家	"	"	'37. 2. 4
Le relazioni alla Camera	"	'37. 3. 4	ドイツ工業と日本の軍備	マカコフ	IH	'37. 2. 17
II Gran Consiglio ha discusso	"	'37. 3. 4	ドイツの膨張	"	"	'37. 3. 18
L'ordine del giorno approvato	"	'37. 3. 5	衆議院の選挙について	シエミヤキ	"	'37. 3. 21
I funari sviluppi delle deliberazioni adottate	"	'37. 3. 5	イタリアの帝國主義的膨張	ジュダソフ	JK	'37. 3. 12
II comunicato	"	'37. 3. 6	新憲法と黨組織の改造	ジュダソフ	TH	'37. 2. 12
L'inizio della discussione sul bilancio dell' agricoltura	"	'37. 3. 9	日本軍部の夢	メルベラト	CT	'37. 3. 1
I problemi dell' agricoltura ampiamente discussi	"	'37. 3. 11	スベイン内亂と農民	"	"	'37. 3. 1
Japans binnenlandsche zorgen	BN	'37. 12. 15	法律の將來	ロズノフ	日評	12. 4. 12. 4. 1
Samenwerken tussehen Straits-en onze politie	"	'37. 1. 30	法律の將來	カソフ	MG	47. 613 '37. 2. 19
British Malaya en Ned-Indië	"	'37. 2. 1	The factories bill	L. Gaz	"	2 '37. 2.
日本に於ける内閣の危機	ジャーコフ	'37. 2. 2	The sanctions of two countries	CFC	"	3740 '37. 2. 27
	IB3		Confession and avoidance	"	"	3742 '37. 3. 13

一五八

Supreme court decisions relating to the Constitution	CFC	3743 '37. 3. 20	Modifiche alla legge sugli alberghi	PI	64 '37. 3. 5	
Justices refrain from giving views	NYT	'37. 3. 20	Gronwet van 1814 en Nederlandsch-Indië	BN	36.11.28	
Hughes against court planning views	"	'37. 3. 23	日本の使命	チャアチル	日評	12. 4. 12. 4. 1
Ausgestaltung des Friburgerrechts (Zu den neuen erbnichtsrechtlichen Verordnungen vom 21. Dez. 1936)	DB	'37. 2. 15	日本の國際關係の一面	米田 實	東洋	40年. 4. 12. 4. 1
Wandlungen im Bodenrecht. (Die neue Grundstücksverkehrsbekenntnismachung)	"	'37. 2. 15	支那及日本から眺めた支那	萩 生	社往	9. 4. 12. 4. 1
Die Aufbaugrundsätze des neuen Strafrechts	"	'37. 3. 15	對支再認識とは何か——日支外交と三中全會	並河修二	"	9. 4. 12. 4. 1
Polizeiliche Befugnisse der Gewerbaufsichts-beamten	RAB	'37. 3. 15	對支政策をどうする?(國談會)	中田朝良	解時	7. 4. 12. 4. 1
Das neue rumänische Strafrecht	AZ	'37. 3. 23	第七十議會の對支問題	風見章(外)	月口	3. 4. 12. 4. 1
Pflanzenschutzgesetz	DV	'37. 3. 25	「アゾ」は答ふ!大要	國地興四松	"	3. 4. 12. 4. 1
Gesetz über Wasser- und Bodenverbände	VB	'37. 2. 28	ノ聯の提る第二次滿蒙會議	ラルフ・スタ	國バ	986 12. 3. 31
Die neuen Polizeigesetze (Einheitsorganisations-Einheitsorganisations)	FZ	'37. 3. 21	三中全會後の對日政策の検討	田中香苗	月口	3. 4. 12. 4. 1
Il decreto di condono delle punizioni nella M. U. S. N.	PI	'37. 3. 4	US neutrality policy	Harold B. Hinton	J T	13608 '37. 3. 19
	"		Scandinavian neutrality policy	"	"	13613 '37. 3. 24
	"		Bases of French foreign policy	Edouard Herriot	"	13623 '37. 4. 3
	"		US neutrality bill discussed	Harold B. Hinton	"	13626 '37. 4. 7
	"		Mr. Sato's speech	L. T.	"	47631 '37. 3. 12

中央日報 1937年

一五九

Russian foreign policy (M. Maslky's warning)	LT	47693	37. 3. 15	II Duce si asterra anche dal controllo terrestre	PI	37. 3. 2
Nazi ideas of foreign policy	MG	28924	37. 3. 3	Economia e politica del Reich in un discorso di Ribbentrop	"	37. 3. 2
Geneva's future	F. O. Wilson	CH	37. 4.	ドイツの植民地要求	Iザコフ	37. 2. 8
Neutrality plan is voted by Houses	NYT		37. 3. 19	南アフリカに對する日獨の膨張	シエミヤキ	37. 2. 12
Shall the United States withdraw from the Far Pacific?	Maj. Rivers	外情	No. 472 37. 1. 6	IV 野田 清	東經	1759 12. 3. 27
Die Tagung des Genfer Rohstoff-Ausschusses (Eine Rede von Leith-Ross)	FZ		37. 3. 10	英國の軍備と其影響	純記	176 12. 4. 1
Oberschlesien (Das Ende des Uebergangszeitraums am 14. Juli)	"		37. 3. 28	英國議會に於ける國防務卿大臣インスマン卿の防空に關する答辯要旨	外時	12. 4. 1
Wendung in Japans Ausserpolitik?	"		37. 3. 28	英國の五年十五億磅國防計策概観	三瀧	679 12. 3. 20
La politique extérieure du Gouvernement	Temps		37. 2. 25	イギリスの再軍備計策	西澤 英一	12. 4. 1
La collaboration Italo-Japonaise en Afrique orientale	"		37. 3. 2	英國の國防先實五ヶ年計策	三瀧	10. 4. 12. 4. 1
Le Japon et la Nouvelle-Guinée hollandaise	"		37. 3. 2	英國新國防計策の世界的影響	東陸	5 12. 4. 1
Economie et diplomatie	Henri Hauser	RPP 44.	37. 2. 10	英國空軍大擴張計策	三瀧	680 12. 4. 5
Leroux si difende	PI		37. 2. 28	英國の軍備と香港、新嘉坡交防大改訂	東亞	10. 4. 12. 4. 1
				獨逸空軍の現勢(其の一)	中島 實朋	24. 3. 12. 3. 8
				ソ聯航空は果して歐洲の最強か	有終	24. 4. 12. 4. 5
				海陸空三戰と軍需生産力	國經	24 12. 3. 5
				戰爭と軍備を語る(座談會)	土居 明夫	19. 4. 12. 4. 1

大軍備時代と次の戰爭	有澤 廣巳	日評	12. 4. 12. 4. 1	Rise in army estimates	LT	47625 37. 3. 5
戰爭の本質と起源	(外)			Local wardens in air raids	"	47625 37. 3. 5
一戰爭社會學序論	加田 哲二	三田學 31.	3. 12. 3. 1.	Army estimates	"	47625 37. 8. 5
ガス・マスの重要性と物	國ハ		995 12. 3. 16	Arms and finance	"	47625 37. 3. 5
國に於けるその統制	講談		15. 8. 12. 3. 20	Defence and finance	"	47626 37. 3. 6
列國軍備の趨勢と帝國陸軍	國ハ		995 12. 3. 16	Air estimates	"	47626 37. 3. 6
外國新聞に現れた防空關係				The budget outlook (Cost of defence scheme)	"	47626 37. 3. 6
支那				The budget outlook (Cost of defence scheme)	"	47626 37. 3. 6
Russian women are mobilized for war duty	JT		13612 37. 3. 23	Brains for the army	"	47626 37. 3. 6
Balloons to hoist cages over London if planes attack	"		13621 37. 4. 1	Sir T. Inskip on the price of metals	"	47632 37. 3. 13
Training British officers	"		13624 37. 4. 5	Brains for the army	"	47632 37. 3. 13
British don't fear Italy's arms plan	Wickham Steed	"	13627 37. 4. 8	The cost of defence	MG	47603 37. 2. 15
Nations speed-up arms race	Hanson W. Baldwin	"	13627 37. 4. 8	Full text of the White Paper	"	28212 37. 2. 17
Naval bases in the Pacific	William Henry Chamberlain	"	13632 37. 4. 13	£1,500,000,000 for defence	"	28212 37. 2. 17
Naval bases in the Pacific	"		13633 37. 4. 14	Italy's force in Spain	"	28213 37. 2. 18
Making a room gas-proof	LT		47620 37. 2. 27	The rearmament programme	"	28214 37. 2. 19
Chemical industry in war time	"		47620 37. 2. 27	Making nation safe by our own efforts	"	28214 37. 2. 19
Fleets of the world (Detail of Italian battle-ships)	"		47620 37. 2. 27	The object of re-armament	"	47613 37. 2. 19
Defence and industry	"		47622 37. 3. 2	Sir T. Inskip's reply to the opposition	"	47613 37. 2. 19



要 旨	議 案	審 議 日	審 議 時 間	審 議 場 所	審 議 結 果
200,000 men to fight fires in war-time	MG	28218	'37. 2.24		Senate group votes \$522,857,808 for Navy
The navies of the world	"	28221	'37. 2.27		NYT
Preventing export of scrap steel and iron	"	28221	'37. 2.27		YB
Terms of the rearmament loans	"	28223	'37. 3. 2		"
Protection against gas	"	28224	'37. 3. 3		Dr. F. Eysen
The iron and steel shortage	"	28224	'37. 3. 3		DV
The new naval programme	"	28225	'37. 3. 4		AZ
Scrap metal	"	28225	'37. 3. 4		DYS
Air-raid precautions	"	28226	'37. 3. 5		Nr.7 '37. 3. 4
Going slow with air-raid precautions	"	28226	'37. 3. 5		RDP
Chancellor's case for re-armament	"	28226	'37. 3. 5		Dr. Chatel-annet
Modernising the army	"	28226	'37. 3. 5		Mois
War in the air	Eco	4879	'37. 2.27		EN
The social foundations of the German armament policy	CR	855	'37. 3. 3		EN
The naval outlook	Hector Bywater			12. 3.16	PI
Navy Bill passed by Senate, 64 to 11	NYT		'37. 3.22		PI
Nation must arm. Col. House warns	"		'37. 3.24		PI
					YIP

1411

要 旨	議 案	審 議 日	審 議 時 間	審 議 場 所	審 議 結 果
物價騰貴の原因と今後の動向	垣越 鐵 藏	15.	7 12. 3.10	講談	9. 4 12. 4. 1
現下物價騰貴の限界性	加瀬 三 郎	3.	3 12. 3.10	商工経	中公 4. 598 12. 4. 1
最近の物價騰貴の原因と防止策	東 郷	1754	12. 4.10		帝徳報 27. 3 12. 3. 1
物價より見たる金本位停止の理由	"	1753	12. 4. 3		財経 24. 4 12. 4. 1
物價騰貴と國民生活の安定	永室 吉 平	14.	3 12. 3. 1	産業	野淵 91 12. 3.17
F.I.P.P.の價格統制の賛否	"	18.	14 12. 4. 8	國選	外時 12. 4.15
ナチス露寇經濟の解剖(續)	"	18.	11 12. 3.18	"	正選 13 12. 3.26
ナチス露寇經濟の全面的解剖	"	18.	10 12. 3.11	"	Y. M. 373 12. 3.20
ナチスの經濟立法	岩野 嘉次郎	12.	4 12. 4. 1	日評	國バ 1000 12. 4. 1
ナチス治下四箇年に於ける經濟指票	海外	2	12. 2.		本財 103 12. 3.15
最近の露寇事情(下)	中西 賢 三	15.	9 12. 3.21	エモノ	外新報 373 12. 3.20
F.I.P.P.統制經濟の分布圖	小 穴 毅	3.	3 12. 3.10	商工経	國選 18. 11 12. 3.18
最近の世界景氣大勢と我國物價の今後動向	席川 文次郎	3.	3 12. 3.10	"	内経 12. 3.15
日本に景氣が不景氣か	正木 千多	3.	4 12. 3.25	米日	警事後の支那の經濟的發展とその統一性
世界的なフームの出現と當面のわが經濟問題	山崎 靖 純	2.	3.4 12. 3.16	評論	土井 章 満洲 17. 2 12. 2. 1
世界的商品フームの展望	國選	18.	12 12. 3.25		ダイヤ 25. 11 12. 4.11
株式フームと今後の展望	ダイヤ	25.	7 12. 3. 1		東賢 16. 3 12. 3.15
進取經濟統制の総合的研究	エモノ	15.	10 12. 4. 1		東亞 10. 4 12. 4. 1
進取時體制と國防資源の検討	評論	2.	2 12. 2.17		

1411

中央日報社 昭和12年

空 徴 雑誌 雑誌 1冊

雑誌	雑誌 1冊	1冊目
本邦経済の発展と金融市場	本財	Eco
印度産業の隆進	正週	JT
再び危機に瀕するフランス	外時	OR
苦悶するフランスとフランス	"	CFC
米國近時の金利反動とインフレーション	東潮	"
現内閣の物産政策	野潮	NYT
計費経済の諸問題	世勢	"
再認識される中国経済の動向	野潮	外情
證券資本に對する國家の經濟政策	江口行雄 信協	"
農民の税外負擔	柏井桑雄 經論	EZ
ノルウェーの産業政策と國民生活	直井武夫 産教	"
新設に於けるノルウェーの經濟的地盤	尾崎秀實 國知	"
昨年の滿洲經濟概観	國週	"
Cotton-growing in India	MG	"
The home front in war	Sir William Beveridge	"
Industrial revolution in Russia	"	"
Guaranteeing against a slump	"	"
The home front in War	William Beveridge	DV
Raw material inquiry	"	"
Is there a trade cycle?	Windthrop W. case.	4890 '37. 3. 6
Arms and economic recovery	J. M. Horobin	13625 '37. 4. 6
Further thoughts on planning in industry	"	885 '37. 3.
An exponent of obvious Money	P. Willis	3743 '37. 3. 30
The questions of "Hot Money"	"	3741 '37. 3. 6
Nazi economy held far from stable	"	'37. 3. 22
Financial and Economic Problems in China	Sir Leith-Ross	477 '37. 3. 5
Das Ende der Vorratsakte (Zum Aktionär- und Gläubigerschutz)	"	'37. 3. 5
Saarwirtschaft zwei Jahre im Reich	"	'37. 3. 14
Die Kartelle in der Preispolitik	"	'37. 3. 17
Gelockerte Preispolitik (Zur Preisregelung in der Spinnstoffwirtschaft)	"	'37. 3. 21
Ausgedehnte Rohstoffproduktion	"	'37. 3. 21
Die Preise in der Textilwirtschaft	"	'37. 3. 21
Die Preissteigerung in der Welt	"	'37. 3. 21
Deutsche Gemeindeordnung als wirtschaftliches Grundgesetz III, IV, V	Dr. Goerdeler	23 '37. 3. 12 5 19

Die Preis-Spannung	DV	'37. 3. 12	L'évolution économique internationale	"	Temps	'37. 3. 22
Preiskommissar und Kartelle	"	'37. 3. 12	La lutte contre la hausse des prix à l'étranger	P. Schwob	EN	'37. 2. 27
Preisregelung im Speditionsgewerbe	"	'37. 3. 12	Le sabotage de la reprise	Roger Anboin	"	'37. 3. 27
Betrachtungen zur Verlagerung des Anleihestockgesetzes	Dr. Deumer	'37. 3. 12	La dépression actuelle et la théorie psychologique des crises	Bernard Lavergne	RPP	'37. 2. 10
Das Korean-Preis-Prinzip und die Preispolitik	"	'37. 3. 25	La reprise française	A. Piettre	"	'37. 3. 10
Bleibt die Dividenden-Begrenzung?	DVs	Nr. 6 '37. 2.	La distribution des matières premières	"	Inf	'37. 3. 11
Wie lange noch Preisstop-Verordnung?	"	Nr. 7 '37. 3.	Le pouvoir d'achat et les 40 heures	"	Popul	'37. 3. 18
Textilpreise—neu geregelt	"	Nr. 9 '37. 3.	Une économie politique sans doctrines	J. Lescurie	REP	'37. 1.
Lebziger-Erthährmesse 1937 im Zeichen des Vierjahresplans	AZ	'37. 3. 2	Economic reconstruction in China—II (Kiangsi)	"	CEJ	20. 2 '37. 2.
Preissteiger zu 350.000 RM Geldstrafe verurteilt	"	'37. 3. 3	Indie's economische bouw	"	BN	'37. 1. 16
Spaniens Wirtschaft aufbau	"	'37. 3. 19	Indie's economische structuur	"	"	'37. 1. 23
Wann sinken die Preise?	Nonnenbruch	'37. 3. 13	ゾルカ下流の改造に就て	ミハイロフ	IH	'37. 2. 15
La formation des prix	Temps	'37. 3. 2	バルカン諸國に於けるドイツ	"	"	'37. 3. 10
La hausse injustifiée des prix	"	'37. 3. 13	日本のインフレーション	"	"	'37. 3. 14
La hausse injustifiée des prix	"	'37. 3. 14	ゾルカ河改修計畫	ウエヂネフ	"	'37. 3. 15
			イタリー—經濟の崩壊	"	"	'37. 3. 22

空 徴 雑誌 雑誌 1冊

ドイツに於ける農業政策と食料品飢饉	ヘルバツ	IX	1 '37.	Al. comitato corporativo centrale; il Duce per il potenziamento della Marina mercantile	144次	37. 2.26
一九三七年業内審判について	ツレツキー	〃	1 '37.	Cooperazione e organizzazione economica	〃	37. 2.28
一九三七年に於ける原價と密輸の問題	〃	III	3 '37.	Al comitato corporativo centrale; Mussolini chiede i lavori della prima sessione dell' anno XV	〃	37. 3. 2
一九三七年に於ける労働生産性と賃銀	ライソニコ	〃	3 '37.	Problemi all' esame della Corporazione ortofrutti-cola	〃	37. 3. 4
一九三七年に於ける労働生産性と賃銀	ライソニコ	〃	3 '37.	Problemi all' esame della Corporazione ortofrutti-cola	〃	37. 3. 4
新經濟政策とその後の時代	グライソニコ	3R	37. 2.16			
VI 企業組織及會計	CT		37. 3.17			
獨逸の新株式會社法	三調		678 12. 3. 5	VII 財 政		
昭和十一年下期主要銀行會社事業成績	日興調		12. 3.20	結核財政と農村	黒田 彦男	改選 19. 4 12. 4. 1
産業組合と其の事業	有馬 頼 孝	貿易	37. 4 12. 4. 1	結核財政の要點	原 祐 三	改選 10 12. 4. 1
土地利用組合に関する一資料	入木芳之助	經 論	44. 3 12. 3. 1	臨時増徴案に関する若干の考察	高 瀬 千 波	改選 3. 3 12. 3.10
短戦時經濟では企業収益はどうなるか	〃	評 論	2. 2 12. 2.17	單一所得税の擁護論	松 野 賢 吾	改選 17年2冊 12. 3. 1
日本米穀會社設立の頓挫	東 經		1750 12. 3.13	臨時増徴増徴と税制整理	神 戶 正 雄	改選 44. 4 12. 4. 1
銀行會社の資本調	日興調		12. 3.20	最近に於ける國民政府財政に就いて	日興調	12. 3.20
工業組合法の改正	小島 精 一	工 組	48 12. 4.	支那財政の對期的展開	崔 敬 伯	改選 28. 4 12. 4. 1
Precautions against profiteering	MG		28220 37. 2.26	地方財政交付金問題	エモノ 18年	改選 9 12. 3.21
Shipbuilding shares analysed	Eco		4881 37. 3.13	本邦地方財政政策	岡 澤	改選 16年 4 12. 4. 1
				豫算總會に於ける社會大衆黨の活動	内 社	改選 314 12. 3.15
				我が國に於ける教育財政に就いて	菊池豊三郎	改選 578 12. 3.11

展開された租税逃避競争	國 題	18. 11 12. 3.18	Use of financial resolutions	LT	47638 37. 3. 9	
フランスの財政危機と新通貨政策	〃	18. 11 12. 3.18	Borrowing for defence	J. M. Keynes	47630 37. 3.11	
海峽植民地一九三七年國庫豫算と其の豫算	南 協	23. 3 12. 3. 1	The Indian budget	Eco	4880 37. 3. 6	
一九三七年乃至一九三四年英國市場の自治領及植民地政府の公債發行高	大 綱	27. 3 12. 3.25	The air estimates	〃	4881 37. 3.13	
農村及都市の財政状況調査の概要	農 時	102 12. 3.25	The next budget	〃	4881 37. 3.13	
チェンバレンの元大國防豫算	青 木 得 三	外 時	12. 4.15	How to raise £400,000.000 (Mr. Keynes's advice to the Chancellor)	MG	28219 37. 2.25
景氣恢復と財政政策	阿 部 勇	商工經	4 12. 4. 1	Indian budget deficit	J. M. Keynes.	28222 37. 3. 1
十四億の軍部豫算の成立	國 經	27 12. 4. 5	Taxes high enough, Har- rison asserts	JT	18620 37. 3.31	
昭和十二年度内務省豫算の概算	入江誠一郎	新 民 32 編	4 12. 4. 1	Borrowing for defence	NYT	37. 3.19
英國海陸空軍豫算内容	大 連 商	260 12. 4. 1	4-Department Bill foists \$121,222,000	〃	37. 3.20	
議會の租税修正批判	中 村 繼 男	東 經	119 12. 3. 9	Roosevelt hopes to avoid tax rise	〃	37. 3.24
最近豫算に於ける公債政策論	島 恭 彦	經 論	44. 4 12. 4. 1	Lower tax return threatens budget	〃	37. 3.24
追羅國一九三八年豫算	南 協	23. 4 12. 4. 1	Change in Comptroller General's functions offers opportunity for reforms	R. K. Hoyt	Annual 1260 37. 3.12	
外貨債課税問題に就て	栗 栖 越 夫	商工經	3. 3 12. 3.10	Wie arbeitet das Branntwein-Monopol?	EZ	37. 2.28
The Canadian budget	LT	47619 37. 2.26				
Finance of defence	〃	47621 37. 3. 1				
The Indian budget	〃	47621 37. 3. 1				
Indian budget deficit	〃	47621 37. 3. 1				



著 者	題 名	日 付	頁 数
F/	Die Steuerung des Franc- (Umschaltung des Kapitalstroms)	'37. 3.10	5138 '37. 3. 7
"	700 Millionen Reichsanleihe. (Starke Beteiligung der kleinen Zeichner)	'37. 3.12	5141 '37. 3.10
AZ	Die Wiederherstellung der deutschen Währungsstabilität	'37. 3. 2	'37. 3.11
"	Konsolidierung in Frankreich	'37. 3.11	RPP '37. 3.10
VB	Zur neuen Reichsanleihe	'37. 3. 5	" '37. 3.10
DR	Die Bedeutung der Realsteuereform	'37. 3.15	44. 507 '37. 2.10
DVs	Der Sinn der neuen Reichsanleihe	Nr.7 '37. 3	Roger AUBOIN EN '995 '37. 3. 6
Temps	Le régime nouveau des taxes à la production	'37. 2.24	Philippe SCHWOB " '996 '37. 3.13
"	Trésorerie et marché monétaire	'37. 3. 1	" " '37. 3. 4
"	Les décisions financières du gouvernement	'27576 '37. 3. 8	" " '37. 3. 7
"	L'emprunt de la défense nationale devant le parlement	'27578 '37. 3.10	" " '37. 3. 7
"	L'émission a été convertie dans la journée	'27582 '37. 3.14	" " '37. 3. 9
"	L'emprunt de la Défense Nationale	'27583 '37. 3.15	RK '37. 3. 9
"	Le Président du Conseil expose à la Nation la situation financière		Popul '37. 3. 7
"	L'emprunt de la Défense Nationale devant la chambre		" '37. 3.10
"	L'emprunt de Défense Nationale est voté par le Parlement		" '37. 3.11
"	Réflexion sur le problème budgétaire		A. Gortey RPP '37. 3.10
"	La Banque de France et l'Etat en 1936		" '37. 3.10
"	Les finances d'un pays libre		Roger AUBOIN EN '995 '37. 3. 6
"	Le plan financier		Philippe SCHWOB " '996 '37. 3.13
"	Il riscatto dell' imposta immobiliare e gli acceramenti della contabile mentale		PI '37. 3. 4
"	Finanza imperiale		" '37. 3. 7
"	L'applicazione dell' imposta sui dividendi delle società		" '37. 3. 7
"	Aumento del risparmio e disciplina del contribuente		" '37. 3. 9
"	レ聯邦の國民貯蓄		RK '37. 3. 9
"	レ聯邦の國家豫算と地方豫算		スミル * " '12. 2.14

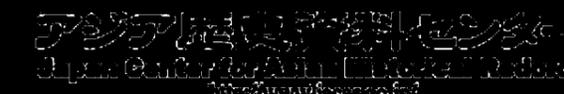
一六八

著 者	題 名	日 付	頁 数
レオノワ RK	獨立銀行の任務	'12. 2.14	11. 1 '12. 2.27
ヤコヴレフ "	ロシア共和國の國家豫算と地方豫算	'12. 2.26	18. 12 '12. 3.25
レキス "	ウクライナ共和國の一九三七年財政設計案	'12. 2.28	" '18. 11 '12. 3.18
クヂリコ "	白ロシア共和國の豫算	'12. 3. 4	" '18. 11 '12. 3.18
フアチヤノ "	短期信用の緊急任務	'12. 3. 5	海外 '2 '12. 2.
グリソソ "	行政費の節約	'12. 3.10	" '2 '12. 2.
ジュラルツ "	獨立銀行と經濟機關の相互債務	'12. 3.16	" '2 '12. 2.
C3	肉、脂肪額の取引税率	'16 '12. 3.15	" '2 '12. 2.
VIII 全 編	日銀の職制改革と其背景	エモノ '15年 9 '12. 3.21	" '2 '12. 2.
千葉八郎 東陸	日銀條例の改正と機能の擴充	15. 5 '12. 4. 1	" '2 '12. 2.
野崎龍七	準備率制下の日銀改革問題	ダイヤ 25. 9 '12. 3.21	國選 '18. 14 '12. 4. 8
"	準備率制下の日銀改革問題	" 25. 10 '12. 4. 1	工組 '47 '12. 3.15
松山茂二郎	レ聯邦に於ける貨幣問題	日評 '12. 4 '12. 4. 1	經濟 '7. 4 '12. 4. 1
露月	レ聯邦の金保有高(承前)	34 '11.10.	國選 '25 '12. 3.15
日興調	預金プロック諸國證券發行市場の動向	" '12. 3.20	東經 '1752 '12. 3.27
ダイヤ 25.	昨年度米國證券發行市場	" '12. 3.20	" '1752 '12. 3.27
ダイヤ 25.	フタリオンの爲替學說	" '9 '12. 3.21	東經 '10. 4 '12. 4. 1
"	(一) [最近の新學說]	" '12. 3.21	東經 '1752 '12. 3.27
"	フタリオンの爲替學說	" '25. 10 '12. 4. 1	國選 '18. 12 '12. 3.25
高木友三郎	第二次インフレーションと公債消化力問題		信協 '11. 1 '12. 2.27
高木友三郎	公債消化と産業金融		國選 '18. 12 '12. 3.25
高木友三郎	支那中央銀行改組問題		" '18. 11 '12. 3.18
高木友三郎	中國農民銀行の交換券制限		" '18. 11 '12. 3.18
高木友三郎	米國大統領の爲替安定資金運用法に非關切下權限並に復原金融保存機關存続期間延長法の成立		海外 '2 '12. 2.
高木友三郎	米國大藏省の新金買上資金調達案		" '2 '12. 2.
高木友三郎	佛蘭西銀行改組に伴ふ同行情況令		" '2 '12. 2.
高木友三郎	佛蘭西銀行改組法實施に關する大統領令		" '2 '12. 2.
高木友三郎	支那中央準備銀行法案の具體化		" '2 '12. 2.
高木友三郎	商工組合中央金庫懇談會		國選 '18. 14 '12. 4. 8
高木友三郎	中小商業者金融調査に就て		工組 '47 '12. 3.15
高木友三郎	準備率制下の「金」準備		經濟 '7. 4 '12. 4. 1
高木友三郎	我國金統計の草吟味		國選 '25 '12. 3.15
高木友三郎	本邦人所有外貨證券及外貨資金の變化		東經 '1752 '12. 3.27
高木友三郎	北支に於ける金融業の現勢		" '1752 '12. 3.27
高木友三郎	爲替相場引上の提唱(一)		東經 '10. 4 '12. 4. 1
高木友三郎	生保の金融勢力増大と株式、公債投資		東經 '1752 '12. 3.27
高木友三郎			國選 '18. 12 '12. 3.25

一六九

英國に於ける銀行社會化論	銀通	614	12. 3.20	Gründlinge Reichsbank-	VB	37. 3.14
英米爲替平衡資金運用の資	真經	1751	12. 3.20	Le stabilisation moné-	REP	37. 1.
幣造經濟政策の審判法制定の同法及爲替管理法中則規定適用關係に關する法律	海外	2	12. 2.	table? est-elle possible	PI	37. 2.28
Four years of American banking	Eco	4890	37. 3. 6	L'assemblee generale della Banca Popolare di Novara		
'Is it inflation?'	"	4881	37. 3.13	IX 保險、取引所及倉庫		
The French financial reforms	"	4881	37. 3.13	國民健康保險法案議會上程	健保	11. 2 12. 2.27
Big gold stock a problem	Elliot V. Bell	13606	37. 3.17	健康保險法案を成立せしめ	真經	1751 12. 3.20
Stabilization of the franc	Edwin L. James	13620	37. 3.31	國民健康保險と農山漁村貯蓄火災保險について	近藤文二	エヌノ15年 9 12. 3.21
The indebtedness of the Indian peasant	MG	29226	37. 3. 5	伊大和國營生命保險に就いて	平山馬彦	保學 40. 352 12. 3.20
Finanzierungsgrundsätze der Reichsbank	EZ	37. 3.14	37. 3.14	一九三五—一九三六年に於ける諸國の社會保險(一)	生田武夫	國ノ 6年 4 12. 4. 1
Aufbaujahr der Banken	"	37. 3.21	37. 3.21	リゲイエト聯邦の社會保險豫算	健保	11. 2 12. 2.27
Mittelfristiger Industriekredit	Dr. Keichel DV	37. 3.25	37. 3.25	波蘭の地方労働者と疾病保險	"	11. 2 12. 2.27
Lieferanten- und Bankkredit	Kruk	37. 3.25	37. 3.25	海船保險法案の要綱	帝水	16. 3 12. 3. 1
Bank- und Kreditfragen in Italien	AZ	37. 3. 4	37. 3. 4	Probleme der Pensionsversicherung	Hopp	AZ 37. 3. 6
Selbstfinanzierung und Kreditwesen	DYs	Nr.6	37. 2.	Wann Autokaufpflicht-Zwangversicherung? (Der Inhalt des Akademie-Gutachtens).	"	37. 3. 7

Die erweiterte Versicherungsansicht. (Ein bedeutsames Aenderungsgesetz)	AZ	37. 3.11	37. 3.11	農家經濟慣に於ける二つの社會的分化(一)	渡邊信一	經學 7. 3 12. 3. 1
Die deutsche Lebensversicherung	"	37. 3.12	37. 3.12	農家經濟調査(昭和九年度)(其の一)	農時	102 12. 3.25
Aenderung der Versicherungsansicht. (Neue gesetzliche Bestimmungen)	EZ	37. 3.10	37. 3.10	小作關係と農業經營(二完)	石橋幸雄	帝農報 27. 3 12. 3. 1
Autokaufpflicht-Versicherung im Umbau	"	37. 3.11	37. 3.11	小作料は高いか	大槻正男	社政 199 12. 4. 1
Lebensversicherung und allgemeine Wirtschaftstätigkeit	SIK	Nr. 48	37.	ナマスの原料政策(一)	桑島壽雄	商會 2. 3 12. 3. 1
Vier Jahre öffentliche Feuerversicherungsanstalten im national-sozialistischen Staat	VB	37. 3.12	37. 3.12	米國に於ける産業統制の實狀	米日	3. 4 12. 3.25
La polizza balilla e l'istituto Nazionale delle Assicurazioni	PI	37. 2.26	37. 2.26	ドイツの農業の收穫率の研究(完)	米日	3. 4 12. 3.25
X 農、林、畜産及水産業						
米糧政策と農地法案	澤村 康	米日	4 12. 3.25	一九三五年に於ける英領馬來半島の農業	小川 裕一	南協 23. 4 12. 4. 1
比律賓の米穀問題	南協	23.	4 12. 4. 1	林業經營調査	永田龍之助	山林 652 12. 3.13
英領馬來に於ける米の調査(一九三六年度)	南南	7年	7 12. 4. 5	支那の農業建設と金融問題	小林幾次郎	南工報 3. 4 12. 4. 1
東北ニウギネアの農業(上)	"	7年	7 12. 4. 5	絲綢安定施設法の意味、作用と效果	東經	1749 12. 3. 6
資源問題と滿洲國	植村甲午郎	議院	15. 7 12. 3.10	ソヴェット新憲法と農村經濟論	伊部 政一	帝農報 27. 3 12. 3. 1
雇傭の「資源分配」	稻原 勝治	エヌノ	15年 10 12. 4. 1	支那の農村合作運動	東經	10. 3 12. 3. 1



英國自由黨黨綱史上に類 く反黨物法運動(二)	北野大吉 商論	8 12. 2.25	Das Landjahr 1937 beginnt bald	AZ	37. 3. 4
商品生産の進歩と過小生産 の自給自足化	稻村順三 帝農報	27. 3 12. 3. 1	Der landwirtschaftliche Betriebskreis	"	37. 3. 31
農業國家の研究(六)	岡田 温 LT	27. 3 12. 3. 1	Mehr Ertrag aus dem deutschen Boden! (Föring an die Land- wirtschaft)	"	37. 3. 25
Help for fishing industry	"	47616 37. 2.28	Das deutsche Volk—ein Bauernvolk	Dr. Reischle VB	37. 3. 1
The land and defence	"	47621 37. 3. 1	Zur landwirtschaftlichen Schuldenegehung	"	37. 3. 3
Unpopularity of contracts (A secure price basis needed)	"	47633 37. 3.15	Der Appell des Minister- präsidenten Göring an das Landvolk	"	37. 3. 25
Poultry policy	MG	47609 37. 2.15	Ausbau der Wirtschafts- beratung. (Anordnung des Reichsbauernführers Darfe)	"	37. 3. 26
Sales of liquid milk	"	47615 37. 2.22	Die Ertragsfähigkeit der deutschen Landwirtschaft (Ein Vergleich mit dem Ausland)	FZ	37. 3. 20
Co-operation in agriculture and fisheries in 1935	L Gaz	2 37. 2.	Mobilisierung der Land- wirtschaft (Gönings Ap- pell und Massnahmen)	"	37. 3. 24
The American peasant	Wayne Gard CH	1 37. 4.	Massnahmen zur Stei- gerung der Bodenfrucht- barkeit der Bodenverträge Les conventions collectives agricoles devant la Chambre	DVs Nr. 8 37. 3.	37. 2. 26
Reich to operate laggard's farms to speed output	NYT	37. 3. 24		Temps	
Wheat insurance put before Senate	"	37. 3. 24			
Wheat advances to best in 18 years	"	37. 3. 25			
The American Peasant	Wayne Gard CH	37. 4.			
Agricultural planning and farm wages in New Zea- land	E. J. Riches ILR	37. 3.			
The latest plans for con- rolling agriculture	CFC	37. 2. 27			

La Chambre adopte le projet sur les conven- tions agricoles entre em- ploeurs et employés	Temps	37. 2. 27	一九三七年度ノ聯邦農業	メソチ+シエ III	3 33.
La crise agricole et la dénatalité	"	37. 3. 2	一九三七年度ノ聯畜産業	ウエヌコク "	3 37.
La revision du prix du blé devant le sénat	"	37. 3. 4	世界穀物市場の現状と前途	ルビソシエ IIX	1 37.
La loi des 40 heures dans l'agriculture	"	37. 3. 13	ノ聯邦纖維原料の栽培の前 途	ヤカー+シキ "	1 37.
Statistique agricole de la France	P. Decharne "	36. 3. 16	エム・ア・エスに對する農 産物割付率	DH	37. 3. 21
L'agriculture et les con- ventions collectives de vente	Louis Salleton RPP	37. 2. 10	極東地方播種計程	TI	37. 2. 11
Sauvegardons le principe de l'Office du Blé	Popul	37. 3. 13	聯作畜産人民委員部の構成	CS	13 37. 2. 28
La production del cotone in Somalia	PI	37. 2. 26	英領馬來に於ける邦人鐵礦 業近況	南南	7年 7 12. 4. 5
L'opera delle confedera- zioni agricole per lo sviluppo delle colture	"	37. 2. 28	一九三六年比島鐵礦概況	"	7年 5 12. 3. 1
Granlibsa opera di rim- boschiamento stracordi- nario per celebrare la fondazione dell' Impero	"	37. 3. 3	臺灣鐵礦業の黎明期を語る	福留宮之助 森時	209 12. 4. 1
A year's progress in agri- cultural reconstruction	CEJ	2 37. 2.	Reformgedanken zum Kohlenwirtschaftsgesetz	FZ	37. 3. 13
Sukerproductie en alzet in Azië	BN	37. 1. 16	Eisenmangel in aller Welt	DV	37. 3. 5
Java-suker naar Holland	"	36. 11. 25	L'antarchia economica; Grandioso impianto a Marghera per la disal- lazione degli oli min- erali	PI	37. 2. 28
			Un nuovo metodo di estrazione dell'olio dalle seanse	"	37. 3. 3



著	著者	頁	日	刊	題名	頁	日	刊
De Japansche Kopernijn	BN	37. 1.21			近時ソヴェートロシアの製紙状況	32.	2 12.	4. 5
一九三六年世界製紙業	III	37. 2.17			製紙の紙業状況	32.	2 12.	4. 5
製紙の状況	フトリオン	37. 3. 1			国防と機械工業来るべき生産設備問題(II)	2.	3.4 12.	3.16
第十七回国際地質学大会	フエフコフ	37. 3. 5			工業化の意義とその指標	190	12.	4. 1
XII 工業	ケフキソ				工場統計通報に現はれたる我國工業の新方向	175.4	12.	4.10
在露鐵鋼國策の批判	小島精一	3. 4 12.	4. 1		英國の大軍備と財政軍需工業	26	12.	3.25
鐵鋼國策の諸缺點	小島精一	25. 10 12.	4. 1		華北棉花と日本紡織工業	7	12.	3.24
鐵鋼國策に対する私案	東經	1752	12. 3.27		日本綿布の生産量比較	533	12.	3.10
昭和十一年世界製紙業概況	日鏡	4. 2 12.	3.31		英國に於ける電気事業の統制に於て	28	12.	3.25
我國に於ける製紙業の現況	松尾章吉	4. 2 12.	3.31		印度支那の電力需給状況	7年	6 12.	3.15
現内閣の燃料政策	内藤精一	17. 4 12.	4. 1		獨逸に於ける金屬原料品の引渡義務	2	12.	2.
米國加州製油工業の概況	内藤精一	174	12. 3.20		獨逸手工業とナチスの政策	4.	3 12.	3.10
フランスに於ける代用燃料	加瀬三郎	4 12.	4. 1		第二次五ヶ年計型は工業に何を齎したか?	3.	4 12.	4. 1
ドイツに於ける代用燃料の將來性	石持	698	12. 3.10		地方工業化政策の提唱と其の使命	48	12.	4.
液體燃料自給國策に就て	内藤久寛	698	12. 3.10		下階工業による工業地方化	4.	3 12.	3. 1
燃料から見た我國の自動車	内藤久寛	698	12. 3.10		と産業組合工業組合	4.	3 12.	3.10
我國に於ける石油問題概観	熊谷卓次	326	12. 4. 1		我が國自動車工業の展望	4.	3 12.	3.10
人獨用バルブ自給策	三浦伊太郎	32.	1 12.	3. 5	英國工場法案	2	12.	2.
滿洲のバルブ事業	〃	32.	2 12.	4. 5	關東州に鐵道附屬地の昭和十年度工業生産額と最近の情勢(下)	260	12.	4. 1
一九三六年歐羅巴各國の製紙及パルプ工場数	〃	32.	2 12.	4. 5				
一九三五年世界製紙業概況	〃	32.	2 12.	4. 5				

著	著者	頁	日	刊	題名	頁	日	刊
天然瓦斯と農村工業	三川達郎	698	12. 3.10		Die wirtschaftliche Bedeutung der Zellwolle	Dr. Ing. Herrmann	DV	37. 3.12
人造羊毛の發展性と日本人新技術の今後	工日	5. 4 12.	4. 1		Die neuere Entwicklung der französischen Eisenindustrie	Dr. Hartig	〃	37. 3.10
英國造船状況(一九三六年)	海經	6 12.	3.25		Der Ausbau der deutschen Zellwollproduktion	〃	〃	37. 3.25
運轉時體制下の航空機工業界を見る	工日	5. 4 12.	4. 1		China's Industriewirtschaft im Aufbau	Dr. H. H. Kung	WA	37. 3.
Curb considered on iron exports	NYT	37.	3.20		Die Industrialisierung Chinas unter Berücksichtigung der ländlichen Industrien	Hsien-Ding Fong	〃	37. 3.
Report of the United States Steel corporation	CFC	37.43	37. 3.20		Die Industrialisierung Vierjahresplan	〃	VB	37. 3.25
Kohleflämmerung in der Welt?	Schürmann	AZ	37. 3. 7		Einige Bantormen neuerzeitlicher Wasserschiffwerke	ETZ	6.58	37. 2.11
Die Spannungen im polnischen Kohlenbergbau	〃	37. 3.19			S.M. Gobelli-Giell espone lo sviluppo dei lavori pubblici	PI	37. 3. 2	
Rangordnung des Eisenverbrauchs	〃	37. 3.20			一九三七年度ノ聯邦地方工業の概況	ガブリコフ	II	3 37.
Frankreich sichert sich durch Kohlenverflüssigung	FZ	37. 2.28			一九三七年に於けるノ聯縣工業	クリエフ	〃	3 37.
Die Motorisierung der Welt	〃	37. 3. 3			一九三七年に於けるノ聯重工業	クハレフス	〃	3 37.
Internationale Rohstoffpreise weiter fest	〃	37. 3. 7			航空事業に於ける新傾向	タラチエソ	III	37. 2.14
Das moderne Automobil (Ein Ueberblick über den Genfer Auto-Salon)	〃	37. 3.15			の聯邦に於けるチンダー付機關車	クマチエク	〃	37. 2.14
Verteilungsaufgaben in der Eisenwirtschaft	〃	37. 3.20						
Die Wandlung in der Textilfaserversorgung	〃	37. 3.26						



XV 社会及労働							
日本國體と自由主義	村井藤十郎	社往	9.	4 12. 4. 1			
日本労働科學研究所の職能 並に指導精神に就て	芳科	勞科	14.	3 12. 3. 1			
日本社会事業の史的発展	山口 正	社往	20.	12 12. 3.15			
日本に於ける失業とその對 策(二)	風早入十二	國學	51.	4 12. 4. 1			
獨逸に於ける兵士及労働者 仕着の救済に關する命令 暨四ヶ年計畫實施を目的 とする熟練労働者對策に關 する諸命令	海社	海社	102	12. 2.			
新興獨逸の社会政策	海社	海社	102	12. 2.			
新獨逸の社会政策と共同生 活(アルトハフス編)	海社	海社	102	12. 2.			
獨逸の労働手帳	海社	海社	102	12. 2.			
獨逸の就業統制政策	海社	海社	102	12. 2.			
獨逸に於ける失業問題	海社	海社	102	12. 2.			
英國の主要工業部門に於け る雇傭状況	海社	海社	102	12. 2.			
昨年度に於ける英國労働者 状況の改善	海社	海社	102	12. 2.			
英國の失業問題	海社	海社	102	12. 2.			
英國の新工場法案	海社	海社	102	12. 2.			
大中小工場に於ける退職積 立金法實施状況	海社	海社	102	12. 2.			
官業に於ける労働者災害扶 助法施行概況	海社	海社	102	12. 2.			
我國の職業別地区別勞力 移動序説(上)	中島仁之助	社政	199	12. 4. 1			
一九三六年のアメリカ新勞 働法	高橋貞三	勞科	199	12. 4. 1			
米國労働運動の最近の傾向 米國に於ける労働争議の増 加	海外	海外	315	12. 3.25			
合衆國の失業救済政策 職業者と都市労働者の生活 費に關する比較研究 と異對策	世勞	世勞	2	12. 2.			
職業強化に於ける労働強化 策	世勞	世勞	14.	4 12. 4. 1			
軍需インフレーションの労働問題 職業婦人進出に就ての再吟 味	世勞	世勞	4.	3 12. 3.10			
食料人口構成の一考察	世勞	世勞	2.	34 12. 3.16			
本邦林業労働の概観	世勞	世勞	32.	1 12. 3.28			
フランスの強制調停及び仲 裁法	世勞	世勞	14.	4 12. 4. 1			
最近の労働事情と賃銀値上 運動	世勞	世勞	26	12. 4. 1			
労働者障害扶助料の改正	世勞	世勞	12.	4 12. 4. 1			
工業最低年齢條約の改正	世勞	世勞	14.	4 12. 4. 1			
警視廳管下五十人以上使用 工場に於ける物價騰貴對處 事情	世勞	世勞	12.	4 12. 4. 1			
海上兩労働組合の合同成る 継続労働時間短縮問題	世勞	世勞	315	12. 3.25			

一つの自由主義思想史	大塚金之助	日評	12.	4 12. 4. 1			
勞災と必要最低賃金	永野 順造	社政	199	12. 4. 1			
福建各地方の習俗	井出季和太	勞時	208	12. 3. 1			
非常時の進退と民衆生活の 俟望	畔田 覆	社往	9.	4 12. 4. 1			
Work among unemployed	海社	海社	28212	37. 2.17			
The block grant conce- sions	海社	海社	28214	37. 2.19			
Youth in restless age	海社	海社	28216	37. 2.22			
Experiment in self-govern- ment	海社	海社	28218	37. 2.24			
Mothers and children in the Special Areas	海社	海社	28218	37. 2.24			
Breaking up families (Migration from Special Areas)	海社	海社	28219	37. 2.24			
South-west Durham's plight.	海社	海社	28219	37. 2.25			
Abandonment of villages proposed	海社	海社	28219	37. 2.25			
Durham report attached (Area's industrial possi- bilities)	海社	海社	28220	37. 2.26			
Proposed abandonment of South West Durham village	海社	海社	28221	37. 2.27			
To-day's Special Areas report	海社	海社	28222	37. 3. 1			
Mui Tsai	海社	海社	28222	37. 3. 1			
Child slavery in Hong- Kong and Malaya	海社	海社	28222	37. 3. 1			
Manchester relief changes	海社	海社	28223	37. 3. 1			
Text of Special Areas White Paper	海社	海社	28223	37. 3. 2			
Government's meagre plans for Special Areas	海社	海社	28223	37. 3. 2			
Diversing new industries to Special Areas	海社	海社	28223	37. 3. 4			
Manchester's scheme for hospital co-operation	海社	海社	28226	37. 3. 5			
Special Areas Bill	海社	海社	47618	37. 2.25			
The Special Areas	海社	海社	47619	37. 2.26			
The report on Mui Tsai	海社	海社	47621	37. 3. 1			
The Government and the Areas.	海社	海社	47622	37. 3. 2			
Special Areas (The Go- vernment's proposals)	海社	海社	47622	37. 3. 2			
Migrants from the Areas	海社	海社	47624	37. 3. 4			
Italy's need of more labies	海社	海社	47625	37. 3. 5			
Work in Special Areas	海社	海社	47622	37. 3. 13			
Slate and Special Areas	海社	海社	47622	37. 3. 13			
US faces sit-down strike	海社	海社	13634	37. 4.15			
Eve of a new fight in U. S. A.	海社	海社	13617	37. 3.28			
Britain's child movement	海社	海社	13618	37. 3.29			

日 報 日 報 日 報

British hannah relief plan in 'Special Areas'	JT	13621	'37. 4. 1	Japan's "Holy War" on Communism	Georg E. Taylor	外情	12. 4. 5
Advertising and the public	Eco	4879	'37. 2. 27	Arbeitsstreikigkeiten 1936 in England und der Schweiz und 1935 in Schweden	Hof-schneider	RAB	6 '37. 2. 25
The anatomy of unemployment	"	"	'37. 3. 20	Die Unabsehbare in der Heimarbeit des deutschen Spinnstoffgewerbes	Dr. Hoppe	"	6 '37. 2. 25
Cabinet and Special Areas	"	4880	'37. 3. 6	Arbeitsersatz der Metallarbeiter	Syrup	"	'37. 3. 5
Compulsory conciliation and arbitration in labour disputes in France	L. Gaz	2	'37. 2.	Die Vermittlungstätigkeit der Arbeitssamter in der Schweiz im Jahre 1936	Paul	"	'37. 3. 5
Labor Act upheld by Circuit Court	NYT	"	'37. 3. 19	Schutzmassnahmen bei schweren und ungesunden Frauenarbeiten, insbesondere in der keramischen Industrie und bei Beschäftigung an Maschinen mit Fussandrückung	Ministeri-	"	'37. 3. 15
Sharp rise shown in private jobs	"	"	'37. 2. 22	Gesetz über die Verlängerung der Amtsdauer der Vertrauensleute	"	"	'37. 3. 15
End of PWA works seen in new order	"	"	'37. 3. 23	Die Aussichten der akademischen Berufe	AZ	"	'37. 3. 2
Job index at 98.9, highest since 1929	"	"	'37. 3. 24	Ein Tag beim Arbeitsdienst	"	"	'37. 3. 21
Miss Perkins gives views on air-down	"	"	'37. 3. 25	Nationalsozialistische Feiertagsgestaltung	Dr. Decker	VB	'37. 3. 4
Soviet standards for workers rise	"	"	'37. 3. 25				
Child labor plans offered in Senate	"	"	'37. 3. 25				
Work creation policy in Germany, 1932-1935	Leo Grebler	ILR	35. 3 '37. 3.				
Factory Inspection in Poland, 1928-1933	"	"	35. 3 '37. 3.				
Unemployment Insurance: Experiment unprecendented in world social legislation.	B. C. Gross	Annal	1358 '37. 2. 26				

Die berufliche Lenkung der Schulentlassenen von Oetern 1937	Dr. Handrick	VB	'37. 3. 18	就學義務と社会政策的法規並に施設	川本字之介	産教	4. 3. 12. 3. 10
Der Metallarbeiter im Arbeitseinsatz	Dr. Oethold	DV	'37. 2. 19	我が国の宗教々育問題(三) 空襲に於ける教育費の編成について	吉田 熊次 上田 前雄	國精 宗教	2. 4. 12. 3. 10 11. 4. 12. 4. 1
Der Facharbeiter in Wahrung und Wirtschaft	Major Hesse	"	'37. 3. 22	探査の學校	三屋 壽	探時	209 12. 4. 1
Zur Rechtsnatur der Deutschen Arbeitfront	Prof. Siebert	DR	'37. 3. 15	東京市の失業教育	下村 市郎	文時	580 12. 4. 1
Les congrès payés	"	Popul	'37. 3. 15	滿洲移民と教育問題	關 野 嘉雄	映教	110 12. 4. 1
L'application des 40 heures dans le textile	"	"	'37. 3. 17	高等小學校の問題	海 後 勝雄	細滿 教育	6. 3. 12. 3. 1 5. 4. 12. 4. 1
Ann. Etats-Unis.—L'offensive syndicaliste et la Cour suprême	Florian Delhorhe	Mois	7. 74 '37. 2.	Religion in Russia	"	LT	47618 '37. 2. 25 47690 '37. 3. 11
Le case per i contadini	"	PI	'37. 2. 26	State and Church in Nazi Germany	"	MG	28325 '37. 3. 4
Cronache corporative	"	"	'37. 2. 28	Deutscher Film aus deutschem Geist und deutschem Arbeit. (Goebbels Rede)	"	VB	'37. 3. 7
Un' iniziativa da generalizate il Donolavoro azienale agricole	"	"	'37. 3. 4	Das Zwischensemester 1937 an den Technischen Hochschule und Bergakademien	"	"	'37. 3. 12
Minimum wage law	"	CEJ	20. 2 '37. 2.	-.Geschichtsunterricht als nationalpolitische Erziehung." (Das neue Werk von Dietrich Klages)	"	"	'37. 3. 18
技師の洗練性	チエゾイチ エロワ	IH	'37. 3. 10	Der organisierte Neuanbau der höheren Schulen abgeschlossen (Beisinn der Reform ab Oster) 1937—Fremdsprachen grundsätzlich Englisch und Latein)	"	"	'37. 3. 26
スタハノフ運動者の記録	"	"	'37. 3. 27				
XVI 報 化	"	"	"				
中學校の改革案について	城戸藤太郎	教育	5. 4. 12. 4. 1				
各種學校と中等教育政策	宮 島 浩	"	5. 4. 12. 4. 1				
英國に於ける新聞事業	國 本 隆	993 12. 3. 6					
芝浦製作所の職工教育	和田隆進	産教	4. 3. 12. 3. 10				

著者	書名	人口・食糧・土地・移民・民族及人種	頁数	出版年
FZ	Drei Jahre Grundschule für Beagle (Ein Erlaß des Reichserziehungsministers)	保健國策協會の創設を提唱す	8	日醫 8. 3. 12. 3.15
"	Das deutsche Reichslesebuch (Ein weiterer Band soll zu Ostern erscheinen)	命米國に於ける児童健康相談所	4 12. 4. 1	新泉 32編
"	Neuorganisation des deutschen Rundfunks	Health for a generation. (Vienna's youth)	102 12. 2.	海社
"	Die schklassize höhere Schule	Die Entgiftung des Stadsgases	28214 '37. 2.10	MG
DVs	Volkswirtschaft und neue Schule	XVIII 人口・食糧・土地・移民・民族及人種	'37. 3.15	RAB
AZ	Schulleform abgeschlossen. Ab Ostern 1937: Oberschule, Gymnasium, Aufbauschule	南洋教録ニユージニアの山水と風景(一)	209 12. 4. 1	三吉 朋十 彙時
Temps	La réforme scolaire	南領ニユージニアの實相	908 12. 3.26	國ハ 南情
PI	L'oratio nelle elementari: come risolvere il delicto problema?	英領馬來の農業用土地所有條項	6 12. 3. 1	7年 南南
III	ノ聯邦學士議の制定	最近の木島農業移植民事業	208 12. 3. 1	彙時
III	ノ聯邦産業教育の結構	最近の木島農業移植民事業	209 12. 4. 1	"
III	ノ聯邦小學教師の質的向上	植民地再分割問題の一考察	4 12. 4. 1	神川 彦松 國學
III	XVII 國策及保健衛生	滿洲國在留本邦人口統計表	71 12. 2.25	拓時
"	東洋諸國のヘルス・センターに就て	米國の新領島	373 12. 3.20	チユ・ビユ 外新雜
"	ヘルス・センター制度の概要に就て	主要列國に於ける人口、出生及死亡の變遷(一)	66 12. 3.	精時
"		Food control in Great Britain	13606 '37. 3.17	William Beveridge JT

JT	Philippine view on independence	Colonisatie Nieuw-Guinea	BN	'86.12.12
"	Soviet migration into Siberia Area	Tenggekeerd nit Nieuw-Guinea	"	'86.12.14
"	The Netherlands in the East	Arbeids voorwaarden in Nieuw-Guinea	"	'37. 1.12
"	The South Sea Mandated Islands	Het Kolonisatie-vaagstuk	"	'37. 1.15
VB	Der faschistische Grossrat verkündet die Leitsätze der italienischen Bevölkerungspolitik	Bestuur op Nieuw-Guinea	"	'37. 1.29
"	Ausserordentliche Massnahmen zur Sicherung der Volksernährung (Steigerung der Erzeugungs-schlicht)	De Vrouwhandel in't Oosten	"	'37. 2. 1
"	Amerikanische Landesplanung. (Von der Finns-regulierung zur bündes-mittelbaren Raumordnung)	Europeseche en inheemsche kolonisatie	"	'37. 2. 2
FZ	La politique démographique que du fascisme	De bestrijding van den vrouwenhandel	"	'37. 2. 2
Temps	La Litoranea Libica in un articolo di Balbo	XIX 天文・地理及歴史	陸主	325 12. 3. 1
PI	Japans bestuur over mandaggebieden (De eilanden in de Stille Zuidzee)	暹羅國事情(三)	Hironao Hino JT	13610 '37. 3.21
BN	Japan's drang naar het Zuiden	New aspects of old Siam	"	13610 '37. 3.21
"		The traveler's notebook on U.S.S.R.	Hironao Hino	13617 '37. 3.28
"		New aspects of old Siam	"	13617 '37. 3.28
"		The traveler's notebook on U.S.S.R.	"	13617 '37. 3.28
"		Secrets revealed of Russian ballet	"	13630 '37. 4.11
"		The traveler's notebook on U.S.S.R.	"	47609 '37. 2.15
"		The Aleutian Islands	MG	

種 類	著 者	冊 数	定 價
New Iran	M.G.	47613	37. 2.19
A world tour in 1936	C.F. Andrews	28223	37. 3. 2
The great cities of Britain—IV (commercial Bristol)	Eco	4879	37. 2.27
The great cities of Britain—V (Remote Newcastle)	"	4880	37. 3. 6
The tradition of Sheffield	"	4881	37. 3.13
Er komt meer geld op Balli	BN	361128	37. 1.128
Strijdustige Papoas	"	37. 1.11	
Miss Cheesman's onderzoek op N. Guinea	"	37. 1.13	
Supplement of charts and statistics illustrating the course of trade, output, price, wage, finance, and employment	L. Gaz	2	37. 2.
Betriebsstatistik-Beirder- statistik	Dr. Antoine DV	37. 3. 5	
L'andamento demografico indi poco confortanti	PI	37. 2.26	
Accurata indagine sull'andamento dei lavoratori	"	37. 2.28	
Bollesimo demografico	"	37. 3. 3	
Il formidabile sviluppo dell'Opera Nazionale Balilla	"	37. 3. 3	

一九三六年度ノ聯邦國民総
調査計

昭和十二年五月十三日印刷
昭和十二年五月十三日發行

内閣調査局編輯

印刷發行 内閣印刷局
販賣所 内閣印刷局發賣掛
東京市麹町區大手町
電話九ノ内(23)三五一一三五九
振替東京 一九〇〇〇
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店
定價金三十錢 送料(内地不取)

月刊 列國政策彙報

第二卷第六號

(昭和二十年六月) (通計第十二號)

昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年六月二十五日發行(月刊)第二十五號

(列國政策彙報 第二卷第六號) 昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可

(本書の大きさは四角五分)

合衆國

各省の機構及び所管事務 (一)

はしがき—合衆國全官廳組織一覽—國務省—財

務省—陸軍省—海軍省—内務省—司法省—

農務省—労働省—逓信省—商務省

ソ聯邦

ソ聯邦に於ける社會保險 (二)

組織及び管理—保險料—保險料の支拂—一時的

労働不能に對する手當金—分娩費、哺乳手當金—

埋葬料—各種年金—醫療—労働専門委員會

佛國

佛國電氣事業概説 (三七)

附録

内外新聞雜誌主要記事月報 (二五)

企 畫 廳